

関内地区都市景観形成ガイドライン

令和5年1月

横浜市都市整備局都心再生課

関内地区都市景観形成ガイドライン 目次

はじめに	1
1. 関内地区都市景観形成ガイドライン 対象エリア	2
2. 届出・協議の対象となる行為及び手続き	3
3. "関内地区都市景観形成ガイドライン"の使い方	4
4. 関内地区全域ガイドライン	7
4.1 関内地区の魅力ある都市景観を創造するための方針	7
方針I: わかりやすく、奥行きと賑わいのある界隈を巡り歩いて楽しめる街を創る	8
方針II: 関内地区の街並みの特徴を生かし、ミナト横浜を感じる眺望が楽しめる街を創る	9
方針III: 開港の歴史や文化の蓄積を生かしながら新しい文化を生み出す街を創る	10
方針IV: 多様な都市機能がコンパクトに複合する、活力ある街を創る	11
4.2 行為指針	12
行為指針01: ゆとりある歩行者空間を連続的に形成する	12
行為指針02: 通りの低層部のしつらえを工夫して、連続性のある賑わいを創出する	14
行為指針03: 人々に交流を促す快適な広場状空地を創出する	18
行為指針04: 緑化や水際の活用により、まちに潤いを創出する	20
行為指針05: 関内地区の街並みの特徴を生かす	22
行為指針06: ミナト横浜の歴史を大切に、関内地区の魅力・個性を伸ばす	28
行為指針07: 中層、高層の建築物は、デザインを工夫し、魅力ある街並みを形成する	30
行為指針08: 港や丘などからの眺望景観が魅力的になるよう工夫する	32
行為指針09: 関内地区の新しい魅力を創造する	38
行為指針10: 秩序ある広告景観を形成する	42
4.3 景観形成基準	44
5. 地区別ガイドライン	49
5.1 山下町特定地区ガイドライン	50
5.2 馬車道周辺特定地区ガイドライン	66
5.3 日本大通り特定地区ガイドライン	70
5.4 関内駅前特定地区ガイドライン	74
5.5 北仲通り北特定地区ガイドライン	77
5.6 北仲通り南特定地区ガイドライン	82
5.7 準特定地区のガイドライン	84
6. 景観重要公共施設ガイドライン	90
7. 用語解説	98
8. 資料編	101

はじめに

関内地区都市景観形成ガイドラインは、関内地区を魅力あるものとするために、景観のルールについて専門家や市民の皆さんと検討を重ねて作りあげたものです。これまで関内地区のまちづくりで行われてきたゆとりある歩行者空間の確保や歴史ある落ち着いた街並みの形成、まちの個性の創造、歴史的建造物の保全活用などといった取り組みをまとめて組み入れています。また、港や山手の丘からの眺望、まちなかから見える歴史的建造物や港への見通しを大切に、それを育てていくといった新しい取り組みも加わっています。

構成は、関内地区全域を対象とした「全域ガイドライン」と関内地区を特定地区又は準特定地区に区分してそれぞれを対象にした「地区別ガイドライン」の二層になっています。関内地区において建築行為などを行おうとする場合は、この二層構成の「全域ガイドライン」と「地区別ガイドライン」、これらのガイドラインのうちから、定量的な規定を抜き出した「景観形成基準」に沿って計画を行ってください。そして、関内地区都市景観形成ガイドラインに記載されている事項について、横浜市との協議と届出が必要になりますが、ガイドラインのうちの「方針」、「行為指針（「行為指針に関する事項」も含む。）」について横浜市と協議（「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」に基づいて行います。）を行い、「景観形成基準」について横浜市に届出（「景観法」に基づいて行います。）を行います。特に高さ45mを超える建築物などは、「横浜市都市美対策審議会」の意見を聴き、協議が進められます。

建築行為などを行おうとする方々と横浜市が協議のテーブルにつき、市民の皆さんと作り上げた関内地区都市景観形成ガイドラインに沿って、相互に提案をして創造的な話し合いを進めることで、横浜の顔となる関内地区の魅力ある都市景観が創造されていきます。

横浜市は、関内地区都市景観形成ガイドラインについて、その運用状況や都市景観形成の効果などを勘案し、方針や行為指針などの達成状況、協議結果を評価した上で、運用を開始してから概ね10年毎に見直しの検討を行います。

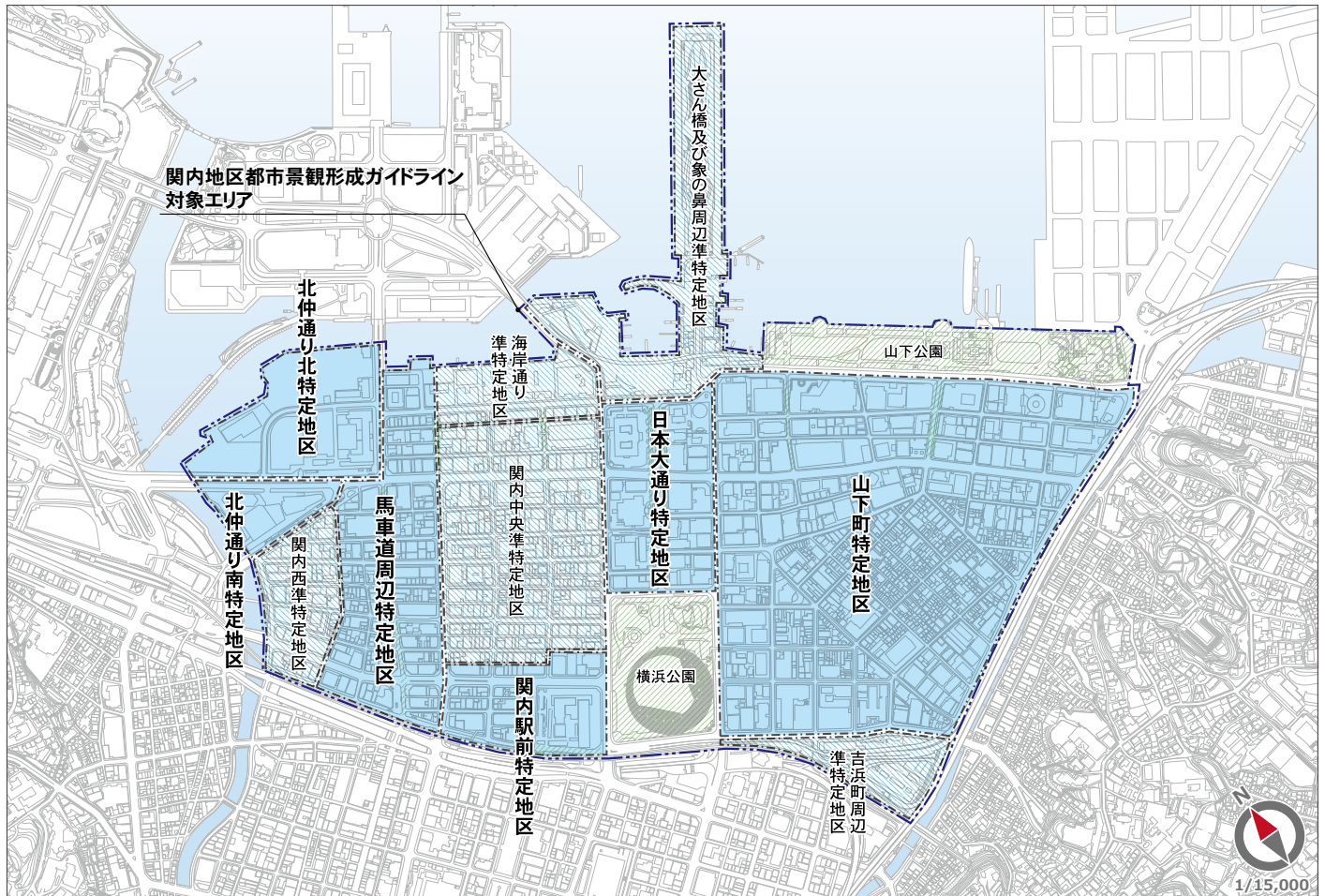
平成20(2008)年4月作成

令和3(2021)年11月更新 横浜市 都市整備局

1. 関内地区都市景観形成ガイドライン対象エリア

「関内地区都市景観形成ガイドライン」は、次の図に示す関内地区都市景観協議地区と関内地区景観計画区域において適用されます。（「関内地区都市景観形成ガイドライン」は、関内地区都市景観協議地区に定められた「方針」と「行為指針」、関内地区景観計画に定められた「方針」と「景観形成基準」などをまとめたものです。）

関内地区全域ガイドラインのほか、各特定地区、準特定地区に定められている地区別ガイドラインも併せて適用されます。



- 凡例**
- 関内地区都市景観形成ガイドライン対象エリア [関内地区都市景観協議地区及び関内地区景観計画区域]
 - 特定地区 [地区別の方針の達成に向けて地区別の基準が定められている地区]
 - 準特定地区 [今後、地元と市が連携して景観づくりに取り組んでいく地区]
 - 景観重要公共施設ガイドライン対象エリア

2.届出・協議の対象となる行為及び手続き

「関内地区都市景観形成ガイドライン対象エリア」で、建築行為など次の行為を行う場合は、「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」に基づく都市景観協議、「景観法」に基づく届出が必要になります。

■ 協議の対象となる行為(都市景観形成行為)―横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例 第9条第1項

次の行為(「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」に基づく都市景観形成行為といいます。)を行おうとする場合は、あらかじめ「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」に基づいて横浜市と協議を行う必要があります。

- (1) 建築物の新築、増築、改築又は移転(外観の変更を伴わない増築若しくは改築又は、仮設建築物のうち工事現場事務所若しくは催事等のために一時的に設置するもので景観への影響が少ないと市長が認めるものは除く。)
- (2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、外観の変更に係る施工の部分の見付面積の合計が10㎡以上のも
- (3) 土地に定着する工作物(鉄塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するものに限る。)で高さが45mを超えるもの又は建築物に定着する工作物(鉄塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するものに限る。)で当該工作物の最上部の高さが地盤面から45mを超えるものの新設、増築、改築又は移転(改築については、外観の変更を伴わないものは除く。)
- (4) 土地に定着する工作物(鉄塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するものに限る。)で高さが45mを超えるもの又は建築物に定着する工作物(鉄塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するものに限る。)で当該工作物の最上部の高さが地盤面から45mを超えるものの外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、外観の変更に係る施工の部分の見付面積の合計が10㎡以上のも
- (5) 屋上看板、壁面看板、そで看板又は広告塔及び広告板の屋外広告物の表示若しくは屋外広告物を掲出する物件の設置
- (6) 特定照明(都市景観協議地区図4に示す歴史的建造物について行うものに限る。)

また、次の行為(「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」に基づく特定都市景観形成行為といいます。)を行おうとする場合は、横浜市都市美対策審議会の意見を聴いて協議を進めます。

- (1) 高さが45mを超える建築物の新築又は移転
- (2) 建築物の高さが45mを超える部分の増築又は改築(外観の変更を伴わないものは除く。)若しくは外観を変更することとなる修繕又は模様替若しくは色彩の変更で、外観の変更に係る施工の部分の見付面積の合計が建築物全体の見付面積の過半のもの
- (3) 土地に定着する工作物(鉄塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するものに限る。)で高さが45mを超えるもの又は建築物に定着する工作物(鉄塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するものに限る。)で当該工作物の最上部の高さが地盤面から45mを超えるものの新設、増築、改築又は移転(改築については、外観の変更を伴わないものは除く。)
- (4) 土地に定着する工作物(鉄塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するものに限る。)で高さが45mを超えるもの又は建築物に定着する工作物(鉄塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するものに限る。)で当該工作物の最上部の高さが地盤面から45mを超えるものの外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、外観の変更に係る施工の部分の見付面積の合計が工作物全体の見付面積の過半のもの

■ 届出の対象となる行為(届出対象行為及び特定届出対象行為)―景観法第16条第1項

次の行為(「景観法」に基づく届出対象行為といいます。)を行おうとする場合は、その行為を行おうとする日の31日前までに、「景観法」に基づいて横浜市に対して届出を行う必要があります。〔第1項から第4項までの行為(「景観法」に基づく特定届出対象行為といいます。)で景観形成基準の形態意匠の規定に適合しない場合は、計画の変更命令の対象となる場合があります。〕

- (1) 建築物の新築、増築、改築又は移転(増築又は改築については、外観の変更を伴わないものは除く。)
- (2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、外観の変更に係る施工の部分の見付面積の合計が10㎡以上のも
- (3) 工作物の新設、増築、改築又は移転(改築については外観の変更を伴わないものは除く。)
- (4) 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、外観の変更に係る施工の部分の見付面積の合計が10㎡以上のも

関内地区については、次の工作物となります。

- | | |
|--|---|
| 1.門、塀、垣、柵、フェンスその他これらに類するもの | 13.電気通信設備、電気工作物及び無線設備 |
| 2.擁壁、護岸、岸壁その他これらに類するもの | 14.電気供給のための電線の支持物その他これに類するもの |
| 3.駐車場及び駐輪場 | 15.換気塔、冷却塔その他これらに類するもの |
| 4.駐車場又は駐輪場に附属するゲート、精算機、車止めその他これらに類するもの | 16.煙突、高架水槽その他これらに類するもの |
| 5.ごみ容器及びごみ集積設備 | 17.鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの |
| 6.自動販売機その他これに類するもの | 18.鉄塔、装飾塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの |
| 7.電話ボックスその他これに類するもの | 19.橋梁、横断歩道橋、跨線橋その他これらに類するもの |
| 8.ベンチその他これに類するもの | 20.コースターその他これに類する高架の遊戯施設及び観覧車その他これに類する回転運動をする遊戯施設 |
| 9.デッキその他これに類するもの | 21.製造施設、貯蔵施設その他これらに類するもの |
| 10.案内標識その他これに類するもの | 22.高架鉄道及び高架道路 |
| 11.郵便差出箱 | 23.緊急離着陸場及び緊急救助用スペース |
| 12.舗装(車道における舗装を除く。)、植栽ますその他これらに類するもの | 24.風車 |

(5) 特定照明

ただし、上記のうち、公共施設並びに電気工作物等の施設の機能の維持、保全又は安全確保のために必要な軽易な行為又は事故、火災等によりこれらが損傷した場合における緊急的な機能の回復又は維持に必要な行為は、届出対象から除きます。

※屋外広告物に関する景観計画の規定は、屋外広告物条例に基づく規格となります。(景観計画の届出は不要)

3. “関内地区都市景観形成ガイドライン”の使い方

関内地区全域ガイドラインの構成

■ 関内地区の魅力ある都市景観を創造するための方針

関内地区に関連する上位計画をもとに、関内地区の都市景観形成の方向性を示したものです。

■ 行為指針

関内地区全域において、又は指定された敷地において、「関内地区の魅力ある都市景観を創造するための方針」を実現するため、達成することが求められる、建築行為等の指針です。

これまでの取り組みや現況、課題を述べ、この行為指針を達成することが求められる趣旨を説明しています。

関内地区の魅力ある都市景観の創造に貢献するように設定した建築行為等の目標と、それを達成することにより得られる効果を説明しています。

この行為指針に関連する制度を紹介しています。建築行為等を計画する際は、こちらも併せて参照して下さい。

この行為指針や関連する景観形成基準に関する事項(場所、街路、事項、制限等)を記載した図面です。それぞれの敷地と周辺との関係を確認し、目標を達成して下さい。

行為指針06: ミナト横浜の歴史を大切にし、関内地区の魅力・個性を伸ばす

- これまでの取組
 - 関内地区の歴史を伝える多くの歴史建造物、土木遺構、史跡、古跡などが残っています。「関内地区歴史を伝えるまちづくり(関内)」や「横浜文化財保護条例」などの運用を通じ、これらの歴史的建造物、土木遺構、史跡、古跡の「横浜国際歴史文化センター」の開設や「日本国国史館横浜分館」の開設などにより、歴史建造物の保存・活用が図られています。
 - 歴史的建造物の再建の取組においても、日本大学(山下)の歴史地区計画、横浜市のまちづくり協定、及び「歴史建造物の活用を通じた歴史的建造物の再建」に促進した取組が実施されています。また、歴史的建造物や土木遺構など関内地区の景観上重要な建造物などの「トップアップ事業」や、重要文化財の再建の取組も進められています。
 - また、歴史的建造物について調査・調査や、関内地区に多く存在する史跡・古跡の「まちづくり」を通じた調査や、関内地区の歴史や景観の調査も進められています。
- 現況
 - 一般的に歴史的建造物には、工場の集積、工場では再建が難しいという状況、主要な施設になった建物の解体など、新しい建築物に置き換えられる傾向があります。現在でも調査・調査の取組が実施されている歴史的建造物もあれば、再建とは異なる用途に転用して使われているものもあります。近年では歴史的建造物の調査・調査、調査・調査の取組も進められています。
 - 歴史的建造物の再建、調査・調査が必要となる状況も増加しています。近年の調査・調査の取組も進められています。
 - 歴史的建造物の再建、調査・調査が必要となる状況も増加しています。近年の調査・調査の取組も進められています。
- 目標: 本町通りや日本大通りを軸に、関内地区の歴史が息づく個性豊かな街並みを形成する。
 - 歴史的建造物の保存・活用を促し、関内地区の歴史を伝えるまちづくりを進めよう。
 - 歴史的建造物の調査・調査の取組を進めよう。
 - 歴史的建造物の調査・調査の取組を進めよう。
- 得られる効果
 - 関内地区の歴史を継承することで、関内地区の歴史や文化の魅力を伝えることができ、多くの人が、関内地区を訪れ、関内地区の歴史や文化を体験することが期待されます。
 - 関内地区の景観上重要な建築物などが保全・活用されることにより、関内地区の個性や魅力が向上します。



地区別ガイドライン

関内地区をまちの特性に合わせて区分し、地区の個性や特徴をさらに伸ばしていくために達成することが望まれる、建築行為等の指針です。関内地区全域を対象とした行為指針に加え、併せて地区別ガイドラインの達成が求められます。

関内地区全域のガイドラインに記載されている行為指針等の内容は、重複を避けるため、地区別ガイドラインでは割愛しています。

※地区別ガイドラインの適用範囲については、「関内地区都市景観形成ガイドライン対象エリア」を参照して下さい。

地区の個性や魅力を育てていくための、地区別の都市景観形成の方向性を示したものです。

行為指針や関連する景観形成基準に関する事項を整理した図面です。それぞれの敷地と周辺との関連性を確認し、目標を達成して下さい。

5.3 日本大通り特定地区ガイドライン

- 日本大通り特定地区においては、関内全域が作用し連携することと、以下の方針及び行為指針を達成し、景観形成基準に適合するものとする。
- 日本大通り特定地区の魅力ある都市景観の創造のための方針
 - 関内地区の歴史を継承し、横浜を代表する格調の高い歴史的景観と理への個性的な景観空間を創出し、横浜の賑わいを取り戻し、観光・文化振興の発展を推進する。



この行為指針と関連する方針を示しています。

(1) 歴史的建造物の保全活用

① 歴史的建造物や土木遺構を保全し活用する。
●目標とした機能転換するなど、歴史的建造物を活かす工夫をする。



歴史的建造物を活用し、活用している例
土木遺構を保全し活用している例

② 歴史的建造物を引き立たせる工夫
※行為指針(図50)の歴史的景観を形成する部分については、①～③を達成、できない。

① 歴史的建造物の敷地内に増築する場合は、歴史的建造物が引き立つよう、デザインを工夫する。
●高層物を増築する場合は、歴史的建造物より高層物の層高を低くし、歴史建造物を引き立てようとする。



② 「歴史的景観の形成を目指す部分」の建築物のデザインは、歴史的建造物と調和させる。
●建築形態、軒高、中央バルコニー、窓等の高層部分の建築物の形態(スケール感)も、歴史的建造物に調和させる工夫をする。また、増築に際しては、歴史的建造物に準じたデザインを工夫する。



③ 歴史的建造物へのライトアップなどにより、街並みを演出する。
●歴史的建造物に照らす敷地内に埋め込む照明器具など、ライトアップを行う。
●ライトアップしている歴史的建造物の周辺は、行為指針(図50)で定まる「歴史的景観形成エリア」内では、ライトアップしない。
●夜間は、歴史的建造物の外観を美しく演出する工夫をする。



④ 歴史的景観の形成を目指す建築物は、歴史的建造物に調和している建築物に準じたデザインを工夫する。また、増築に際しては、歴史的建造物に準じたデザインを工夫する。



⑤ 歴史的景観の形成を目指す建築物は、歴史的建造物に調和している建築物に準じたデザインを工夫する。また、増築に際しては、歴史的建造物に準じたデザインを工夫する。



③ 開港の歴史の発信
① 敷地の持つ歴史や物語を表現する。



敷地の持つ歴史や物語を表現する
敷地の持つ歴史や物語を表現する

行為指針を達成するために、関内地区の魅力が向上するような工夫が求められ、敷地条件や建築計画に応じて、協議を行う事項です。

行為指針を達成するため、建築行為等を行う際に適合することが求められる景観計画の規定を紹介しています。この事項は、関内地区景観計画と密接に関連しておりますので、景観計画の内容をご理解いただき、目標を達成して下さい。ただし、魅力ある都市景観の創造に貢献する建築行為等と認められる場合は、その事項の適用が緩和されることがあります。

■ 行為指針

(1) 広域性のある道路やイチョウの並木、開港の歴史を伝える歴史的建造物によって構成される開港を代表する景観の裏、空間と、彫刻石やスクリュータイルを基調とした歴史的景観に調和した街並みを形成する。また、開港広場や海軍敷地に面する部分では、開港広場や海軍敷地を際立たせる街並みを形成する。

(2) 日本大通り沿いは、ゆとりある街並み空間と歩への親しみやすい景観を形成する。

(3) 日本大通り特定地区の発展及び自由貿易の利便性を高める業務機能や観光・文化機能の導入を促進し、賑わいのある街並みも形成する。特に事務所、店舗、劇場、博物館、美術館、図書館、大学等の機能を積極的に導入する。

(4) 中層・高層の建築物は、魅力と品格のある建築景観を形成する。

(5) 日本大通りでは、歴史的建造物が多く立ち並ぶ。開港の歴史を伝える景観(街並み)と、イチョウの並木の豊かな景観に調和した街並みを形成する。

(6) 歴史的建造物は、日本大通り特定地区の歴史的景観を考慮し、階から見た景観や日本大通りに沿った景観、イチョウの並木、建築物全体の調和を図る。特に、日本大通りに面して歴史的建造物を設置する場合は、景観の大幅改訂、街並みを整えるに留意して設置するほか、表示面への表示は階高を5メートルとし、文字色や文字色も最小限にするなど、デザインに十分配慮したものにす。また、横浜三塔への眺望の後景に立って設置する歴史的建造物は、横浜三塔への眺望を阻害しない位置、規模、デザインにする。

方針を達成するために実施することが求められる、建築行為等における地区別の指針です。全域を対象にした行為指針と併せて協議を行う事項です。

■ 景観形成基準

行為指針を達成するとともに、以下の基準に適合すること。

(1) 賑わいの形成

① 日本大通り特定地区の賑わいある都市景観の形成のための方針にふさわしく、法に定める制限は設けないものとす。A地区(住居系地区、風情商業系の施設、マンション等)、B地区(オフィス系、カウチングスペース等)は以下の賑わいの促進、風情商業系の施設、マンション等、パチンコ店、カウチングスペース等。

(2) 建築物・工作物の形態基準

① 建築物は、彫刻石やスクリュータイルなどの素材の使用や高層部分に歴史的建造物の調和のとれたデザインなど、周辺の歴史的建造物の外観を考慮した形態基準とする。かつ、色調はマンセル色系で特定地区色調基準表4のものを基準とするものとする。ただし、色調については、建築物の開口部(バルコニー)や窓などの素材を使用するに限りある景観の形成に寄与するに限り認められる場合は、この限りでない。

② 建築物の日本大通りに面する部分には、景観看板(屋外から設置するもの)の設置による、日本大通りの街並みの影響が及ぼさないよう配慮するものとし、地上から高さ15m以下の部分に景観看板を設置する場合は、日本大通り効果的に景観に調和し、開港の歴史を感じさせるなど、歴史的建造物と調和した形態基準とする。

③ 工作物は、彫刻石やスクリュータイルなどの素材の使用や高層部分に歴史的建造物の調和のとれたデザインなど、周辺の歴史的建造物の外観を考慮した形態基準とする。かつ、色調はマンセル色系で特定地区色調基準表4のものを基準とするものとする。ただし、色調については、工作物の開口部(バルコニー)や窓などの素材を使用するに限りある景観の形成に寄与するに限り認められる場合は、この限りでない。

行為指針を達成するため、建築行為等を行う際に適合することが求められる地区別の基準です。また、協議を通じて更に高度な水準への到達を目指す、景観計画にも位置づけられている内容です。ただし、魅力ある都市景観の創造に貢献する建築行為等と認められる場合は、その事項の適用が緩和されることがあります。

特定地区色調基準表	色調			
	10Y (黄)	5Y (黄)	2.5Y (黄)	10Y (黄)
色相	0-20	0-20	0-20	0-20
明度	10-40	10-40	10-40	10-40
彩度	10-60	10-60	10-60	10-60

4. 関内地区全域ガイドライン

4.1 関内地区の魅力ある都市景観を創造するための方針

関内地区では、歴史的・文化的資産を保全・活用しながら、業務・商業機能を中心に、国際的な産学連携や観光・集客機能、文化芸術創造活動など多様な機能が複合する多彩な都市活動が行われています。

馬車道、山下公園通り、日本大通り、横浜中華街などの個性的な都市景観があり、緑の軸線構想、都心プロムナードなどの魅力的な歩行者空間の形成やオープンスペースの創出など、地元のまちづくり組織との協働などにより、様々な魅力づくりが図られてきました。また、開港の歴史や戦後の都市発展の歴史を伝える歴史的建造物、土木遺構などの保全・活用や、時代に応じた魅力と活力ある建物の誘導により、古い建物と新しい建物が調和して共存する独自の魅力的な街並みを形成しています。

このような関内地区の特徴を伸ばしつつ、次の4つの方針に基づいて、関内地区の街並みをさらに魅力的なものとし、世界に誇れる横浜の顔づくりを行います。

方針Ⅰ:

わかりやすく、奥行きと賑わいのある界隈を
巡り歩いて楽しめる街を創る



方針Ⅱ:

関内地区の街並みの特徴を生かし、
ミナト横浜を感じる眺望が楽しめる街を創る



方針Ⅲ:

開港の歴史や文化の蓄積を生かしながら
新しい文化を生み出す街を創る



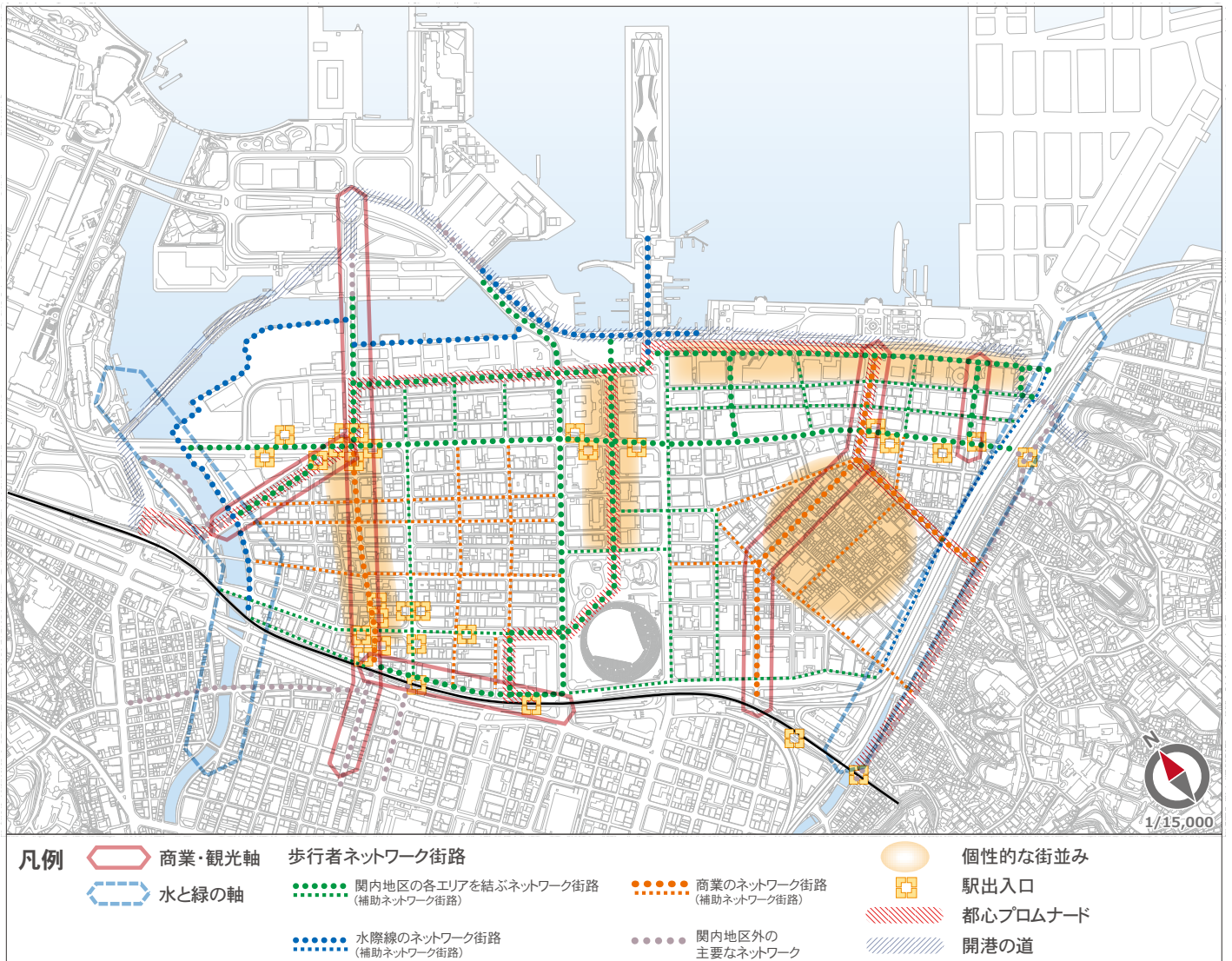
方針Ⅳ:

多様な都市機能がコンパクトに複合する、
活力ある街を創る



方針: わかりやすく、奥行きと賑わいのある界隈を巡り歩いて楽しめる街を創る

- 連続的な壁面後退や賑わい創出により、ゆとりと賑わいのある歩行者空間を創出する。
- 開港160周年を迎え、回遊ルートやサインを再整備し、回遊性の向上を図る。



〈平成 19(2007) 年当時の状況〉

- ・回遊性の向上に向けての取組として、都心プロムナードや開港の道、誘導サインが整備されてきた。
- ・港へ向かう縦軸の街路は、それぞれの性格を踏まえて整備されてきた。
- ・横軸街路の性格付けが曖昧で、関内地区の都市構造をわかりにくくしている。
- ・有効に活用されていない敷地内空地が見られる。
- ・壁面後退による歩道状空地の隣地境界部に障害物が設置され、歩行者空間の連続性が阻害されている。
- ・関内地区の主軸となる本町通り、親密な空間を形成している弁天通りでは、歩行者空間としての魅力づくり、個性の創出が必要である。

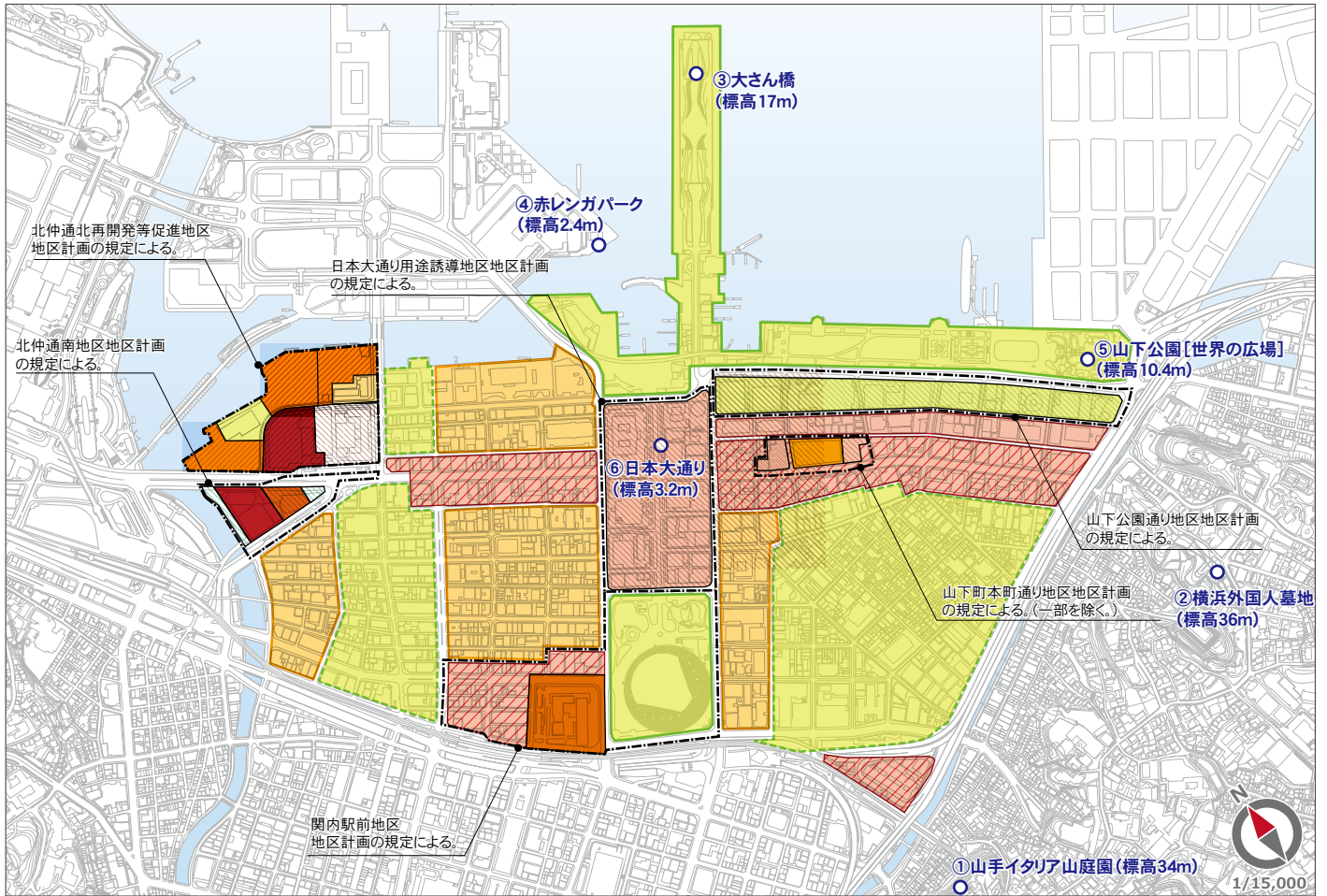
行為指針

01. ゆとりある歩行者空間を連続的に形成する
02. 通りの低層部のしつらえを工夫して、連続性のある賑わいを創出する
03. 人々に交流を促す快適な広場状空地を創出する
04. 緑化や水際の活用により、まちに潤いを創出する

- 個性的な街並み、既存のプロムナード、駅、創造限界、文化芸術創造関連施設などを結び、回遊性向上を図る上で重要な街路を「歩行者ネットワーク街路」とし、快適で賑わいの連続性のある歩行者空間を形成する。
- 建築物の共同化などによって、連続した歩行者空間、まとまりのある広場を創出する。
- 本町通り沿道は、関内地区の横方向の主軸として、賑わいと個性のある街並みを誘導する。
- 馬車道沿道では、馬車道商店街の個性を生かした特徴のある空間形成を行う。
- 元町中華街駅と山下公園を結ぶルートでは、商業・観光軸として賑わいと魅力のある空間形成を行う。
- 石川町駅と山下公園を結ぶルートでは、石川町駅から、山下公園への人の流れを誘導するために、横浜中華街などの魅力を生かしつつ、賑わいの連続性ある街路景観を形成する。
- 関内駅前から馬車道に至るルートは、関内地区の玄関口の一つとして良好な歩行者空間を創出する。
- 港に面した場所や、大岡川、堀川に面した場所では、水際であることを生かした空間形成を行いつつ、歩行者ネットワークを形成する。

方針II: 関内地区の街並みの特徴を生かし、ミナト横浜を感じる眺望が楽しめる街を創る

- 関内地区の建築物の高さは31～45mを基本とし、都市景観形成への貢献度に応じて、高度地区の制限を緩和する。
(関内地区の高度地区による建築物の最高高さは31m)
- 港や山手の丘からの魅力的な眺望景観や、関内地区周辺の特色ある眺望対象への眺望を保全・創造する。



凡例	高度地区の制限を緩和する場合の上限値の目安	地区計画による規定	
	～31m	20m	120m
	31mを基本とし、景観への貢献等に応じて45mまで	31m	景観への貢献等に応じて150m
	31～45m	31mを基本とし、景観への特別な貢献等に応じて31m超	170m
	31～60m	45m	190m
	31～75m	55m	景観への貢献等に応じて200m
	(※特に、隣接する区域との緩和上限の差が大きい部分は、周辺の街並みへの配慮を要します。)	75m	
		100m	○ 視点場

《平成 19(2007) 年当時の状況》

- ・ 高層の建築物の出現により、景観の秩序がなくなってきた。
- ・ 中低層の建築物を主体とした街並みと、高層で塔状の建築物の調和を考える必要がある。

行為指針

05. 関内地区の街並みの特徴を生かす

06. ミナト横浜の歴史を大切に、関内地区の魅力・個性を伸ばす

07. 中層、高層の建築物は、デザインを工夫し、魅力ある街並みを形成する

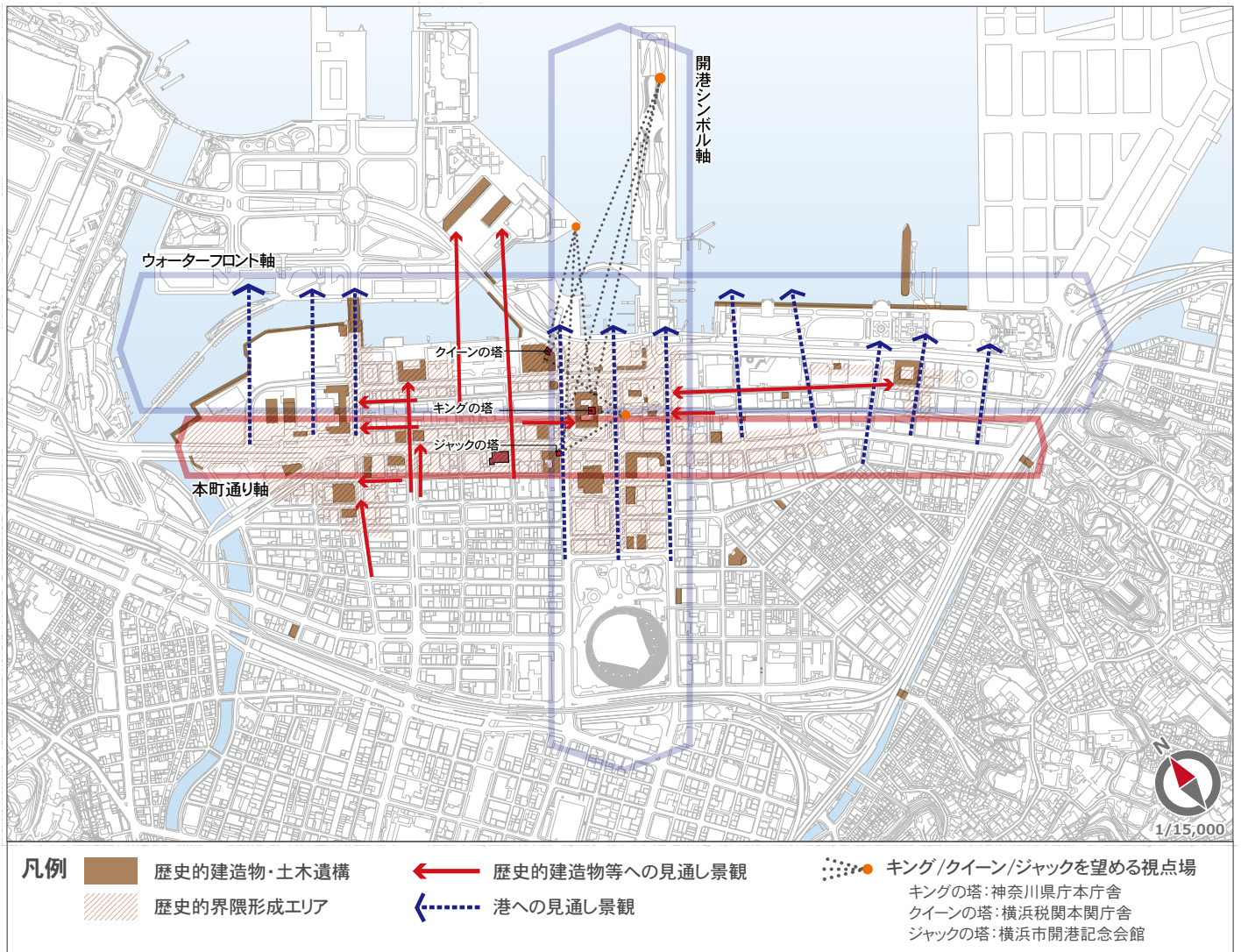
08. 港や丘などからの眺望景観が魅力的になるよう工夫する

10. 秩序ある広告景観を形成する

- 高層部の壁面後退等により中低層の建築物を主体とした街並みと高層で塔状の建築物を調和させ、中低層の連続的な街並みを形成する。
- 本町通り沿いより港側では、大さん橋を始めとした港からの魅力的な眺望景観を維持・形成していくために、建築物の高さを港へ向かって低く設定する。
- 日本大通りは、関内地区を代表する港へ向かう軸線であり、港への見通し空間が確保されるよう、建築物の高さを設定する。
- 象の鼻地区は、日本大通りから海への見通し景観の正面部分にあたり、まちなかから港への眺望をさえぎらないように建築物の高さを設定する。
- 馬車道商店街周辺では、中低層の街並みを維持する。
- 横浜中華街周辺の地区では、山手からの眺望に配慮した建築物の高さとする。
- 港や山手の丘などの視点場からの魅力的な港や街並みへの眺望景観や、関内地区周辺の特色ある眺望対象への眺望を保全・創造するために、周辺の建築物は特に、建築物の形態や頭頂部のデザイン、屋外広告物等に配慮する。

方針Ⅲ：開港の歴史や文化の蓄積を生かしながら新しい文化を生み出す街を創る

- 関内地区の歴史的・文化的蓄積を生かした潤いのある環境の創造や、歴史的建造物の保全活用による新たな文化の発信を通じ、ミナト横浜の個性を強化する。



《平成 19(2007) 年当時の状況》

- ・ 開港シンボル軸 / ウォーターフロント軸 / 本町通り軸は、開港の歴史を物語る象徴的な軸であり、当時の歴史を物語る歴史的建造物が集積しており、それらの多くは、文化財指定・登録や「横浜市歴史を生かしたまちづくり要綱」に基づく認定・登録歴史的建造物となっている。
- ・ 歴史的建造物などを生かした文化芸術創造活動による新しい魅力づくりが始まっている。

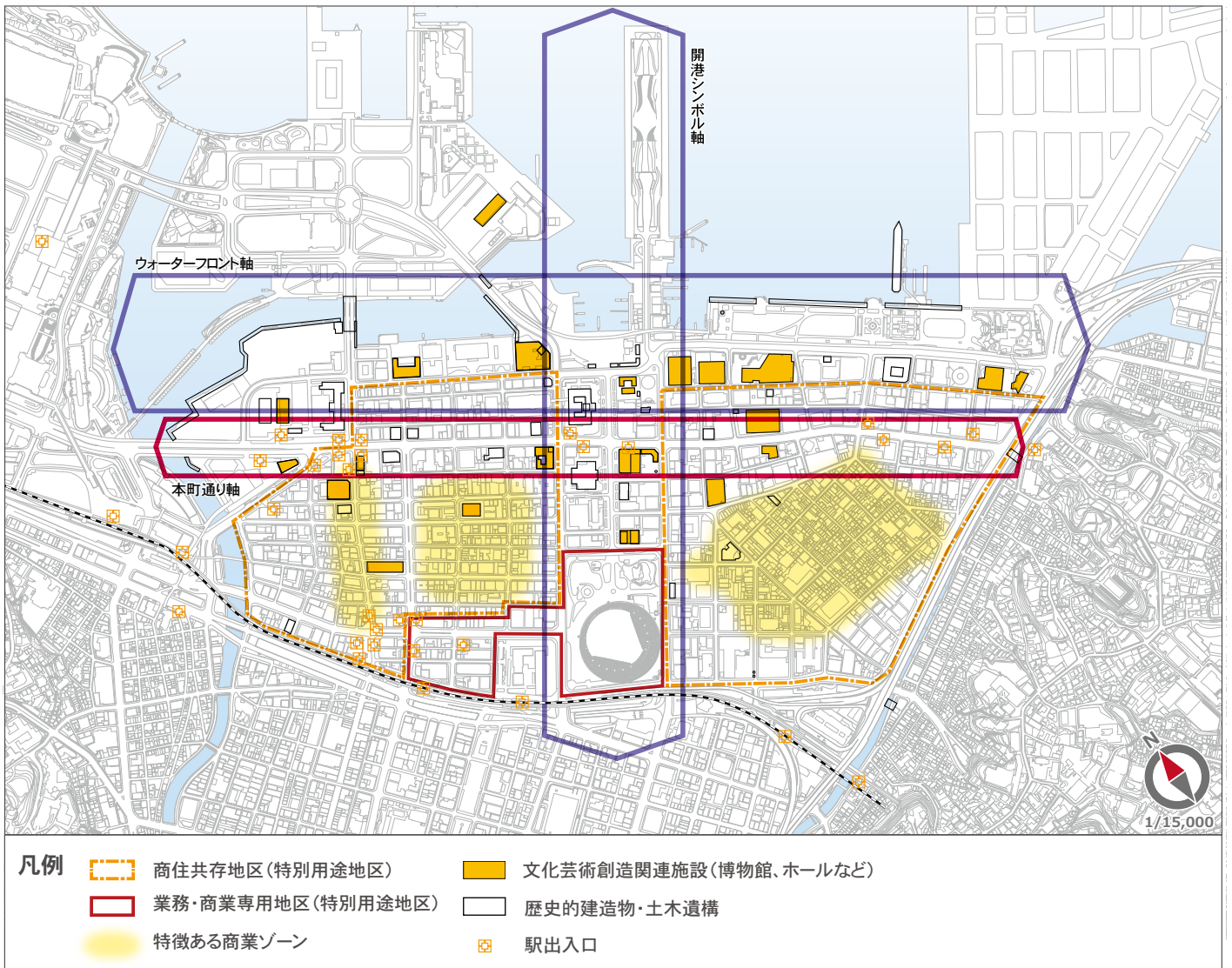
行為指針

04. 緑化や水際の活用により、まちに潤いを創出する
05. 関内地区の街並みの特徴を生かす
06. ミナト横浜の歴史を大切に、関内地区の魅力・個性を伸ばす
08. 港や丘などからの眺望景観が魅力的になるよう工夫する
09. 関内地区の新しい魅力を創造する
10. 秩序ある広告景観を形成する

- 関内地区の景観を特徴づけている歴史的建造物や土木遺構を、積極的に保全活用するとともに、その周辺においても、歴史的な街並みの連続性を創出する。
- 開港シンボル軸、ウォーターフロント軸に位置する街路や本町通りでは、歴史的建造物などの景観上重要な建築物への見通し景観や、関内地区の重要な個性の1つである港への見通し景観を形成し、関内地区の主軸として風格と賑わいのある景観を形成する。
- 歴史的建造物などの景観上重要な建築物のほか、港などの資源を生かした都市景観を創造する。
- 魅力ある眺望景観や、通りや街区ごとの個性ある街路景観を創出するため、美しく、秩序ある広告景観を形成する。
- 港や山手の丘などの視点場からの魅力的な港や街並みへの眺望景観や、関内地区周辺の特色ある眺望対象への眺望を保全・創造するために、周辺の建築物は特に、建築物の形態や頭頂部のデザイン、屋外広告物等に配慮する。

方針Ⅳ：多様な都市機能がコンパクトに複合する、活力ある街を創る

- 業務、商業、文化芸術創造活動、観光、居住などの多様な都市機能が共存し、それぞれの魅力が向上する街を目指す。
- 地区の立地や土地利用の特性を生かして、特徴ある地区・街区の演出を目指す。



《平成 19(2007) 年当時の状況》

- ・個性のある地区とそうでない地区が存在している。
- ・歴史的建造物などを生かした文化芸術創造活動による新しい魅力づくりが始まっている。
- ・住宅の大量供給に伴い、駐車場等の出入口、住棟玄関等の配置により、低層部の賑わいの連続性が途切れている。
- ・住宅のバルコニーからの洗濯物や布団等の露出により、景観の魅力が低下している。

行為指針

02. 通りの低層部のしつらえを工夫して、連続性のある賑わいを創出する

05. 関内地区の街並みの特徴を生かす

07. 中層、高層の建築物は、デザインを工夫し、魅力ある街並みを形成する

09. 関内地区の新しい魅力を創造する

- 魅力ある都市活動を生み出す、新たな用途の誘導と、新たな空間価値の創出を行う。
- 土地利用のメリハリをつけ、特徴ある地区、街区を創出する。
- 文化芸術創造活動に関連する施設の導入を推進する。
- 建築物の低層部への業務・商業施設などの導入により、賑わいの連続性を確保する。
- 関内地区の街並みと調和した都心型住宅を創る。
- 地区や通りごとに個性ある街並みを創出する。

(1) ゆとりある歩行者空間の創出

① 壁面後退が規定されている敷地では、ゆとりある歩行者空間を創出するため、歩道状空地进行する。

- 歩道状空地には、空地の機能を阻害するものを設置しない。
(ただし、馬車道に面する敷地など他の規定のある敷地では、広場状空地とすることができる。)



歩道 歩道状空地

〈太田町4丁目〉



〈住吉町5丁目〉

低層部(1,2階)を壁面後退することで、歩行者がゆとりを持って歩ける空間を創出している例

[景観形成基準(形態意匠8)参照]

② 交差点に接する角地においては、ゆとりある歩行者空間を整備する。

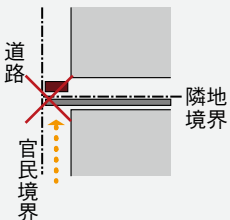


〈馬車道〉

(2) 歩行者空間のしつらえの工夫

① 歩道状空地の隣地境界部では連続性を確保する。

- 塀や屋外設備機器、自動販売機、植栽帯など通行の障害となるものを、隣地境界部に設置しない。



〈山下町(本町通り)〉

[景観形成基準(形態意匠9)参照]

② 歩道状空地を歩道等と一体に利用できるしつらえにする。

- 歩道状空地は、道路や隣地との段差のないしつらえとする。



〈住吉町4丁目〉

[景観形成基準(形態意匠10)参照]

③ 歩道状空地を歩道と一体的にデザインする。

●【歩道がデザインされている場合】

歩道状空地では、歩道と同様の素材・色調・パターン・舗装を使い、一体的でゆとりある歩行者空間を創出するよう工夫する。



歩道 歩道状空地

〈住吉町4丁目〉

- 歩道状空地と広場状空地を併設する場合には、街路樹やストリートファニチャーの配置や、舗装の素材・色彩・パターンを変えるなどして、歩行者空間と滞留空間に分けるよう工夫する。



歩道 歩道状空地 広場状空地

〈山下町(中華街)〉

※関連: 行為指針02-(1)-③/03-(1)-①

行為指針02: 通りの低層部のしつらえを工夫して、連続性のある賑わいを創出する

■ 平成19(2007)年までの取組

横浜都心臨海部では、これまで歩行者空間の魅力の向上について重点的に取り組んできました。馬車道地区、山下公園通り地区、日本大通り地区など、まちづくり協定や街づくり協議指針の運用を通じて、地元市民と横浜市の協働により、賑わいのある魅力的な街並みを創出してきました。建築物の一階内部での活動の様子が歩道から見えたり、建築物の前面の空間に人が滞留することで、敷地内の活動の様子が歩道からも感じることができることにより、より活気のある街路景観を演出しているのが、関内地区の大きな特徴です。

また、街づくり協議指針等をもとに、主要な通りに面して駐車場やその出入口を配置しないよう誘導し、賑わいの連続性の創出に取り組んできました。

地区計画や特別用途地区を活用した、賑わいを生み出す用途を低層部に誘導する取組も行っています。

■ 平成19(2007)年当時の状況

みなとみらい線の開通や開港の道の整備等により、多くの人々が関内地区を訪れるようになってきました。

そこで、多くの人が街の賑わいを感じることができるようにする上で、次のような課題があります：

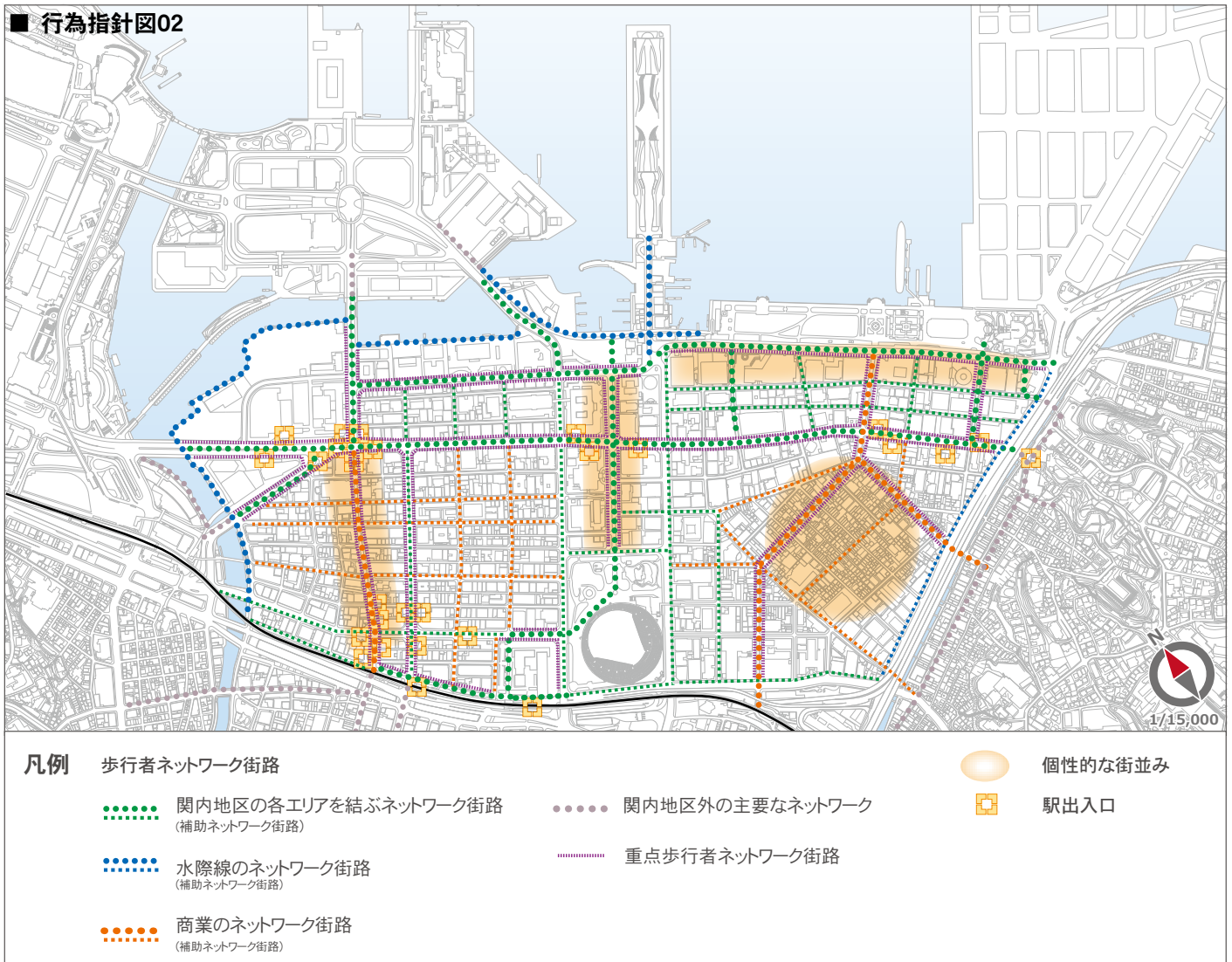
- ・人通りの多い通り沿いの建築物の一階に、住棟玄関が配置されたり、駐輪場や駐車場、またその出入口が配置されることにより、歩行者空間に対して閉鎖的なファサードができ、まちの賑わいの連続性が途絶えています。
- ・敷地内空地が有効に利用されず、空疎な印象を与えるものがあります。また、高層の建築物による圧迫感のある空間が出現しています。

■ 目標: まちの楽しさや賑わいをつなげ、関内地区の回遊性を高める。

- 歩行者ネットワーク街路の沿道の低層部のしつらえを工夫し、賑わいを生み出し、その連続性を確保しましょう。
- 街並みや賑わいの連続性を阻害しないよう、特に配慮が必要な要素を適切に配置、デザインし、歩行者・自動車・自転車が共存できる街を目指しましょう。

■ 得られる効果

- ・人々が多様な目的で訪れる関内地区において、建築物の外観を開放的にすることによって、室内の活動が見えることは、建物内に人々を誘引する可能性を広げ、まちの活性化等が期待されます。また賑わいが連続することで楽しくまちを回遊でき、来街者の更なる増加も期待されます。
- ・圧迫感や空疎感のない空間を創出することで、気持ちよく関内地区を巡り歩くことができます。



(1) 「歩行者ネットワーク街路」に面する建築物における、低層部のしつらえの工夫による賑わいの創出

① 「関内地区の各エリアを結ぶネットワーク街路」又は「商業のネットワーク街路」に面する建築物の低層部や空地には、通りの賑わいを創出するため、楽しい活動や多様な機能を配置する。特に「商業のネットワーク街路」に面する敷地の場合は、積極的に賑わいを形成する。

●「商業のネットワーク街路」沿いでは、開口部を大きくとるなどして、賑わいを創出する。



〈新港ふ頭〉

一階にレストランを配置し、広場状空地と一体的に活用することで賑わいを創出した例



〈常盤町5丁目〉

一階に運動施設を配置し、視認性の高いファサードとし、賑わいを創出した例



〈太田町4丁目〉

低層部の意匠を工夫し、賑わいを創出した例

[景観形成基準(形態意匠3.13) 参照]

② 「関内地区の各エリアを結ぶネットワーク街路」又は「商業のネットワーク街路」に面する建築物の低層部に楽しい活動や多様な機能を配置する場合は、室内の様子がうかがえる形態意匠にする。



〈山下町〉

店舗内が見える開放的なファサードにより、賑わいを創出する形態とした例



〈山下町(中華街)〉

ものづくりの現場の様子が見えるよう店頭をデザインすることによって、賑わいを創出する形態とした例

[景観形成基準(形態意匠3) 参照]

③ 建築物の前面の空間が魅力的に利用されるよう、低層部と外構をデザインする。



〈日本大通り〉

サッシュを開放して広場状空地と建築物の内部空間を一体的に利用できるしつらえとし、賑わいを創出した例



〈太田町2丁目〉

入口の脇などの小さな空間を、立看板や植栽、ショップ家具等を用いて演出することで、くつろぎ感のある賑わいを創出している例

※歩行者の通行の妨げにならないよう、歩道又は歩道状空地内には配置しないこと。

※関連：行為指針01-(2)-③/03-(1)-①

(2) 「歩行者ネットワーク街路」に面する敷地における、特に配慮が必要な要素の配置やデザイン

① 住宅用途を設ける場合は、通りの賑わいを分断しないよう、住棟玄関やゴミ置き場などの配置やデザインを工夫する。

- 住棟玄関やゴミ置き場等賑わいの連続性を阻害する要素は、「歩行者ネットワーク街路」に直接面しない位置に配置する。
- 「歩行者ネットワーク街路」のみに接する敷地などやむを得ない場合は、遮蔽するなどして賑わいの連続性を阻害しないよう工夫する。



〈山下町(本町通り)〉
住棟玄関を「歩行者ネットワーク街路」に直接面しない位置に配置した例

[景観形成基準(形態意匠2.4.12,14)参照]

② 駐車場や駐輪場は、街並みや賑わいの連続性を阻害しないよう、配置、デザインを工夫する。

- 駐車場や駐輪場を植栽で遮蔽したり、建築物の外壁で囲むなどして、駐車している車両を歩行者空間に対して露出させない。
- 立体駐車場の一階に店舗や展示スペースを入れるなどして、賑わいの連続性を確保する。
- 立体駐車場の形態や色彩に配慮し、街並みの形成に貢献する。



〈山下町(中華街)〉



〈山下町(山下公園通り)〉

[景観形成基準(形態意匠5,15)参照]

③ 駐車場の出入口等の配置は、人通りの多い通り沿いを避ける。

- 出入口を一箇所に集約して出入口の面積を最小限にし、しつらえを工夫するなどして、賑わいの連続性と歩行者の安全性を確保する。
- 特に行為指針02で指定された「重点歩行者ネットワーク街路」に面する敷地の場合、同街路のみに接する敷地などやむを得ない場合を除き、同街路に面する位置への駐車場の出入口等の設置は避ける。

【つくり方の工夫の例】

- ・ 出入口は開閉式にし、空疎な雰囲気を通りに出さない。
- ・ 出入口付近に低木の植栽を設けるなどして、視認性を高めつつ潤いを創出する。など



[景観形成基準(形態意匠1.6,11,16)参照]

④ 商業・業務用途を設ける場合は、短時間利用のための駐輪スペースを確保し、通りの賑わいや通行を阻害しないよう配置、デザインする。



〈馬車道〉



〈日本大通り〉

行為指針03: 人々に交流を促す快適な広場状空地进行を創出する

■ 平成19(2007)年までの取組

横浜市では、「横浜市市街地環境設計制度」によって公開空地の設置を誘導し、ゆとりある歩行者空間の形成や広場の創出を図ってきました。また山下公園通り沿いにおいては、神奈川県民ホールと産業貿易センターの二つの敷地で連携して「ペア広場」を創出し、港を望めるゆとりある広場状空地进行を創出してきました。

■ 平成19(2007)年当時の状況

創出された広場状空地进行は、緑化等により潤いがあり、少し休める場が提供されるなどして、利用者にとって快適な空間が提供されています。山下公園通り沿いには、港や山下公園などを望める位置に配置された広場状空地进行が、オープンカフェとして利用されている例があります。また、これら以外にも、モニュメント等が設置され、歩行者や休憩している人を楽しませている広場状空地进行も見られます。しかし、次のような課題も見受けられます：

- ・広場状空地进行の中には、実際には駐輪に利用されたり、何も利用されず賑わいの創出を阻害しているものなど、快適な空間になっていないものがあります。
- ・港や川に面している敷地の特性を十分に生かしきれていない広場状空地进行も見受けられます。
- ・大規模開発では、就業者、都心居住者、観光客などが積極的に利用できる快適な広場状空地进行の創出が期待されます。

■ 目標： 関内地区に人々が自由に集い交流できる、「賑わい」「憩い」「楽しみ」のある空間を創出する。

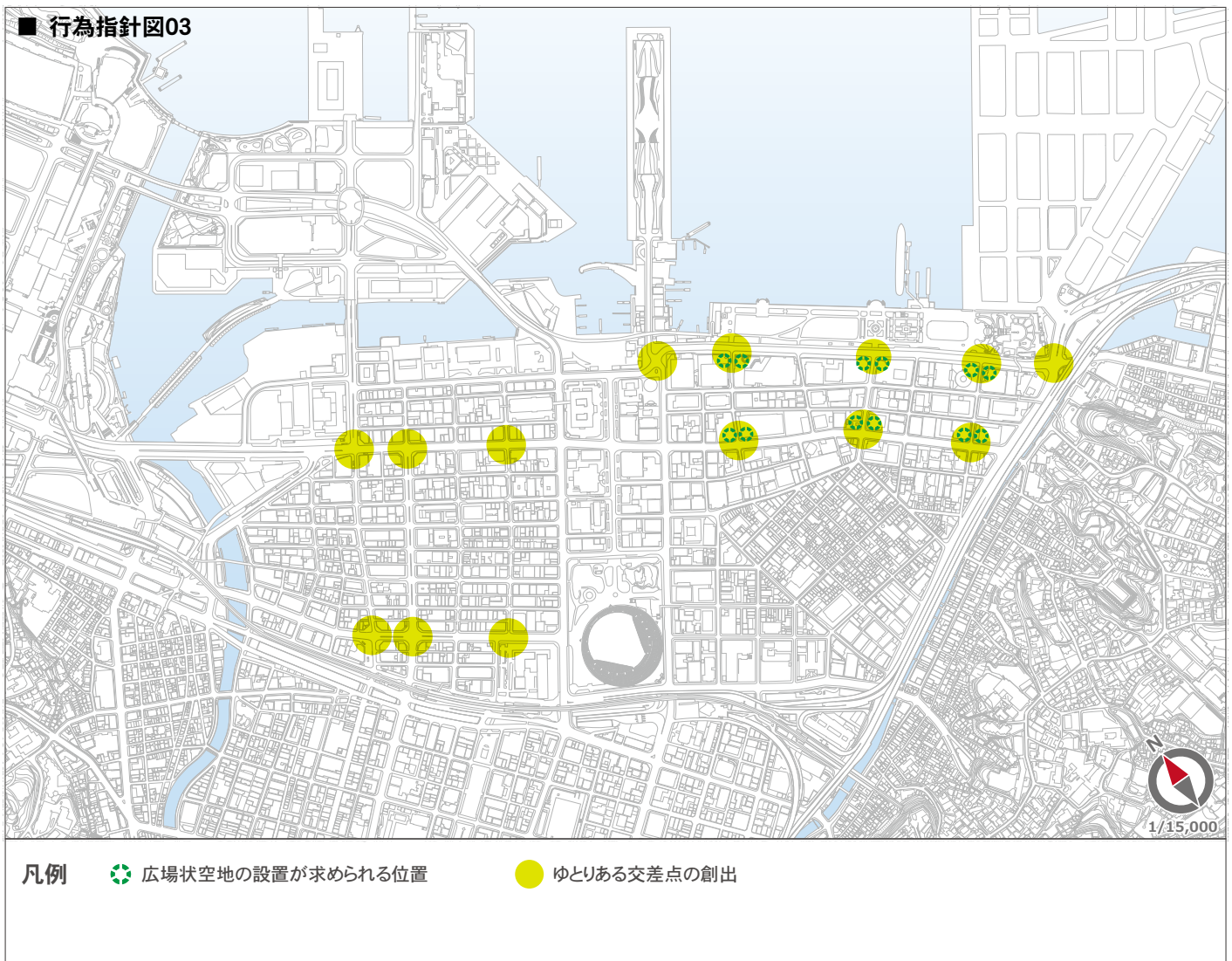
- 誰でも気軽に憩え、楽しみ、人々が滞留し交流することで賑わいを生み出すような広場状空地进行を創出しましょう。
- 港や川に面する位置などに広場状空地进行を積極的に創出しましょう。
- 敷地内・建築物内に通り抜けられる通路状空地进行を提供し、新しい回遊ルートを創出しましょう。

■ 得られる効果

- ・歩行者ネットワーク街路沿いに快適な広場状空地进行が創出されることで、観光客や都心居住者、就業者などが滞留し、賑わいが生まれ、回遊性も高まります。それにより歩行者が増加し、商業・観光・文化施設等の建築物内に人々を誘引する可能性を高め、まちの活性化も期待されます。

関連する制度

- ・ 山下町本町通り地区地区計画



(1) 誰でも気軽に利用できる場の提供

① 交差点に接する角地には、ゆとりある空間を創出し、低層部や外構をデザインする。

- 「ゆとりある交差点の創出」が求められる敷地では、角地に広場状空気を設けるなど工夫する。
- 特に、「広場状空気の設置が求められる位置」には、人々が集まり、交流が生まれるような、快適な空気を設ける。



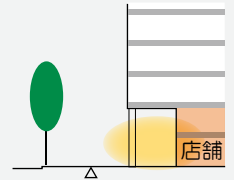
〈馬車道〉

角地に広場状空気を設け、ゆとりある交差点を創出している例



〈山下町(本町通り)〉

建築物の1・2階部分に柱廊風の外部空間を設け、滞留空間を創出した例



※関連: 行為指針01-(2)-③/02-(1)-③

[景観形成基準(形態意匠7,17)参照]

② 街角には休み、憩える場を創出する。

- 噴水や植栽など潤いを与える要素を取入れ、木陰にベンチを設置するなど、街角に気軽に休める場を創出するよう工夫する。



〈山下町(山下公園通り)〉

建築物の1階部分と連なる屋外の飲食スペースを創出した例



〈山下町(山下公園通り)〉

階段状の広場による座れる場・演じる場を創出している例



〈横浜市庁舎〉

座ることができるスケールで植込みの縁をしつらえ、木陰に休める場を創出した例

③ 歴史的建造物や港などを望める位置には、憩える場を創出する。



〈海岸通3丁目〉

④ 屋内外の広場状空地には、モニュメントなどを展示する。



〈山下町(山下公園通り)〉

(2) 敷地内での新しい回遊ルートの創出

① 敷地内や屋内に、通り抜けができる敷地内空気を創出し、新しい回遊ルートを創造する。

- 通り抜けができる通路沿いに店舗などの賑わい用途や憩える場を設置するなど賑わいを創出する工夫をする。



〈横浜市庁舎〉



〈山下町(本町通り)〉

(3) バス停などの付近におけるゆとりある空間の創出

① バス停や鉄道駅付近の敷地には、広場状空気を整備し、ゆとりある空間を創出する。



〈日本大通〉

行為指針04: 緑化や水際の活用により、まちに潤いを創出する

■ 平成19(2007)年までの取組

横浜市では、蒔田公園から横浜公園、日本大通り、山下公園までの約2.5kmの緑の軸線の形成に取り組んできました。その成果として、公園をはじめ、日本大通りなどの街路空間の整備など、公共空間の緑化が図られました。また、「横浜都市街地環境設計制度」を活用し、敷地内でも公開空間が創出され、その空間の緑化も進められてきました。

また、港や内水域において、山下公園、自動車道プロムナード、大岡川プロムナード、新港地区などの水際の歩行者空間や公園の整備により、親水性の高い潤いのある環境を創出してきました。

■ 平成19(2007)年当時の状況

ベイスターズ通りや弁天通りなどでは、歩道の拡幅に伴って植栽スペースを設け、緑のネットワークが広がりつつあり、関内地区全体として、公共空間には街路樹や植栽が豊富にあります。

今後は山下ふ頭も、水際の公共空間として整備が予定されています。北仲通北地区なども含め港や内水域に面する水際の歩行者ネットワークが形成されつつあります。しかし、次のような課題も見受けられます：

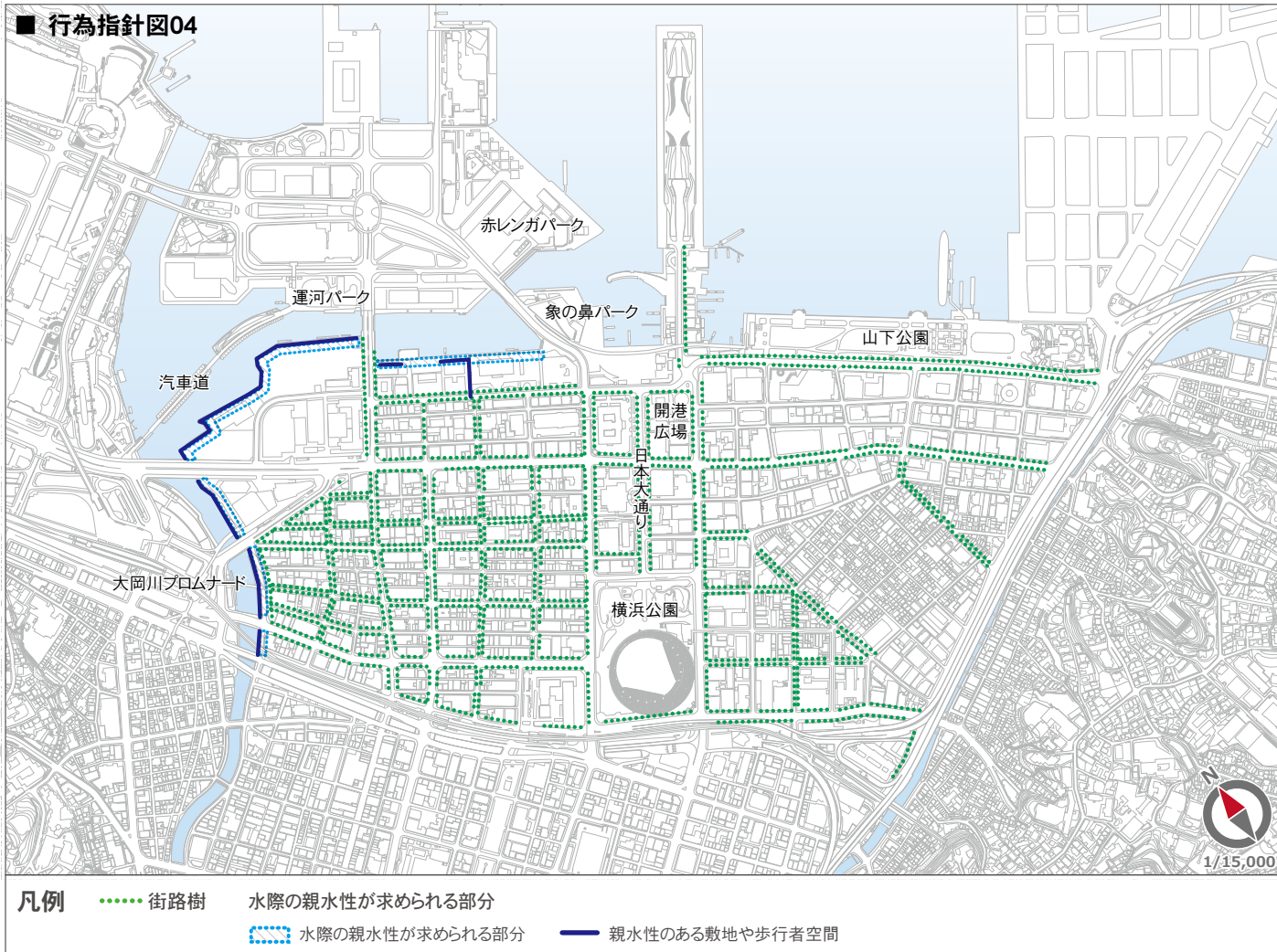
- ・街路樹を植えられる程十分な幅員のない通りもあるため、潤いのある歩行者空間のネットワークを形成するには、敷地内の緑化にも取組んでいくことが望まれます。
- ・道路や建築物による蓄熱、人口増加による排熱量の増加により都市部の気温が上昇するヒートアイランド現象が問題となっています。また、新たな景観的魅力的創出につながる、次のような潜在性もあります：
- ・海岸通地区、堀川や大岡川の水際線の歩行者空間が整備されると、水際の歩行者ネットワークが完成し、回遊性が大きく向上します。

■ 目標：通りごとの特性を考え、四季折々の潤いを感じる緑の演出や、港を身近に感じる空間の演出を行う。

- 公共空間の緑を補完し、更なる魅力アップを実現できるよう、敷地内を積極的に緑化しましょう。
- 快適な都心居住・就業のための環境づくりを実現するため、緑化面積を増やしましょう。
- 港、河川への親水性を向上させ、水際線の歩行者空間ネットワークを形成しましょう。

■ 得られる効果

- ・四季を感じる緑や草花により、通り毎の特色を創出し、観光客や都心居住者、就業者の移動や回遊をサポートします。
- ・港、内水域、大さん橋、みなとみらい21中央地区、みなとみらい21新港地区、山下公園などつながる水際空間の整備により、港の魅力を感じられる空間を結ぶネットワークが完成することで、ミナト横浜としての個性も強化されます。
- ・都市の緑化を進めることで、ヒートアイランド現象の緩和に寄与します。



(1) 敷地内の緑化

① 街路樹などの公共空間の緑を補完し、多様なスケールの緑を創出する。

- 植栽帯を設ける場合、歩行者空間の連続性や歩行者の流れを阻害しないように、配置・規模を工夫する。
- 高木、中木、低木、地被類を組合せるなど、多様な手法で、公共空間の緑と一体的に敷地内緑化を行うよう工夫する。
- 高木・中木を敷地内に植樹する際には、成長を阻害しないように、公共空間の街路樹との樹木間距離に配慮し、配置を工夫する。



〈本町5丁目〉
四季を移ろう葉色と花色が豊かな高木、中木、低木、地被類等で敷地内緑化した例



〈本町1丁目〉
小さな空間でも緑化し、緑のネットワークの形成に貢献している例

※関連：行為指針05-(2)-②

② 通りの演出として、店先や壁面、屋上の緑化を心がける。



〈相生町3丁目〉
共同住宅の低層部のバルコニーにおいて草花による四季折々を演出している例
(落下防止などの安全対策を施してください)



〈太田町6丁目〉
壁面緑化により沿道空間に潤いを創出している例



〈山下町(山下公園通り)〉
屋上緑化により空間に潤いを創出している例

※関連：行為指針09-(2)-①

(2) 水際の親水性の向上

① 「水際の親水性が求められる部分」では、親水性が向上するよう工夫する。

- 水際へ近づける公共的な通路を敷地内に創出するよう工夫する。
- 広場状空地や護岸などにおいて、親水性の高い空間を創出する工夫をする。



〈大岡川に面する横浜市庁舎の外構〉



〈海岸通3丁目〉

行為指針05: 関内地区の街並みの特徴を生かす

■ 平成19(2007)年までの取組

関内地区では、中低層の建築物を主体とした街並みが形成されています。また歴史的建造物の保全・活用に努め、日本大通りに見られるように歴史的建造物に配慮した建築物の形態誘導の成果もあり、これらの街並みが、関内らしさを生み出しています。

■ 平成19(2007)年当時の状況

関内地区には、歴史的建造物、その他戦災復興建築や倉庫などの特徴ある建築物が多く存在し、関内地区の街並みに特色を持たせています。また、これらの建築物や港などが見通せる特徴的な街路があります。しかし、次のような課題が見受けられます：

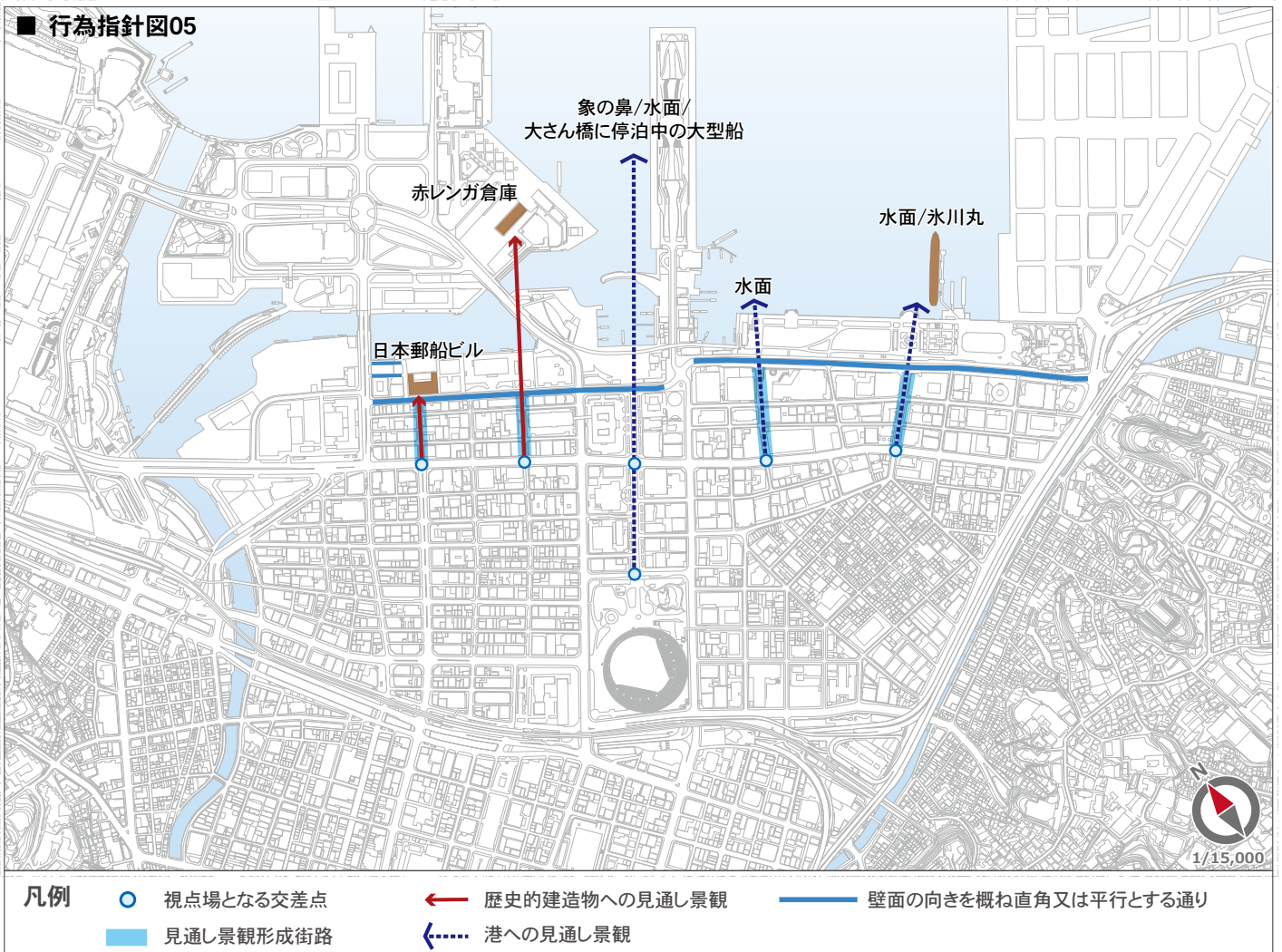
- ・本町通りなどの幹線街路の沿道敷地において、高層の共同住宅が建設されたため、港や山手からの眺望の魅力が低下しています。
- ・倉庫や戦災復興建築など関内地区の都市空間の特色を生み出している建築物が存在していますが、現在空き室が目立っています。
- ・高層の建築物の中には、周囲に比べて大きく敷地内空地を取るなどして壁面位置が揃わず、中低層の建築物を主体とした街並みと調和を図っていく必要があります。
- ・これまで業務・商業を中心とした関内地区に住宅が立地することにより、布団や洗濯物が通りに露出されたり、隣棟間隔の確保が不十分で圧迫感のある空間が出現しています。業務・商業・居住が共存できる都市空間の形成が求められます。
- ・通りごとの個性を生かした景観形成が期待されます。

■ 目標: 通りや街区ごとに特色を持つ、関内地区らしい親密な街並みを確保する。

- 建築物の低層部の街並みの連続性を創出しましょう。
- 特色ある街並みを創出している建築物を、修繕、改築、機能転換等により活用し、関内地区の中低層の建築物を主体とした街並みを継承しましょう。
- 業務・商業・居住それぞれの都市活動を育み、かつ共存できるようにしましょう。
- 特徴ある見通し景観の形成など、通りごとに個性を創造しましょう。

■ 得られる効果

- ・関内地区の中低層の建築物を主体とした街並みの連続性が維持され、個性がより強化されます。
- ・既存の建築物を活用することで、新しい建築物ではつくり出ることができない魅力や面白さを創出することができます。



(1) 関内地区らしい街並みの継承による親密な空間の創出

① 街並みの連続性を創出するよう、建築物の31m以下の部分のデザインを工夫する。



〈北仲通5丁目〉

軒線や壁面位置が統一された中層街路型の街並みの例

② 歩行者が親しみを持てる空間を創出するため、建築物の低層部と中低層部のファサードを分節する。



〈太田町4丁目〉

低層部と中低層部の素材を変え、ファサードを分節することで、歩行者が親しみをもてる空間を創出した例

③ 関内地区の街並みに調和する色彩を用いる。

- 建築物の色彩は、R(赤)系、YR(黄赤)系、Y(黄)系、GY(緑黄)系又はG(緑)系の色相が基調で、5R~5Yの範囲を推奨色とする。ただし、建築物の外壁の一部に用いるもので建築物全体の形態意匠と調和している場合や、レンガなどの地区の個性にあった素材を用いるもので周辺の景観と調和していると認められる場合は良い。
- 建築物及び工作物の色彩は、次に定める明度及び彩度のものを用い、蛍光色は用いない。ただし、建築物の外壁の一部に用いるもので建築物全体の形態意匠と調和している場合や、レンガなどの地区の個性にあった素材を用いるもので周辺の景観と調和していると認められる場合は良い。

【推奨色】

・R(赤)系[5R~10R]

白又はオフホワイト : 彩度0.5~2.0

高明度 : 彩度0.5~3.0

中明度 : 彩度0.5~4.0

・YR(黄赤)系又は2.5Y、5.0Y

白又はオフホワイト : 彩度0.5~2.0

高明度 : 彩度0.5~4.0

中明度 : 彩度0.5~6.0



〈尾上町1丁目〉



〈本町5丁目〉

自動販売機の色彩を街の特性にあわせた例

[景観形成基準(形態意匠18,22)参照]

※地区別ガイドラインで適用除外の規定がある場合を除く。

④ 関内地区らしい街並みを維持・創出するため、既存の建築物をリフォームして使い続ける。



〈常盤町3丁目〉

⑤ 壁面に取り付ける照明器具は、適度な光量にし、落ち着いた照明になるよう工夫する。



〈山下町〉

照明(夜間のファサードデザイン)を建築と一体にデザインした例

(2) 親密な空間の創出

① 日よけなどの備品の設置により、親密な空間を創出する。



〈山下町〉

② 多様な種類の植栽方法により、憩いの空間を創出する。



〈山下町(大さん橋通り)〉

※関連:行為指針04-(1)-①

(3) 賑わいの連続性の創出

① 駐車場や駐輪場は、街並みや賑わいの連続性を阻害しないよう、配置、デザインを工夫する。

- 駐車場や駐輪場を植栽で遮蔽したり、建築物の外壁で囲むなどして、駐車している車両を歩行者空間に対して露出させない。
- 立体駐車場の一階に店舗や展示スペースを入れるなどして、賑わいの連続性を確保する。
- 立体駐車場の形態や色彩に配慮し、街並みの形成に貢献する。

※再掲:行為指針02-(2)-② [景観形成基準(形態意匠5,6,15,16)参照]

② 駐車場の出入口等の配置は、人通りの多い通り沿いを避ける。

※再掲:行為指針02-(2)-③

③ 商業・業務用途を設ける場合は、短時間利用のための駐輪スペースを確保し、通りの賑わいや通行を阻害しないよう、配置、デザインを工夫する。

※再掲:行為指針02-(2)-④

④ 建築物の低層部には、通りに賑わいを創出するよう、楽しい活動や多様な機能を配置する。

※関連:行為指針02-(1)-①

⑤ 建築物の低層部に商業用途を設ける場合は、室内の様子がうかがえるよう、デザインを工夫する。

※再掲:行為指針02-(1)-②

⑥ 建築物の前面の空間が利用されるよう、低層部と外構をデザインする。

※再掲:行為指針02-(1)-③

(4) 関内地区にふさわしい共同住宅の創出

① 住宅用途を設ける場合は、関内地区の街並みに調和した都心型住宅を創る。

- ファサードの開口部やバルコニーのデザインは、主に業務ビルで構成される関内地区の街並みと調和させる。
- インナーバルコニーなどの工夫により、洗濯物や布団、空調設備などが通りに露出しないようにする。
- 住環境やプライバシーを守るために、開口部の防音、位置等の工夫をする。
- 一階部分に住戸を配置しないよう工夫する。



〈山下町〉

[景観形成基準(形態意匠27,28)参照]

※関連:行為指針07-(2)-③、行為指針08-(1)-③

② 住宅用途を設ける場合は、賑わいを分断しないよう、住棟玄関やゴミ置き場などの配置やデザインを工夫する。

- 住棟玄関やゴミ置き場などは、通りの賑わいを阻害しないようにする。

※再掲:行為指針02-(2)-① [景観形成基準(形態意匠4,14)参照]

③ 高さが31mを超える住宅用途の建築物は、圧迫感のない街並みを形成するため、中層部、高層部を塔状にするなどして、適切な隣棟間隔を確保する。

※関連:行為指針07-(2)-④

(5) 歴史的建造物や港への「見通し景観」の演出による通りの個性の創出

※日本大通り特定地区及び大さん橋及び象の鼻周辺準特定地区においては、日本大通り特定地区ガイドライン及び象の鼻地区再整備計画に適合すること。



〈日本郵船ビルへの見通し景観〉



〈赤レンガ倉庫への見通し景観〉



〈水面への見通し景観〉



〈氷川丸への見通し景観〉

① 眺望対象への見通しを阻害しないよう建築物や工作物、植栽等を配置する。

- 見通し景観上では、眺望対象への見通しを阻害しないように建築物や工作物、植栽等の配置を工夫する。



〈赤レンガ倉庫への見通し景観イメージ〉

② 眺望対象が引き立つような建築物のデザインにする。

- 「見通し景観形成街路」の沿道の建築物の壁面後退をするなど、眺望対象が望める視界を大きくするよう工夫する。
- 「見通し景観形成街路」の沿道の建築物の形態意匠は、眺望対象に視線を誘導するよう、軒線を揃えるなど、横線を強調した形態意匠となるよう工夫する。
- 「見通し景観形成街路」に面する建築物の低層部は、眺望対象となる歴史的建造物と同調しないようにする。

〈日本郵船ビル[2.5Y/8/1]への「見通し景観形成街路」沿いの基調色〉

【推奨色】色相2.5YR~2.5Y、明度6.0~7.0、彩度1.0~3.0

〈赤レンガ倉庫[7.5R/5/8]への「見通し景観形成街路」沿いの基調色〉

【推奨色】色相2.5R~10YRかつ

〈R(赤)系〉

白又はオフホワイト : 彩度1.0~2.0

高明度 : 彩度1.0~3.0

〈YR(黄赤)系〉

白又はオフホワイト : 彩度1.0~2.0

高明度 : 彩度1.0~4.0

[景観形成基準(形態意匠20,24)参照]

(5) 歴史的建造物や港への「見通し景観」の演出による通りの個性の創出

③ 夜間の見通しを演出する。

- 見通し景観の眺望対象となる歴史的建造物のライトアップを引き立てるため、「見通し景観形成街路」に面する位置においては、原則としてライトアップは行わない。
- 「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する照明は、光源が直接見えないよう工夫する。
- 「見通し景観形成街路」に面する位置においては、歴史的建造物に対するライトアップ照明と調和する照明とするなど工夫する。
- 「見通し景観形成街路」に面する位置においては、過度な照明はせず、漏れ光が少なくなるよう工夫する。



＜日本郵船ビルへの見通し景観 | 本町通り＞

[景観形成基準(特定照明43)参照]

④ 「見通し景観」を魅力的に演出するよう、屋外広告物のデザインを工夫する。

※関連：地区別ガイドラインの広告物に関する規定
及び行為指針10

⑤ 歴史的建造物や港への見通しを楽しめるよう、本町通りの交差点付近の空間を創出する。

- 「見通し景観形成街路」と本町通りとの交差点に位置する敷地において、見通し景観を楽しめる空間を創出するなどの工夫をする。

⑥ 「見通し景観」を魅力的に演出するよう、街路や公園等の公共空間のデザインを工夫する。

※関連：景観重要公共施設ガイドライン

行為指針06: ミナト横浜の歴史を大切に、関内地区の魅力・個性を伸ばす

■ 平成19(2007)年までの取組

横浜には開港の歴史を伝える多くの歴史的建造物、土木遺構、史跡、古木などが残っています。「横浜市歴史を生かしたまちづくり要綱」や「横浜市文化財保護条例」などの運用を通じ、これらの歴史的建造物は、全面保存(横浜市開港記念会館など)、外壁保存(日本興亜馬車道ビル)、一部保存の上での増築(横浜情報文化センター)、イメージ復元(横浜第2合同庁舎)など様々な方法で保全され、現在でも活用されています。

歴史的建造物の周辺の敷地においても、日本大通りや山下公園通りの地区計画、馬車道のまちづくり協定、街づくり協議指針の運用を通じ、歴史的建造物の形態意匠に配慮した街並みの形成に努力してきました。また、歴史的建造物や土木遺構など関内地区の景観上重要な建造物などの「ライトアップ事業」や、重要文化財の周辺での屋外広告物の設置の禁止(屋外広告物条例)により、歴史的建造物を引き立てるための取組みも行われています。

さらに歴史的建造物についての案内板の設置や、関内地区に数多く存在する史跡に、「～発祥の地」といった碑文を設置するといった取組みによって、関内地区の歴史や物語の発信にも取り組んでいます。

■ 平成19(2007)年当時の状況

一般的に歴史的建造物には、①高い階高、②現在では再現が難しいレリーフなどの意匠、③周囲の環境になじんだ外観の素材など、新しい建築物にはない魅力があります。現在でも既存の用途のまま使い続けられている歴史的建造物もあれば、当初とは異なる用途に転用して使い続けられているものもあります。近年では歴史的建造物の意匠の魅力と、機能転換した新しい用途との融合により、新しい魅力を創出した歴史的建造物もあります。しかし、次のような課題も見受けられます：

- ・歴史的建造物の老朽化、設備など必要な機能の不足などにより、近年取り壊される歴史的建造物が多くなっています。
- ・歴史的建造物など景観上重要な建築物等の周辺で建築物を建てる際、形態意匠上の配慮がない建物が見受けられます。

■ 目標: 本町通りや日本大通りを軸に、開港の歴史が身近に感じられる個性的な街並みを形成する。

- 歴史的建造物の保全・活用を図り、関内地区らしい歴史的な街並みを保全しましょう。
- 歴史的建造物の形態意匠との調和が求められる敷地では、建築物のデザインを工夫し、歴史的な街並みの連続性を創出しましょう。
- 開港の歴史を発信していきましょう。

■ 得られる効果

- ・関内地区の歴史を継承することで、関内地区を舞台とした活動・生活などについての人々の記憶を喚起させ、より多くの人が、まちに愛着をもち、まちを大切にすることが期待されます。
- ・まちなかの景観上重要な建築物などが引き立つことにより、まちのわかりやすさが向上します。

■ 行為指針図06



(1) 歴史的建造物の保全活用

① 歴史的建造物や土木遺構を保全し活用する。

- 改修したり機能転換するなど、歴史的建造物を生かす工夫をする。



<本町4丁目>



<山下町(山下公園通り)>



<弁天通り5丁目>



<日本大通>



<日本大通>

歴史的建造物を保全し活用している例

土木遺構を保全し演出している例

(2) 歴史的建造物を引き立たせる工夫

※行為指針図06の「歴史的景観を形成する部分」においては、①～③を達成してください。

① 歴史的建造物の敷地内に増築する場合は、歴史的建造物が引き立つよう、デザインを工夫する。

- 高層棟を増築する場合、歴史的建造物より高層部の壁面後退により、歴史的建造物を引き立てるよう工夫する。



<日本大通>

③ 歴史的建造物へのライトアップなどにより、街並みを演出する。

- 歴史的建造物に隣接する敷地内に投光器を設置するなど、ライトアップに協力する。
- ライトアップしている歴史的建造物の周辺や、行為指針図06で示す「歴史的界隈形成エリア」内では、ライトアップはしない。
- 同エリア内では、建築物の外部の照明は落ち着いたものとなるよう工夫する。
- 歴史的建造物へのライトアップは、その建造物が持つ特徴が魅力的に演出されるよう、光の当て方や色調を工夫する。



<本町1丁目>

歴史的建造物に隣接する敷地内に投光器を設置した例

※関連：行為指針05-(1)-⑥
行為指針09-(3)-⑥

[景観形成基準(特定照明42)参照]

② 「歴史的景観の形成を目指す部分」の建築物のデザインは、歴史的建造物と調和させる。

- 壁面位置、軒高、ポリューム、低層部の高さなど建築物の形態(スケール感)を、歴史的建造物に調和させる工夫をする。ただし、単純に模倣するなど安易にデザインしない。



<日本大通>

《同調的な調和》

歴史的建造物周辺の建築物の意匠は、歴史的建造物に用いられているスケール感や素材など意匠の特徴(デザイン・ポキャブラリー)を効果的に利用し、街並みの連続性を創出した例



<北仲通5丁目>

《対比的な調和》

建造物の低層部の高さを歴史的建造物に揃えつつ、対比的な素材やファサードの構成を用いて、歴史的建造物が引き立つように工夫した例



<山下町>

(3) 開港の歴史の発信

① 敷地の持つ歴史や物語を表現する。



<日本大通>

敷地内に放置されていた大砲を展示している例



<日本大通>

敷地の持つ歴史を紹介する石碑を設置している例

行為指針07:中層、高層の建築物は、デザインを工夫し、魅力ある街並みを形成する

■ 平成19(2007)年までの取組

関内地区は、中低層の建築物を主体とした街並みが形成されていました。また、北仲通北再開発等促進地区地区計画、北仲通南地区地区計画、日本大通り用途誘導地区地区計画、山下公園通り地区地区計画、山下公園及び日本大通り周辺地区街づくり協議指針、馬車道まちづくり協定で、高さに関する規定を設け、街並みの保全・創出に取り組んできました。山下公園通り地区地区計画では、高さが31mを超える建築物を計画する場合、一定の条件を課すことで、街並みに対する貢献を求めています。日本大通り地区では、高層部の壁面後退を地区計画で定め、圧迫感のない空間の創出に努めてきました。2006年4月に、最低限高度地区が廃止され、高度地区と「横浜市市街地環境設計制度」により、高さ31mを基本とした街並み形成が進められています。

■ 平成19(2007)年当時の状況

関内地区に高層の建築物が建築されたため、関内地区の特徴である中低層の建築物を主体とした街並みでなくなってきており、また、港や山手の丘の視点場からの眺望が阻害されているケースが見受けられます。建築物の高さが31mを超える場合、視点場からの見え方、歩行者空間からの視点への配慮が求められます。

■ 目標:活発な都市活動と親密な空間の保全を両立させ、魅力ある街並みを形成する。

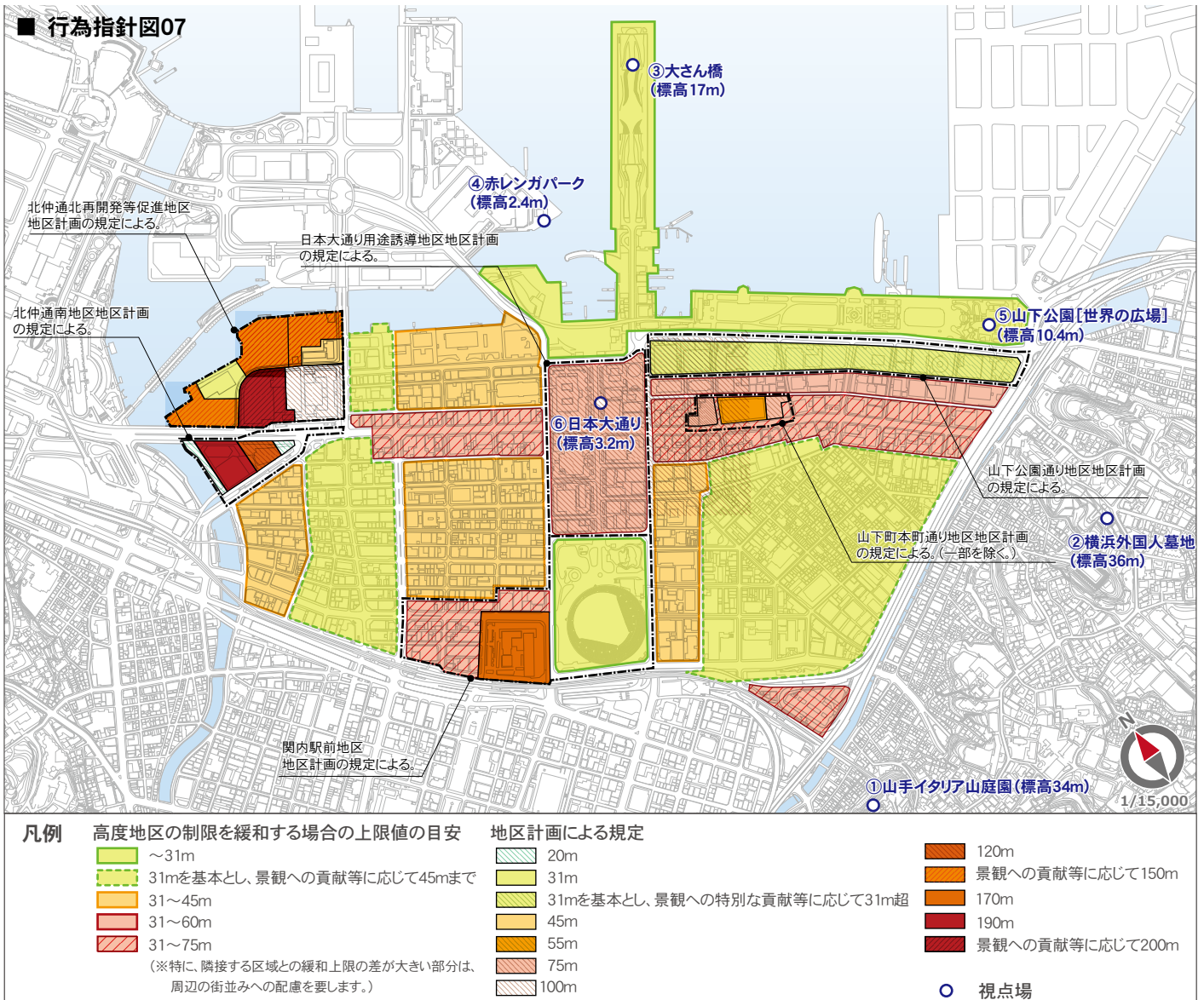
- 建築物の高さは31～45mを基本とします。
- 高さが31mを超える中層、高層の建築物を建てる場合は、関内地区の特徴である中低層の建築物を主体とした街並みを維持するように工夫し、圧迫感のない歩行者空間を形成しましょう。
- 高層部の形態意匠を工夫することで、視点場からの魅力的な眺望景観を演出しましょう。

■ 得られる効果

- ・圧迫感のない歩行者空間の形成により、歩いて楽しいまちとなります。
- ・眺望景観の保全・創造により、ミナト横浜の個性が強化されます。
- ・魅力ある眺望景観を創出することで、視点場を巡る回遊を誘発し、来街者の増加が期待されます。

関内地区の都市計画(高度地区)による建築物の最高高さは31mとなります。

※下図は、都市景観形成への貢献度に応じて、高度地区の制限を緩和する場合の上限値の目安を示しています。



(1) 高さ31mを超える建築物等による歩行者への圧迫感の軽減**① 街並みにおける建築物等の圧迫感を軽減するため、分節化するなど建築物等の高層部のデザインを工夫する。**

- 建築物の高さの概ね31mの部分で、ファサードを分節する。(道路境界から5mの壁面後退など)

建築物の高さ31m以上の部分の壁面を後退させ、デザインを分節した例



〈北仲通5丁目〉

建築物の高さ31m以上の部分をスリムなタワー状とし、ファサードは縦のラインを強調するデザインとした例



〈本町5丁目〉

[景観形成基準(形態意匠26)参照]

(2) 高さ31mを超える建築物等による眺望景観の演出 ※眺望の視点場からのモンタージュの作成が必要となります。**① 「眺望の視点場」からの眺望を保全・創造するよう、建築物等を配置する。**

- 山下公園通り、海岸通りなどに面する建築物の壁面は、山下公園通り、海岸通りなどに対して、概ね直角又は平行とする。その他の建築物もこれに準じる。
- 港からの見付面積を小さくするため、塔状又は港に対して直角方向に長い長方形の平面とする。



〈山下町(山下公園通り)〉

※関連: 行為指針08-(1)-① [景観形成基準(形態意匠29,32)参照]

② 関内地区の街並みに調和し、魅力あるスカイラインを形成するよう、建築物等の頭頂部のデザインを工夫する。

- 高さが31m超の建築物は、屋上設備や工作物等を遮蔽する。
- 高さが45m超の建築物は、屋上設備や工作物等を遮蔽し、頭頂部のデザインを特徴づける。



〈日本大通〉

建築物の頭頂部を屋上設備等と一体的にデザインした例



〈みなとみらい21地区〉

工作物等のデザインにより特徴ある頭頂部を演出した例

※関連: 行為指針08-(1)-② [景観形成基準(形態意匠33,34,37,38)参照]

③ 関内地区の街並みに調和するよう、建築物等の中層部、高層部のデザインを工夫する。

- 中層部、高層部の色彩の明度は7以上を基調とする。ただし、建築物の外壁の一部に用いるもので、建築物全体の形態意匠と調和し、視点場からの眺望を阻害しないと認められる場合は良い。また、低層部に低めの明度の色彩を用いる場合、建築物全体の色彩のバランスに考慮して、明度6以上とすることができる。
- 住宅用途を設ける場合、関内地区の街並みに調和した都心型住宅を創る。
- 鉄塔などは、工作物然とした無骨なデザインは避けるなど、同敷地内の建築物などと調和を図るよう工夫する。



〈日本大通〉

[景観形成基準(形態意匠19,23,27,28)参照]

※関連: 行為指針05-(4)-① 行為指針05-(4)-③ 行為指針08-(1)-③

④ 隣接する地区やゾーンとの高さ制限の差が大きい敷地においては、建築物等の当該高低差となる部分は、周辺の街並みに調和するよう配慮する。**⑤ 高さが31mを超える中層、高層の住宅用途の建築物は、圧迫感のない街並みを形成するため、中層部と高層部を搭状にするなどして、適切な隣棟間隔を確保する。**

行為指針08: 港や丘などからの眺望景観が魅力的になるよう工夫する

■ 平成19(2007)年までの取組

関内地区とその周辺には、山手の丘からの眺望景観や、大さん橋、新港地区等の水際からの関内地区側への眺望景観、まちなかから港への見通し景観、まちなかから山手への見通し景観が存在します。これらの眺望景観は、「ミナト横浜」を特徴付けるものとなっています。横浜市ではこのような眺望景観を守るために、「街づくり協議指針」や最近では地区計画により、建物高さや壁面位置等の誘導を行ってきました。

また、日本大通りや赤レンガパークなどから神奈川県庁本庁舎(キングの塔)/横浜税関本関庁舎(クイーンの塔)/横浜市開港記念会館(ジャックの塔)が見える位置には、プレートが埋め込まれ、視点場の演出にも取り組んでいます。これらの塔は横浜三塔と呼ばれ、市民に愛されてきました。

■ 平成19(2007)年当時の状況

山下公園通り地区や日本大通り地区においては、地区内に存在する歴史的建造物に調和する色彩を用いた、一体感のある都市景観が形成されつつあり、港からの魅力ある眺望景観の形成に貢献しています。しかし、次のような課題が見受けられます：

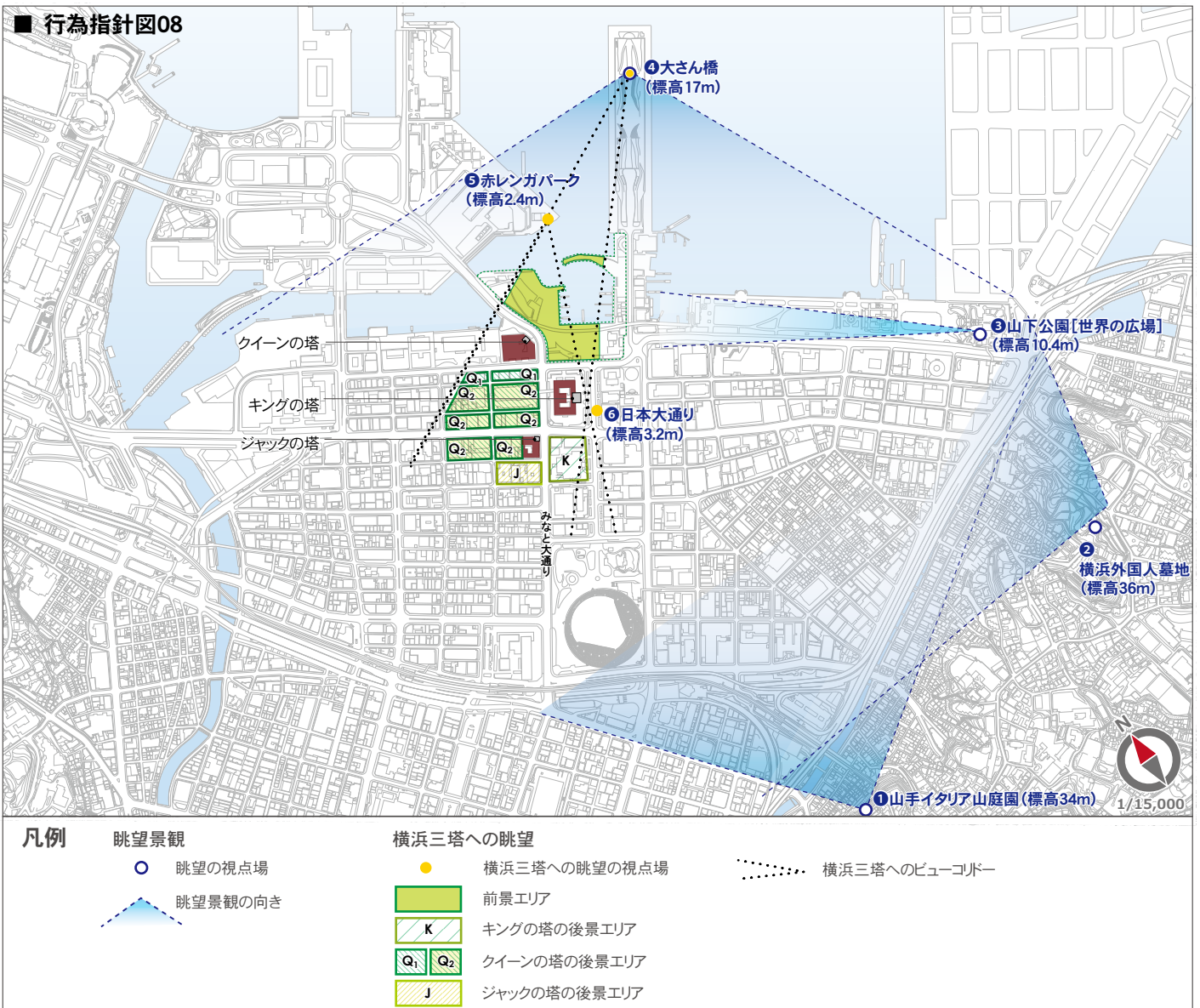
- ・近年は多くの高層の建築物が建設され、視点場から眺望対象が見えなくなるケースが見受けられます。
- ・彩度の高い色を用いた建物や、向きが不揃いな建物があることにより、街並みが混乱し、眺望の魅力を下げています。

■ 目標: ミナト横浜の地勢を生かした、関内地区の特徴的な眺望を保全または創出する。

- 視点場からの魅力的な眺望景観を創造しましょう。
- 港から横浜三塔への魅力的な眺望景観を形成しましょう。
- 眺望対象の前景・後景に該当する建築物は、高層部の色彩や形態等に特に配慮し、眺望の魅力づくりに貢献しましょう。

■ 得られる効果

- ・都市構造や歴史的建造物等の関内地区固有の資源を強調する眺望景観を保全することで、ミナト横浜の個性が強化されます。



(1) 「眺望の視点場」から望める位置にある敷地における建築物等の演出



<大さん橋からの眺望景観(山下町側)と視点場>



<大さん橋からの眺望景観(海岸通り側)>



<横浜外国人墓地からの眺望景観と視点場>



<山手イタリア山庭園からの眺望景観と視点場>



<山下公園からの眺望景観と視点場>



<赤レンガパークからの眺望景観と視点場>

(2) 「眺望の視点場」から望める位置にある敷地における建築物等の演出

① 眺望景観の魅力を高めるよう、建築物等の壁面の向きや幅、形態、色彩等のデザインを工夫する。

- 山下公園通り、海岸通りなどに面する建築物の壁面は、山下公園通り、海岸通りなどに対して、概ね直角又は平行とする。
- 鉄塔などのデザインは、周辺の建築物の街並みから、突出しないよう工夫する。象徴的なものとする場合は、その是非も含めて、周辺の街並みとの関係性を考慮の上、慎重にデザインする。

※関連：行為指針07- (2) -①



<海岸通り>

歴史的建造物が引き立つように壁面線や外壁の色調を揃え、通りの見通しを良くしている例

[景観形成基準（形態意匠29）参照]

② 関内地区の街並みに調和し、魅力あるスカイラインを形成するよう、頭頂部のデザインを工夫する。

※再掲：行為指針07- (2) -②

[景観形成基準（形態意匠33,34,37,38）参照]

③ 関内地区の街並みに調和するよう、建築物等の中層部、高層部のデザインを工夫する。

※関連：行為指針05- (4) -①、行為指針07- (2) -③

[景観形成基準（形態意匠19,23,27,28）参照]

④ 秩序ある広告景観を創出する。



<北仲通5丁目>

※関連：行為指針10 及び 地区別ガイドライン

(2) 横浜三塔への魅力ある眺望景観の創出



<横浜三塔を一望する眺望 | 視点場:大さん橋>



<視点場:赤レンガパーク>

■前景エリア

眺望対象の前景となる建築物は、視点場から眺望対象が望める高さや形態とし、港からの眺望景観や歴史的景観と調和する意匠とする。

① 前景エリアの建築物等は、「横浜三塔への眺望の視点場」から眺望対象を望めるようデザインを工夫する。

- 建築物等の高さを低層とすることや、形態を工夫することにより、視点場から眺望対象が望めるようにする。

[景観形成基準(形態意匠30,31)参照]

② 前景エリアの建築物等は、頭頂部のデザインを工夫する。

- 建築物の屋上部においては、設備は目立たないよう遮蔽し、塔屋は独立させずに建物と一体的にデザインする。

※関連:行為指針08-(1)-② [景観形成基準(形態意匠35,36,39)参照]

③ 前景エリアの建築物等は、港からの魅力的な眺望景観や歴史的景観に調和するデザインにする。

- 歴史的界隈の街並みや横浜三塔の壁面と同調するよう、建築物の基調色にY(黄)系、YR(黄赤)系、R(赤)系の色調を用いるよう工夫する。
- 建築物の色彩の彩度は4以下(R(赤)系は3以下)を推奨する。
- 横浜三塔を引き立たせ、対比的に調和するよう、ガラスなど軽量感のある素材を用いたり、屋上緑化するなど工夫する。

※関連:行為指針05-(1)-③

■後景エリア

眺望対象と同調しない形態意匠とするなど、眺望対象が引き立つような工夫が求められる。

④～⑥の基準に適合すること。ただし、行為指針08のQ2の敷地(みなと大通りに面する敷地は除く。)においては、建築物の高さ31m以下の部分には、行為指針08の頭頂部のデザイン、色彩、壁面看板に関する規定を適用しない。

④ 後景エリアの建築物等は、頭頂部のデザインを工夫する。

- 建築物の屋上部においては、設備は目立たないよう遮蔽し、塔屋又は工作物は建築物と一体的にデザインする。

[景観形成基準(形態意匠35,36,39)参照]

⑤ 後景エリアの建築物等は、眺望対象が引き立つよう、デザインを工夫する。

<建築物の部分の基調色>

【推奨色】

色相2.5YR～2.5Y、明度6.0～7.0、彩度1.0～3.0

[景観形成基準(形態意匠21,25)参照]

⑥ 後景エリアでは、横浜三塔への魅力的な眺望を形成するよう、秩序ある広告景観を形成する。

- 屋上看板は設置しない。ただし、自己用で港及び日本大通りに向けて設置せず、港からの眺望及び日本大通りの街並みを阻害しない場合には、この限りでない。
- 上端の高さが15mを超える壁面看板は、大さん橋及び赤レンガパークの視点場に向けて設置しない。ただし、高さ15mを超える部分において、建築物の名称を単色で掲示するもの(高さ15mを超える部分の屋外広告物の総面積が10m²以内のものに限る。)については、この限りでない。
- 壁面看板の広告面の背景色(地の色)は、建築物の外壁(外壁の色彩がマンセル表色系で彩度4を超えるものは除く。)と同色又はマンセル表色系で彩度4以下とする。ただし、壁面看板の広告面の背景色(地の色)について、1建築物又は1テナントにつき各5m²までは、この限りでない。
- みなと大通り又はこの街路に面する位置に設置する上端の高さが15mを超える袖看板は、横浜三塔への眺望の視点場に向かって設置しない。
- みなと大通りに面する位置に設置する袖看板の広告面の背景色(地の色)は、マンセル表色系で無彩色とする。

※関連:行為指針10及び地区別ガイドライン

《色彩現況》

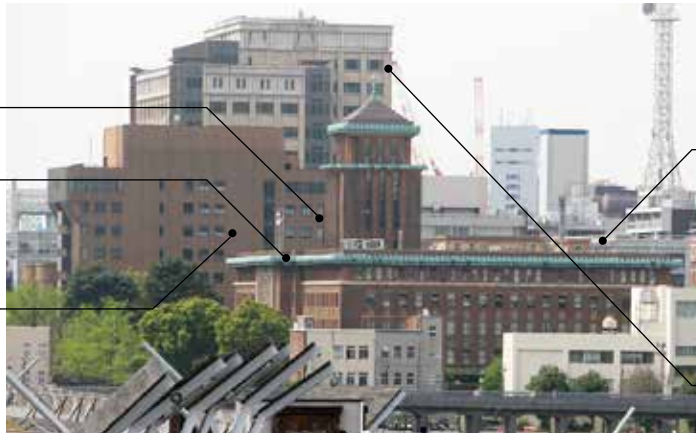
■神奈川県庁本庁舎(キングの塔)

眺望対象

- スクラッチタイル：
7.5YR/明度5/彩度6
- 緑青：
10G/明度7/彩度3

後景

- 横浜地方検察庁：
10YR/明度8/彩度8



後景

- 東京電力：明度N9.0

- 横浜地方裁判所(4階以上)：
2.5Y/明度9/彩度2

■横浜税関本関庁舎(クイーンの塔)

眺望対象

- ドーム：10G/明度7/彩度4
- 壁面：2.5Y/明度9/彩度2

後景

- JA高層棟ガラス面
2.5B/明度3/彩度3
- JA高層棟サッシ枠
2.5Y/明度8/彩度2
- JA：5Y/明度9/彩度1



後景

- 増築部：明度N9.0

- 増築部：
2.5GY/明度6/彩度1

■横浜市開港記念会館(ジャックの塔)

眺望対象

- ドーム/屋根：
10G/明度3/彩度2
- レンガ：
10R/明度5及び6/彩度8

前景

- 横浜税関分庁舎：
5Y/明度9/彩度2



後景

- 東京電力：明度N9.0

- 東京電力：
2.5R/明度6/彩度3

- 保土ヶ谷工業ビル：
7.5Y/明度9/彩度1

行為指針09: 関内地区の新しい魅力を創造する

■ 平成19(2007)年までの取組

横浜市はこれまで、歴史的建造物等へのライトアップや、山下公園において港町のイメージを喚起するファニチャーを設置するなど、関内地区がもつ開港以来の歴史や文化、敷地や街並みの特性を生かしながら、景観的魅力的の向上に努めてきました。

また、新たな取組みとして、歴史的建造物や港の風景などの開港都市特有の資源を生かしながら、文化芸術に代表される創造的な活動の積極的な誘導により、まちの魅力を高め、都市の活性化、横浜経済の発展を図り、市民が豊かな都市文化を構築し享受する、「文化芸術創造都市構想」の実現に取り組んでいます。文化芸術創造活動の場として歴史的建造物を活用する取組みが行われています。



〈横浜三塔のライトアップ | 視点場: 大さん橋〉

■ 平成19(2007)年当時の状況

関内地区には、新たな景観的魅力的の創出につながる、次のような潜在性があります。

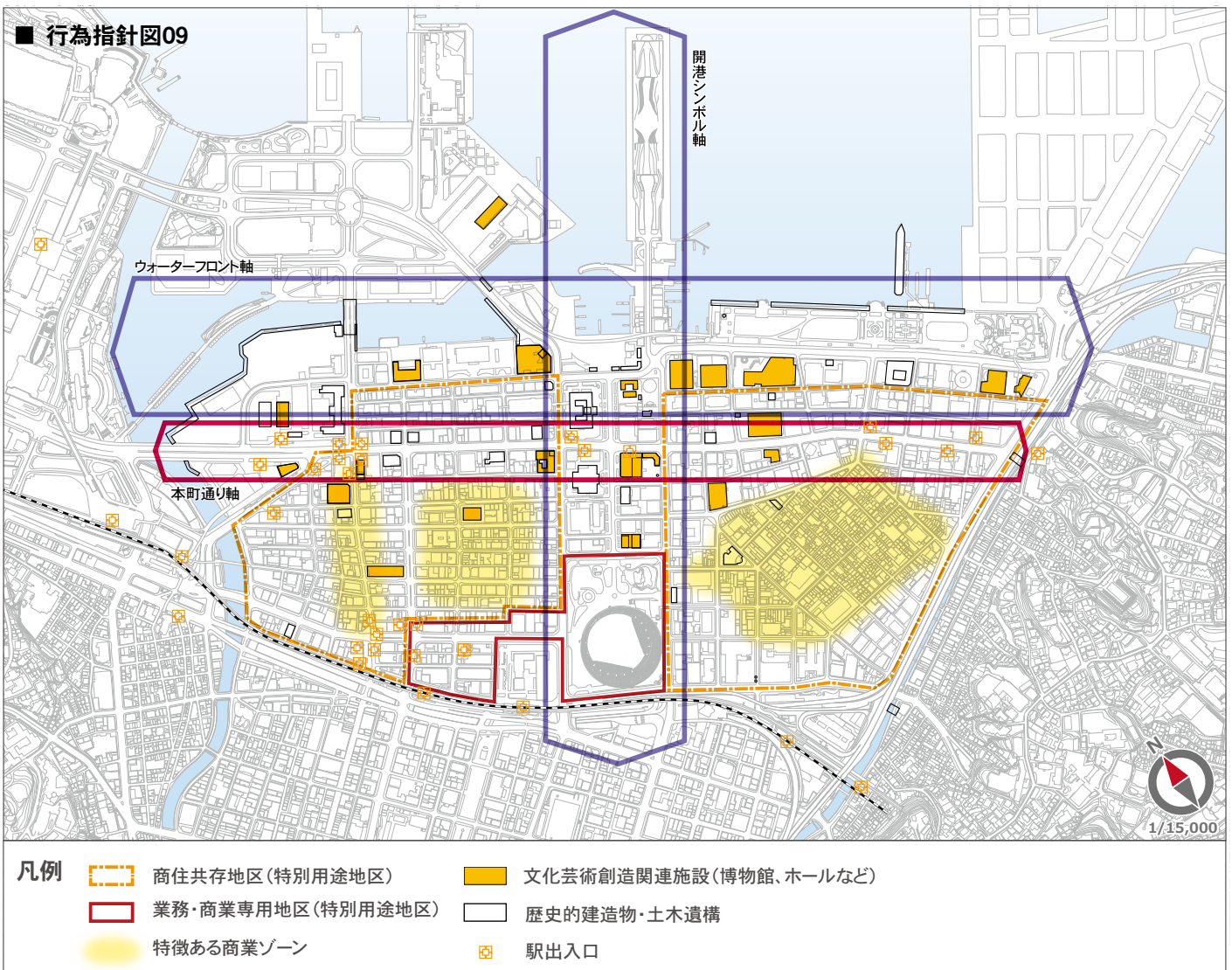
・関内地区の街並みを特徴づける建築物や倉庫が多く存在しており、文化芸術創造活動の場として活用されることが期待されます。

■ 目標: 関内地区の新しい魅力を創造する。

- 魅力ある都市活動を生み出す、新たな用途の誘導や、新しい空間価値の創出を行きましょう。
- 歴史的建造物や倉庫などを生かし、新しい文化芸術創造活動の場、発信の場を創出しましょう。
- 地区や通り毎に、個性のある景観を創り出しましょう。

■ 得られる効果

- ・創造境界の形成に貢献し、文化芸術創造都市構想が推進され、新たな文化を育み、都心の活力が活性化されます。
- ・開港の歴史や文化の集積を生かしながら新たな文化を生み出す“OLD&NEW関内”としての個性が強化され、集客力が向上します。



(1) 文化芸術創造活動の奨励

① 新たな用途を誘導したり、新しい空間価値を創造する。

- 新たな用途を導入するなど、都心臨海部に魅力と活力を生み出す工夫をする。
- デザイン・コンペティションを開催するなど、新しい空間価値の創造を図る工夫をする。

② 文化芸術創造活動を行えるスペースを用意し、活用する。



〈海岸通3丁目〉
建物内において文化芸術創造活動をしている例



〈海岸通3丁目〉
街角において文化芸術創造活動をしている例



〈相生町4丁目〉
ものづくりの様子を見せるようデザインしている例

(2) 地区や通りごとの個性の創出

① 地区や通りごとに独自の景観を創造する。

- 地区や通りごとに独自の景観を創造するよう、景観ルールを工夫する。
壁面などに共通の色彩を用いたり(写真左)、ハンギングバスケット等を用いて四季折々を演出(写真右)している例



〈尾上町1丁目の街並み〉



〈新港ふ頭〉

- 夜間景観でも地区や通りごとの個性を演出する。
中華街らしさを感じられる街路灯を用い、イベント時には提灯やランタン等の赤い光により演出している例(写真左)



〈山下町(中華街)〉



〈馬車道〉



〈山下町(山下公園通り)〉

馬車道から海岸通り、山下公園通りにかけて整備されたガス灯プロムナードを生かすことで、関内地区の特徴である開港の歴史を印象付けている例(写真中)

- 色温度が統一され落ち着いた夜間の街路景観が創出されている例(写真右)

- まちの構造がわかりやすくなるような工夫をする。

敷地内に通りの名称の書かれたプレートを設置(写真左)したり、現住所と旧住所の書かれたプレートが壁面に設置(写真中)したり、商店街共通のサインを店頭を設置(写真右)するなどしている例



〈馬車道〉



〈日本大通〉



〈山下町(中華街)〉

② 地区や通りごとに独自の景観を創り出す活動を行う。

地区や通りごとに、景観まちづくりやイメージアップイベント等を展開している例



〈日本大通りオープンカフェ〉



〈チューリップアートプロムナード | 元町・山手地区〉

(3) 夜間景観の形成

① 不快な照明環境を創出しない。

- 光源の輝度を控えめにしたり、光源を直接見えないようにするなど、グレアが発生しないよう工夫する。

■遠景

② 「眺望の視点場」からの夜間の眺望景観を魅力的に演出する。

- サーチライトやレーザーは使用しないなど、魅力的な夜間景観を創造するよう工夫する。
ただし、イベント等により短期間又は短時間に限り使用するものは、この限りでない。

③ 「眺望の視点場」からの夜間の眺望景観が魅力的になるよう、屋外広告物の照明をデザインする。



〈山下町(山下公園通り)〉

※関連: 行為指針10-(2)-① 切り文字看板を後方から照射した例

④ 夜間の横浜三塔への眺望景観を魅力的に演出する。

- 行為指針図08に指定する前景及び後景エリアにおいては、横浜三塔へのライトアップの照明が引き立つよう、壁面照度等に配慮するなど工夫する。



〈横浜三塔を一望する眺望 | 視点場: 大さん橋〉

※関連: 行為指針08-(2)

■中景

⑤ 日常的な落ち着いた夜間の街路景観を演出するとともに、催事等における特別な夜間の演出は期間又は時間を限定し、メリハリのある夜間景観とする。

- 落ち着いた夜間景観を形成するよう、光源の輝度、路面照度、色温度等に配慮するなど工夫する。
- 樹木や植栽をライトアップする場合は、対象物が魅力的に演出されるよう、光源色や照らし方に配慮するなど工夫する。
- 日常とは異なるライトアップを行う場合は、メリハリがつけられた夜間景観となるよう、原則として7日以内(同じ区域で次に行うライトアップまで5倍の日数を空ける)又は1日あたり10分以内の演出に限るなど工夫する。
- 開港の地を象徴する横浜三塔や横浜マリンタワー等のシンボルは、関内らしさを形成する重要な要素であり、イベント等の特別演出においてもその建造物等の特徴が魅力的に演出されるよう、光源色や照明の強弱を工夫する。



〈山下町〉

路面照度が低く落ち着いた夜間の街路景観を創出している例



〈山下町(山下公園通り)〉

色温度が統一された夜間の街路景観の例



〈日本大通り〉

イベント時のカラーライトアップにおいても建物の意匠を生かし照らす場所と照明の色味を調整している例

⑥ ライトアップを実施している周囲では、ライトアップと調和した照明環境を創出する。

- 歴史的建造物のライトアップを引き立てるよう、照明の光源の輝度、壁面・路面照度、色温度等に配慮するなど工夫する。
- ライトアップする歴史的建造物の周囲の照明の光源は、直接見せないなど工夫する。



〈山下町(山下公園通り)〉

歴史的建造物のライトアップと調和した照明環境の例

※関連: 行為指針06-(2)-③

(3) 夜間景観の形成

■ 近景

- ⑦ 夜間の賑わいを創出するよう、室内から漏れる光を意識して、ファサードのデザインを工夫する。



〈山下町〉



〈住吉町4丁目〉
店舗の閉店後も軒下照明により賑わいを創出している例

- ⑧ 歩く楽しさを感じられる配置や配光にする。

- 人の目線の高さ以下の位置の照明の配置や配光を工夫する。



〈海岸通(象の鼻パーク)〉
足元を照らす照明等により、安全・安心かつ眺望を確保した歩行環境としている例



〈日本大通〉

- ⑨ 広場状空地の特徴に応じて夜間照明のデザインを工夫する。

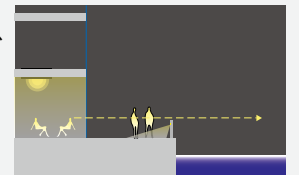
街路側はフットライト中心の配光とすることで、一段上がった屋外テラスから銀杏並木や山下公園への視界に光源が入らないように工夫している例



〈山下町(山下公園通り)〉

- ⑩ 水際の夜間景観を演出する。

- 水際の敷地においては、海上や対岸からの見え方に留意するとともに、対岸の夜景を楽しめるようにする場合、水際の建築物の室内では照明の明るさを抑え、屋外も足場の照明以外は極力抑えるなどの工夫をする。
- 川沿いは安心して歩行できる光環境とし、川沿いの建物は、川側に暖かみのある光を向けるなど、人の気配を感じられるような工夫をする。
- 橋のライトアップを行う際には、その建造物が持つ特徴が魅力的に演出されるよう、光の当て方や色調を工夫する。



- ⑪ 自動販売機を設置する場合は、街並みとの調和に配慮し、照明は最小限にする。

- ⑫ 地上駐車場には、落ち着いた照明を用いる。

- 地上駐車場には、駐車場内の通路に設けるフットライト等に留め過度な照明は用いない、歩道側への漏れ光を最小限にするなど、工夫する。



〈日本大通〉
フットライトを中心とした駐車場の照明の例

- ⑬ 夜間の広告景観を演出する。

- 屋外広告物の照明は外照式とし、照明器具は景観上支障のないように遮蔽したり、内照式を用いる場合でも文字等に限定的に用いるなど工夫する。



〈太田町5丁目〉

外照式の照明を用いた壁面看板の例



〈山下町〉

文字とロゴに限り内照式を用いた壁面看板の例

※関連: 行為指針10-(2)-①

行為指針10:秩序ある広告景観を形成する

■ 平成19(2007)年までの取組

横浜市では、屋外広告物条例に基づいて屋外広告物の規制を行ってきました。また、山下公園通り地区や日本大通り地区などでは街づくり協議指針や地区計画、馬車道商店街ではまちづくり協定の中で屋外広告物に関する地域のルールを定め、適切な誘導や制限を行ってきました。

公共空間である道路に設置する広告付バス停留所上屋の広告物については、横浜らしい良好な広告物のモデルとなるようにデザインの審査が行われています。

■ 平成19(2007)年当時の状況

山下公園通り地区、日本大通り地区では、屋上看板が少ないのが特徴となっています。また、中華街では、個性的な屋外広告物が賑わいを生み出しており、まちの魅力の一つとなっています。

しかし、以下のような課題もあります：

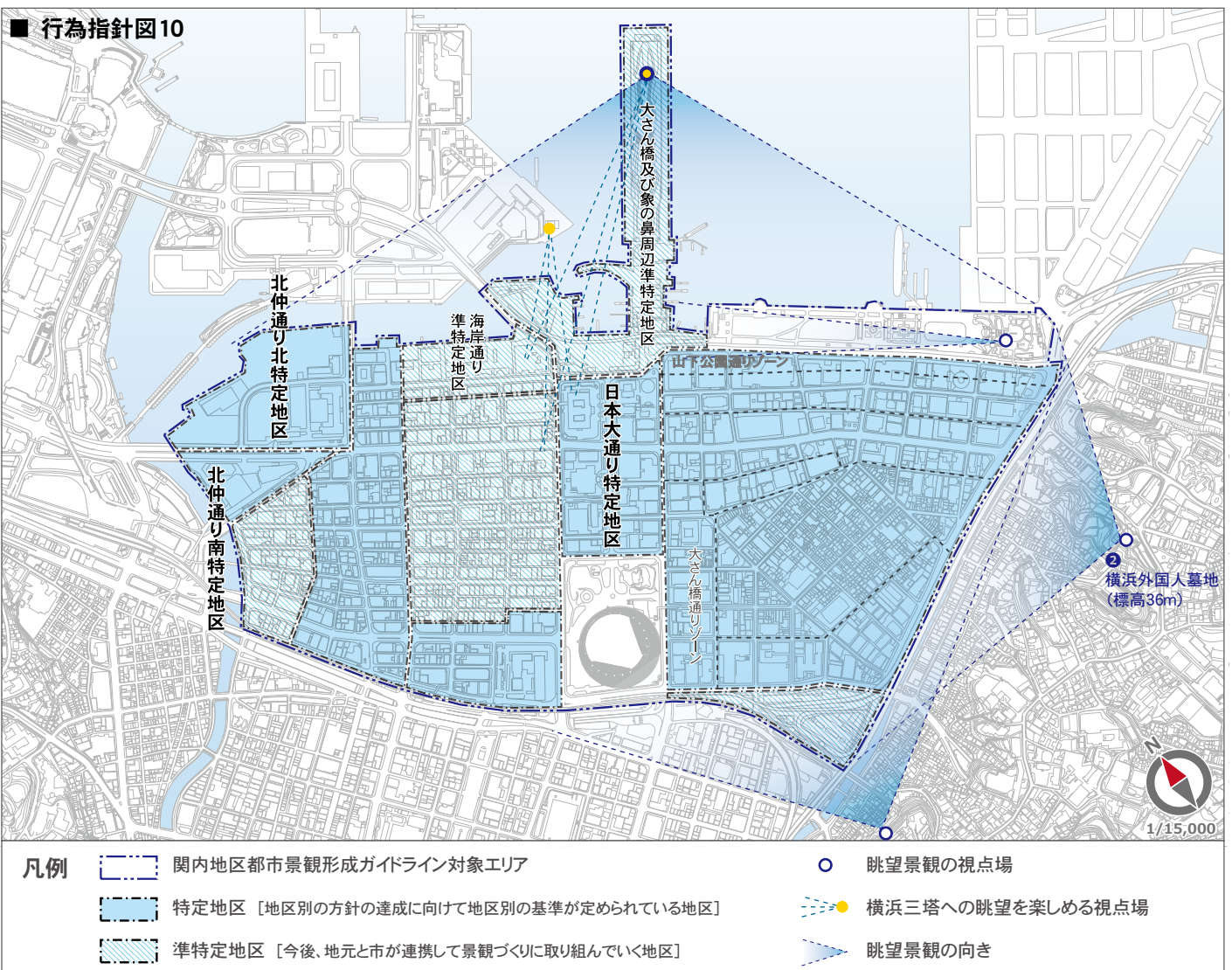
- ・屋上看板が多い地区（横浜公園周辺、関内駅周辺、大岡川周辺）や、原色を多く使った広告物、ネオンを使用した広告物の多い地区（関内駅周辺）など、問題のある広告物が多く存在する地区があり、屋外広告物に関するルールによる適切な誘導が必要です。
- ・まちづくり協定、街づくり協議指針、地区計画などで屋外広告物等についてのルールを定めている地区では、継続して屋外広告物等を誘導し、さらに良好な景観を形成していく必要があります。そのほかの地区では、適切な誘導により、良好な景観を形成する必要があります。

■ 目標:景観を阻害する広告物を適切にコントロールし、魅力ある眺望景観、個性ある街路景観を創出する

- 屋外広告物等を適切に誘導し、港や山手の丘などからの眺望景観や街路景観を魅力的に形成しましょう。

■ 得られる効果

- ・景観に調和する屋外広告物等とすることで、良好な眺望景観や見通し景観が創出され、横浜の顔となる空間を生み出し、快適な歩行者空間が創出されます。それにより来街者が増加します。



(1) 良好な景観、日常的な落ち着いたきのある街並みの創出

① 魅力的な眺望景観、街路景観を形成するよう、秩序ある広告景観を創出するとともに、催事等における特別な演出は期間又は時間を限定し、メリハリのある広告景観とする。

- 建築物の3階以上の位置、又は地上に設置する場合は高さ5m超の位置に、映像広告を設置しない。ただし、イベント等により掲出が短期間であるものは、この限りでない。
- 広告を用いて日常とは異なる特別演出を行う際は、メリハリがついた景観となるよう、原則として7日以内(同じ区域で次に行う特定照明まで5倍の日数を空ける)又は1日あたり10分以内の演出に限るなど工夫する。



〈日本大通〉
面積を最小限にし、オーニングと色彩を揃えるなど、店頭と一体的にデザインされた壁面看板の例



〈馬車道〉



〈馬車道(県立歴史博物館)〉
イベント時の投影広告の例



〈日本大通〉
壁面の一部の意匠として必要最小限の壁面看板をデザインした例



〈本町5丁目〉
自動販売機の色を街並みの特性にあわせた例



〈本町5丁目〉
広告物の背景色を周辺の街並みに配慮した例
[景観形成基準(屋外広告物44)参照]

② 大きな音を出すなど、まちの雰囲気を壊さないようにする。

- 屋外でスピーカーを用いて音を出したり、火炎を出したりしないなど、まちの雰囲気を壊さないように工夫する。



(2) 魅力ある広告景観の創出

① 質の高い広告景観を創造する。

- 屋外広告物の照明は外照式とし、照明器具は景観上支障のないように遮蔽する。ただし、屋外広告物及びその照明方法が、質の高い景観形成に貢献する場合は、この限りでない。
- 壁面看板の広告面の背景色(地の色)には、原色を用いず、街並みに配慮した配色にする。
- 壁面看板の広告面の背景色(地の色)と文字の色(図の色)には、補色関係にある二色は用いず、落ち着いた配色にする。



〈馬車道〉

壁面看板の背景色と三角コーンに原色を使わずに街並みに配慮した配色とした例



〈みなとみらい21地区〉

広告面を街のイメージに合わせてすっきりとデザインした例



〈本町4丁目〉

切り文字看板を後方から照射した例

※関連: 行為指針09-(3)-③、⑬

4.3 景観形成基準

関内地区全域ガイドラインに関連した景観形成基準は、次のとおりです。

この基準は、関内地区景観計画に位置付けられているものです。

(地区別ガイドラインに関連した景観形成基準は、各地区別ガイドラインに記載しています。)

関内地区における良好な景観の形成のための行為の制限の景観形成基準は次のとおりとする。また、関内地区全域の景観形成基準に加え、地区に応じた景観形成基準が定められている場合は、その景観形成基準についても適用する。

ただし、市長が横浜市都市美対策審議会に意見を聴いた上で、魅力ある都市景観の創造に特に寄与するものと認められたものは、この限りでない。

[1] 建築物及び工作物の形態意匠

<低層部のしつらえ・外構：建築物>

- 1 行為指針図02に示す「重点歩行者ネットワーク街路」に接する敷地内の建築物の駐車場の出入口となる部分は、連続した賑わいや街並みを阻害しない形態意匠となるよう、当該街路に面して設けないものとする。ただし、当該街路のみに接する場合などで、敷地の形状、周辺の状態、敷地の規模などによりやむを得ないと市長が認めた場合は、この限りでない。
- 2 行為指針図02に示す「歩行者ネットワーク街路」に接する敷地内の共同住宅の居住者出入口、駐輪場出入口、ゴミ置き場などとなる建築物の部分は、賑わいを阻害しない形態意匠となるよう、当該街路に面して設けないものとする。ただし、敷地周辺の状況、敷地の規模、形状などにより、やむを得ずこれらの部分を当該街路に面して設ける場合は、「歩行者ネットワーク街路」における賑わいを阻害しない形態意匠とするものとする。
- 3 行為指針図02に示す「商業のネットワーク街路」に接する敷地内の建築物の階部分は、当該部分の機能に応じ、建築物内部の賑わいや活動が外部から望めるようにするため、大型の開口部を設けるなど通りの賑わいを創出する形態意匠とするものとする。
- 4 共同住宅などの居住者出入口、駐輪場出入口、ゴミ置き場などとなる建築物の部分は、位置や規模を工夫し、周辺の賑わいの連続性を妨げない形態意匠とするものとする。
- 5 建築物の駐車場及び駐輪場となる部分は、当該施設の出入口から望める部分を除き、これらに駐車・駐輪している車両について、植栽や建築物などによって遮へいすることなどにより、周辺の歩道、歩道状空地又は広場状空地から容易に望めないような形態意匠とするものとする。
- 6 建築物の駐車場の出入口となる部分は、街並みや通りの賑わいを阻害しないように、道路に面する幅を小さくするなどの形態とするものとする。
- 7 行為指針図03に示す「広場状空地の設置が求められる位置」における建築物は、人々が集まり活動し、賑わいを形成し、交流が生まれるような快適な空地を確保する形態意匠とするものとする。

<低層部のしつらえ・外構：工作物>

- 8 壁面の位置の制限によって生じる空地に設置する工作物は、歩道状空地としての機能を阻害しない形態とするものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 行為指針図01に示す「壁面の位置の制限によって生じた空地を広場状空地とすることができる道路」沿いにおける広場状空地に設置するベンチなどの工作物の場合
 - (2) 壁面の位置の制限によって生じる空地において、当該工作物の設置により、空地の機能が阻害されないと市長が認めた場合
- 9 壁面の位置の制限によって生じる空地に設置する工作物は、当該空地に接する隣地又は道路との間を一般の人が通常自由に通行又は利用できる形態とするものとする。
 - 10 壁面の位置の制限によって生じる空地は、当該空地に接する歩道、隣接する敷地の歩道状空地及び広場状空地と同じ高さで接する形態とするものとする。ただし、敷地の周辺状況や当該空地の形態などから、やむを得ないと市長が認めた場合は、この限りでない。
 - 11 行為指針図02に示す「重点歩行者ネットワーク街路」に面する位置に設置する駐車場の出入口となる工作物の部分は、連続した賑わいや街並みを阻害しない形態意匠となるよう、当該街路に面して設けないものとする。ただし、当該街路のみに接する場合などで、敷地の形状、周辺の状態、敷地の規模などによりやむを得ないと市長が認めた場合は、この限りでない。
 - 12 行為指針図02に示す「歩行者ネットワーク街路」に接する敷地内の共同住宅の居住者出入口、駐輪場出入口、ゴミ置き場などとなる工作物は、賑わいを阻害しない形態意匠となるよう当該街路に面して設けないものとする。ただし、当該街路のみに接する場合などで、敷地周辺の状況、敷地の規模、形状などにより、やむを得ずこれらの部分を当該街路に面して設ける場合は、「歩行者ネットワーク街路」における賑わいを阻害しない形態意匠とするものとする。
 - 13 行為指針図02に示す「商業のネットワーク街路」に面する位置に設置する工作物は、通りの賑わいを創出するため、周囲の賑わいを遮断しないような開放的な形態意匠とするものとする。
 - 14 共同住宅の居住者出入口、駐輪場出入口、ゴミ置き場などとなる工作物は、位置や規模を工夫し、周辺の賑わいの連続性を妨げない形態意匠とするものとする。
 - 15 駐車場及び駐輪場となる工作物は、当該施設の出入口から望める部分を除き、これらに駐車・駐輪している車両について、植栽や建築物などによって遮へいすることなどにより、周辺の歩道、歩道状空地又は広場状空地から容易に望めないような形態意匠とするものとする。
 - 16 工作物の駐車場出入口の部分は、街並みや通りの賑わいを阻害しないように、道路に面する幅を小さくするなどの形態とするものと

する。

17 行為指針図03に示す「広場状空地の設置が求められる位置」における工作物は、人々が集まり活動し、賑わいを形成し、交流が生まれるような快適な空地を確保する形態意匠とするものとする。

<色彩:建築物>

18 建築物の色彩は、蛍光色を用いてはならない。また、次のいずれかに該当する場合を除き、マンセル表色系で別表10のものを基調とするものとする。

- (1) 建築物の1、2階の部分で、周辺の景観及び建築物全体の形態意匠と調和していると市長が認めた場合
- (2) 建築物の外壁の一部に使用するものとして、建築物全体の形態意匠と調和していると市長が認めた場合
- (3) レンガなど、地区の個性にあった材料を使用し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合
- (4) 次のいずれかに該当するもの場合
 - ア 行為指針図05に示す日本郵船ビル又は赤レンガ倉庫を眺望対象とする「見通し景観形成街路」に接する敷地内の建築物の場合
 - イ 行為指針図08に示す「後景エリア」内の建築物の場合
 - ウ 山下町特定地区の山下公園通りゾーン、水町通り及び海岸教会通りゾーン又は中華街中央ゾーンの敷地の建築物の場合
 - エ 山下町特定地区の本町通りゾーンのうち、中華街中央ゾーン側に位置する街区の敷地内の建築物の一部分において、横浜中華街独自の景観や文化を反映させた場合
 - オ 山下町特定地区の大さん橋通りゾーンで特定地区区域図01に示す「中華街賑わい形成街路」沿いの敷地の建築物の場合
 - カ 山下町特定地区の中華街北辺ゾーン又は中華街南辺ゾーンの敷地内の建築物の一部分において、横浜中華街独自の景観や文化を反映させた場合
 - キ 馬車道周辺特定地区、日本大通り特定地区、関内駅前特定地区の敷地の建築物の場合
 - ク 景観法(平成16年法律第110号)第76条第1項に基づく条例で定める区域の建築物の場合

別表1 明度・色相別彩度表

		色相				
		R(赤)系	YR(黄赤)系	Y(黄)系	GY(緑黄)系	G(緑)系
明度	白・オフホワイト(9.0~10.0)	0~2.0	0~2.0	0~2.0	0~1.0	0~1.0
	高明度(6.0~8.9)	0~3.0	0~4.0	0~4.0	0~2.0	0~2.0
	中明度(3.0~5.9)	0~4.0	0~6.0	0~6.0	0~2.0	0~2.0

19 建築物の高さ31mを超える部分の色彩は、マンセル表色系で別表1のうち、明度7以上かつ当該部分より高さが低い部分の明度以上のものを基調とするものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 建築物の外壁の一部に使用するものとして、建築物全体の形態

意匠と調和し、かつ行為指針図08に示す「眺望の視点場」からの眺望を阻害しないと市長が認めた場合

- (2) レンガなどの地区の個性にあった材料を使用し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合
- (3) 次のいずれかに該当するもの場合

ア 建築物の高さ31m以下の部分についての色彩の明度が3未満のもので、かつ、建築物の高さ31mを超える部分の明度が6以上のもの場合

イ 行為指針図05に示す日本郵船ビル又は赤レンガ倉庫を眺望対象とする「見通し景観形成街路」に接する敷地内の建築物の場合

ウ 行為指針図08に示す「後景エリア」内の建築物の場合

エ 山下町特定地区の山下公園通りゾーン、水町通り及び海岸教会通りゾーン又は中華街中央ゾーンの敷地の建築物の場合

オ 山下町特定地区の本町通りゾーンのうち、中華街中央ゾーン側に位置する街区の敷地内の建築物の一部分において、横浜中華街独自の景観や文化を反映させた場合

カ 山下町特定地区の大さん橋通りゾーンで特定地区区域図01に示す「中華街賑わい形成街路」沿いの敷地の建築物の場合

キ 山下町特定地区の中華街北辺ゾーン又は中華街南辺ゾーンの敷地内の建築物の一部分において、横浜中華街独自の景観や文化を反映させた場合

ク 馬車道周辺特定地区、日本大通り特定地区、関内駅前特定地区の敷地の建築物の場合

ケ 景観法(平成16年法律第110号)第76条第1項に基づく条例で定める区域の建築物の場合

20 行為指針図05に示す日本郵船ビルを眺望対象とする「見通し景観形成街路」に接する敷地内の建築物の色彩は、マンセル表色系で別表2、赤レンガ倉庫を眺望対象とする「見通し景観形成街路」に接する敷地内の建築物の色彩は、マンセル表色系で別表3のものを基調とするものとし、かつ、建築物の高さ31mを超える部分についての色彩の明度は、当該部分より高さが低い部分の明度以上のものを基調とするものとする。

別表2 明度・色相別彩度表

		色相	
		YR(黄赤)系	2.5Y(黄)系
明度	高明度(6.0~8.9)	1.0~4.0	1.0~4.0

別表3 明度・色相別彩度表

		色相	
		YR(黄赤)系	2.5Y(黄)系
明度	白・オフホワイト(9.0~10.0)	1.0~2.0	1.0~2.0
	高明度(6.0~8.9)	1.0~3.0	1.0~4.0

21 行為指針図08に示す「後景エリア」内の建築物の色彩は、マンセル表色系で別表4のものを基調とするものとし、かつ、建築物の高さ31mを超える部分の色彩の明度は、当該部分より高さが低い部分の明度以上のものを基調とするものとする。ただし、レンガ等の地域の個性にあった材料を使用し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。

別表4 明度・色相別彩度表

		色相		
		R(赤)系	YR(黄赤)系	Y(黄)
明度	白・オフホワイト (9.0～10.0)	1.0～2.0	1.0～2.0	1.0～2.0
	高明度(6.0～8.9)	1.0～3.0	1.0～4.0	1.0～4.0

<色彩:工作物>

22 工作物の色彩は、マンセル表色系で別表1のものを基調とするものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 当該工作物と同一敷地内の建築物全体の形態意匠と調和していると市長が認めた場合
- (2) レンガなどの地域の個性にあった材料を使用し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合
- (3) 次のいずれかに該当する場合

ア 行為指針図05に示す日本郵船ビル又は赤レンガ倉庫を眺望対象とする「見通し景観形成街路」に接する敷地内の工作物の場合

イ 行為指針図08に示す「後景エリア」内の工作物の場合

ウ 山下町特定地区の山下公園通りゾーン、水町通り及び海岸教会通りゾーン又は中華街中央ゾーンの敷地の工作物の場合

エ 山下町特定地区の本町通りゾーンのうち、中華街中央ゾーン側に位置する街区の敷地内の工作物の一部分において、横浜中華街独自の景観や文化を反映させた場合

オ 山下町特定地区の大きな橋通りゾーンで特定地区区域図01に示す「中華街賑わい形成街路」沿いの敷地の工作物の場合

カ 山下町特定地区の中華街北辺ゾーン又は中華街南辺ゾーンの敷地内の工作物の一部分において、横浜中華街独自の景観や文化を反映させた場合

キ 馬車道周辺特定地区、日本大通り特定地区、関内駅前特定地区の敷地の工作物の場合

23 工作物の地上からの高さが31mを超える部分の色彩は、マンセル表色系で別表1のうち、明度7以上かつ当該部分より高さが低い部分の明度以上のものを基調とするものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 工作物の一部に使用する場合で、工作物全体の形態意匠と調和し、かつ行為指針図08に示す「眺望の視点場」からの眺望を阻害しないと市長が認めた場合
- (2) レンガなどの地域の個性にあった材料を使用し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合
- (3) 次のいずれかに該当する場合

ア 行為指針図05に示す日本郵船ビル又は赤レンガ倉庫を眺望対象とする「見通し景観形成街路」に接する敷地内の工作物の場合

イ 行為指針図08に示す「後景エリア」内の工作物の場合

ウ 山下町特定地区の山下公園通りゾーン、水町通り及び海岸教会通りゾーン又は中華街中央ゾーンの敷地の工作物の場合

エ 山下町特定地区の本町通りゾーンのうち、中華街中央ゾーン側に位置する街区の敷地内の工作物の一部分において、横浜中華街独自の景観や文化を反映させた場合

オ 山下町特定地区の大きな橋通りゾーンで特定地区区域図01に示す「中華街賑わい形成街路」沿いの敷地の工作物の場合

カ 山下町特定地区の中華街北辺ゾーン又は中華街南辺ゾーンの敷地内の工作物の一部分において、横浜中華街独自の景観や文化を反映させた場合

キ 馬車道周辺特定地区、日本大通り特定地区、関内駅前特定地区の敷地の工作物の場合

24 行為指針図05に示す日本郵船ビルを眺望対象とする「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する工作物の色彩は、マンセル表色系で別表2、赤レンガ倉庫を眺望対象とする「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する工作物の色彩は、マンセル表色系で別表3のものを基調とするものとし、かつ、工作物の地上からの高さが31mを超える部分の色彩の明度は、当該部分より高さが低い部分の明度以上のものを基調とするものとする。

25 行為指針図08に示す「後景エリア」内の工作物の色彩は、マンセル表色系で別表4のものを基調とするものとし、かつ、工作物の地上からの高さが31mを超える部分の色彩は、当該部分より高さが低い部分の明度以上のものを基調とするものとする。ただし、レンガ等の地域の個性にあった材料を使用し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。

<外壁>

26 建築物は、景観法(平成16年法律第110号)第76条第1項に基づく条例で定める区域の建築物の場合を除き、街並みの連続性を創出するため、高さが概ね31mの部分で形態意匠の分節を行うものとする。ただし、周辺の街並みの状況や建築物の形態意匠などから良好な景観が形成されると市長が認めた場合は、概ね31mから45mまでの高さの範囲内で形態意匠の分節を行うことができる。

27 共同住宅のバルコニーは、街並みと調和するため、バルコニーに接する柱の柱面から突出しない形態とするものとする。

28 共同住宅のバルコニーの手摺り及びこれに付属する部分は、柵状等の開放性のあるもの又はガラス等の透過性の高いものを用いず、外部から物干し施設や建築物の内部が見えない形態意匠とするものとする。

29 行為指針図05に示す「壁面の向きを概ね直角又は平行とする通り」に接する敷地の建築物は、壁面の向きを当該建築物が存する敷地が面する当該通りに対して概ね直角又は平行とし、港からの

魅力ある眺望を形成する形態意匠とするものとする。ただし、敷地の位置や形状などによりやむを得ず、かつ、大さん橋の「眺望の視点場」から見た眺望に支障を及ぼさないと市長が認めた場合は、この限りでない。

- 30 行為指針図08に示す「前景エリア」内の建築物は、大さん橋及び赤レンガパークの「横浜三塔への眺望の視点場」から眺望対象が望める形態とするものとする。
- 31 行為指針図08に示す「前景エリア」内の工作物は、大さん橋及び赤レンガパークの「横浜三塔への眺望の視点場」から眺望対象が望める形態とするものとする。

＜中層部、高層部のしつらえ＞

- 32 建築物の高さ31mを超える部分は、眺望の魅力を阻害しないよう、行為指針図08に示す「眺望の視点場」から見たときの当該部分の見付の幅を小さくする形態とするものとする。
- 33 高さ31mを超える建築物の屋上部分に設置する設備は、ルーバーなどにより遮へいするなど、行為指針図08に示す「眺望の視点場」又は当該建築物の敷地の周辺の道路から容易に望めない形態意匠とするものとする。ただし、行為指針図08に示す「前景エリア」及び「後景エリア」内の建築物は、この限りでない。
- 34 高さ45mを超える建築物の昇降機塔、装飾塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分は、これらが当該建築物の壁面の形態意匠と分離された乱雑な外観とならないよう、建築物の他の部分の形態意匠と同様のものとするものとする。ただし、行為指針図08に示す「前景エリア」及び「後景エリア」内の建築物は、この限りでない。
- 35 行為指針図08に示す「前景エリア」及び「後景エリア」内の建築物の屋上部分に設置する設備は、ルーバーなどにより遮へいするなど大さん橋及び赤レンガパークの「横浜三塔への眺望の視点場」から容易に望めないようにする形態意匠とするものとする。ただし、行為指針図08に示すQ2の敷地（みなと大通りに接する敷地は除く。）内の建築物の高さ31m以下の部分は、この限りでない。
- 36 行為指針図08に示す「前景エリア」及び「後景エリア」内の建築物の昇降機塔、装飾塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分は、これらが当該建築物の壁面の形態意匠と分離された乱雑な外観とならないよう、建築物の他の部分の形態意匠と同様のものとするものとする。ただし、行為指針図08に示す大さん橋及び赤レンガパークの「横浜三塔への眺望の視点場」から容易に望めないもので、良好な景観の形成に支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。
- 37 高さ31mを超える建築物の屋上部分に設置する工作物は、ルーバーなどにより遮へいするなど行為指針図08に示す「眺望の視点場」又は当該建築物の敷地の周辺の道路から容易に望めないようにする形態意匠とするものとする。ただし、行為指針図08に示す「前景エリア」及び「後景エリア」内の建築物の屋上部分に設置する工作物又は設備などを遮へいする目的で設置する工作物につい

ては、この限りでない。

- 38 高さ45mを超える建築物の屋上部分に設置する工作物は、これらが当該建築物の壁面の形態意匠と分離された乱雑な外観とならないよう、建築物の形態意匠と同様のものとするものとする。ただし、行為指針図08に示す「前景エリア」及び「後景エリア」内の建築物の屋上部分に設置する工作物は、この限りでない。
- 39 行為指針図08に示す「前景エリア」及び「後景エリア」内の建築物の屋上部分に設置する工作物は、次のいずれかの形態意匠とするものとする。ただし、行為指針図08に示すQ2の敷地（みなと大通りに接する敷地は除く。）内の高さ31m以下の部分は、この限りでない。
 - (1) ルーバーなどにより遮へいするなど行為指針図08に示す大さん橋及び赤レンガパークの「横浜三塔への眺望の視点場」から容易に望めない形態意匠のもの
 - (2) 当該建築物の壁面の形態意匠と分離された乱雑な外観とならないよう、建築物の他の部分の形態意匠と同様のもの

[2] 最高高さ

- 40 建築物の最高高さは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第9項に規定する地区計画等に、建築物の最高高さに関する定めがある場合を除き、31m以下とするものとする。ただし、行為指針図07に示す範囲ごとの数値以下のもので、かつ、関内地区の良好な景観の形成に支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。

[3] 壁面の位置の指定

- 41 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、行為指針図01に示す壁面後退の位置を超えて建築してはならない。ただし、この制限を超えた位置にある建築物の外壁又はこれに代わる柱の面が次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。
 - (1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財として指定された建造物、同法の規定によって文化財に登録された建造物、神奈川県文化財保護条例（昭和30年神奈川県条例第13号）又は横浜市文化財保護条例（昭和62年条例第53号）の規定によって文化財として指定された建造物及びその他歴史的景観を保全するため市長が認めたもの
 - (2) 景観法（昭和56年法律第120号）の規定によって指定された景観重要建造物
 - (3) 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要なもの
 - (4) 公共用歩廊
 - (5) 公共用歩廊に昇降するためのエレベーター、エスカレーター、階段又はスロープ
 - (6) 壁面の位置の制限によって生じる空地において、空地の機能を阻害しないと市長が認めたもの

[4] 特定照明に関する良好な景観の形成のための制限

特定照明は、次の各号に適合するものとする。ただし、催物等のために原則として7日以内（同一区域における前回の投光期間終了日の翌日から起算して、前回の投光期間の5倍の日数を空ける場合に限る。）又は1日あたり10分以内に限って行うものは、この限りでない。

- 42 行為指針図06に示す「歴史的界隈形成エリア」内においては、歴史的建造物以外の建築物又は工作物は、投光器等で照らしてはならない。
- 43 行為指針図05に示す日本郵船ビル又は赤レンガ倉庫を眺望対象とする「見通し景観形成街路」に面する建築物及び工作物は、投光器等で照らしてはならない。

[5] 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

関内地区にふさわしい秩序ある広告景観を形成するため、特に定める屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限は、次のとおりとする。ただし、市長が横浜市都市美対策審議会に意見を聴いた上で、魅力ある都市景観の創造に特に寄与するものと認めた場合は、この限りでない。

<映像装置>

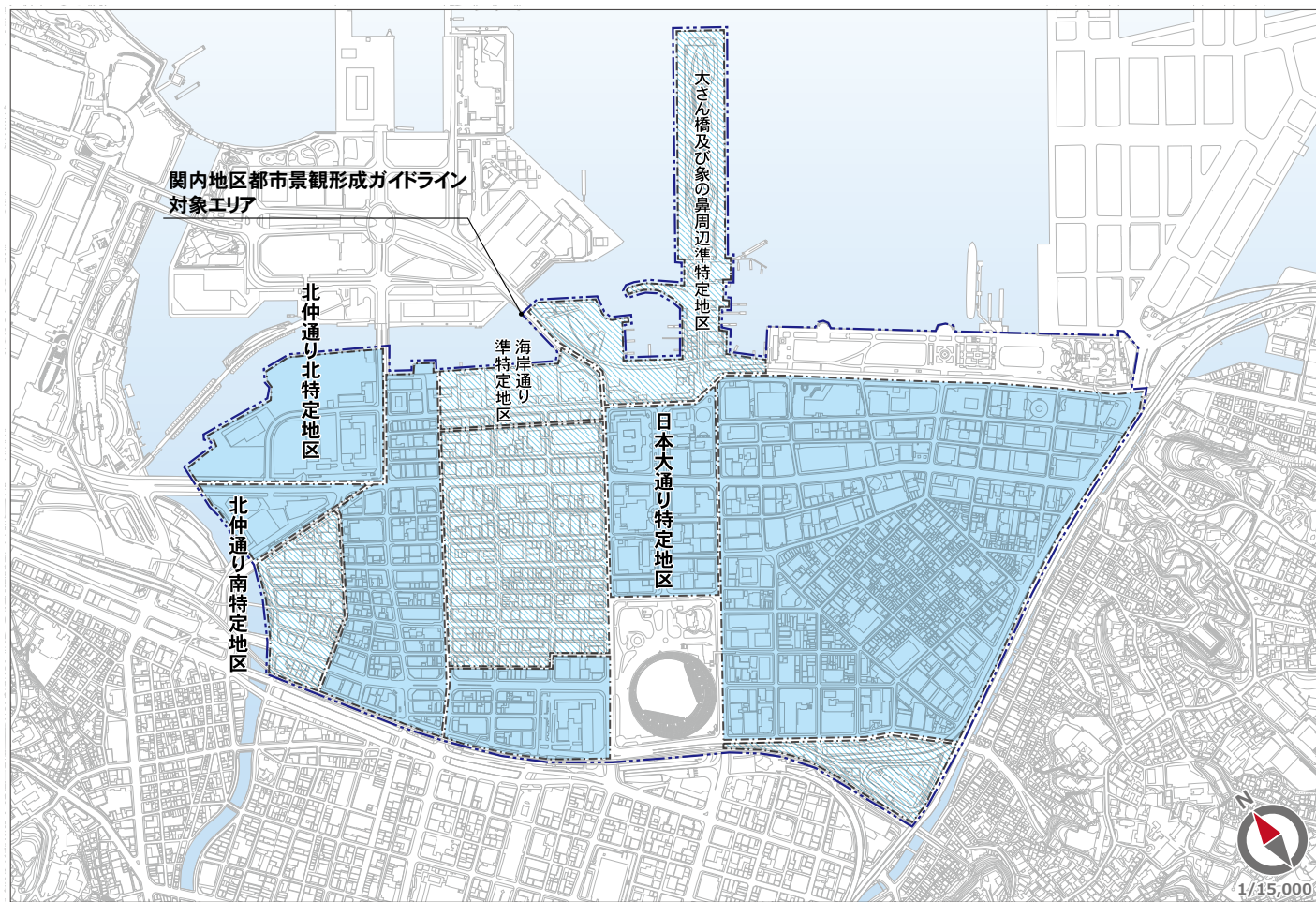
- 44 映像装置を使用する屋外広告物は、地区別の制限において、別に定めがある場合を除き、建築物に設置するものにあつては当該建築物の2階以下に、その他のものにあつては当該屋外広告物の上端の高さを地上5m以下に設置するものとする。ただし、催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めたものについては、この限りでない。




<投影広告物>

- 45 投影広告物は、表示することができない。ただし、催物等のために表示するもので、次のいずれかに該当し、魅力的な景観に寄与すると市長が認めた場合は、この限りでない。
- ア 投影期間を原則として7日以内とし、投影開始日については、同一区域における前回の投影期間終了日の翌日から起算して、前回の投影期間の5倍の日数を空ける場合
- イ 投影時間が原則として1日あたり10分以内である場合
- 46 投影広告物の表示については、地区別の制限は適用しない。

5. 地区別ガイドライン

特定地区及び準特定地区においては、関内地区全域ガイドラインを達成するとともに、地区別の方針及び行為指針を達成し、景観形成基準に適合するものとする。



- 凡例**
-  関内地区都市景観形成ガイドライン対象エリア [関内地区都市景観協議地区及び関内地区景観計画区域]
 -  特定地区 [地区別の方針の達成に向けて地区別の基準が定められている地区]
 -  準特定地区 [今後、地元と市が連携して景観づくりに取り組んでいく地区]

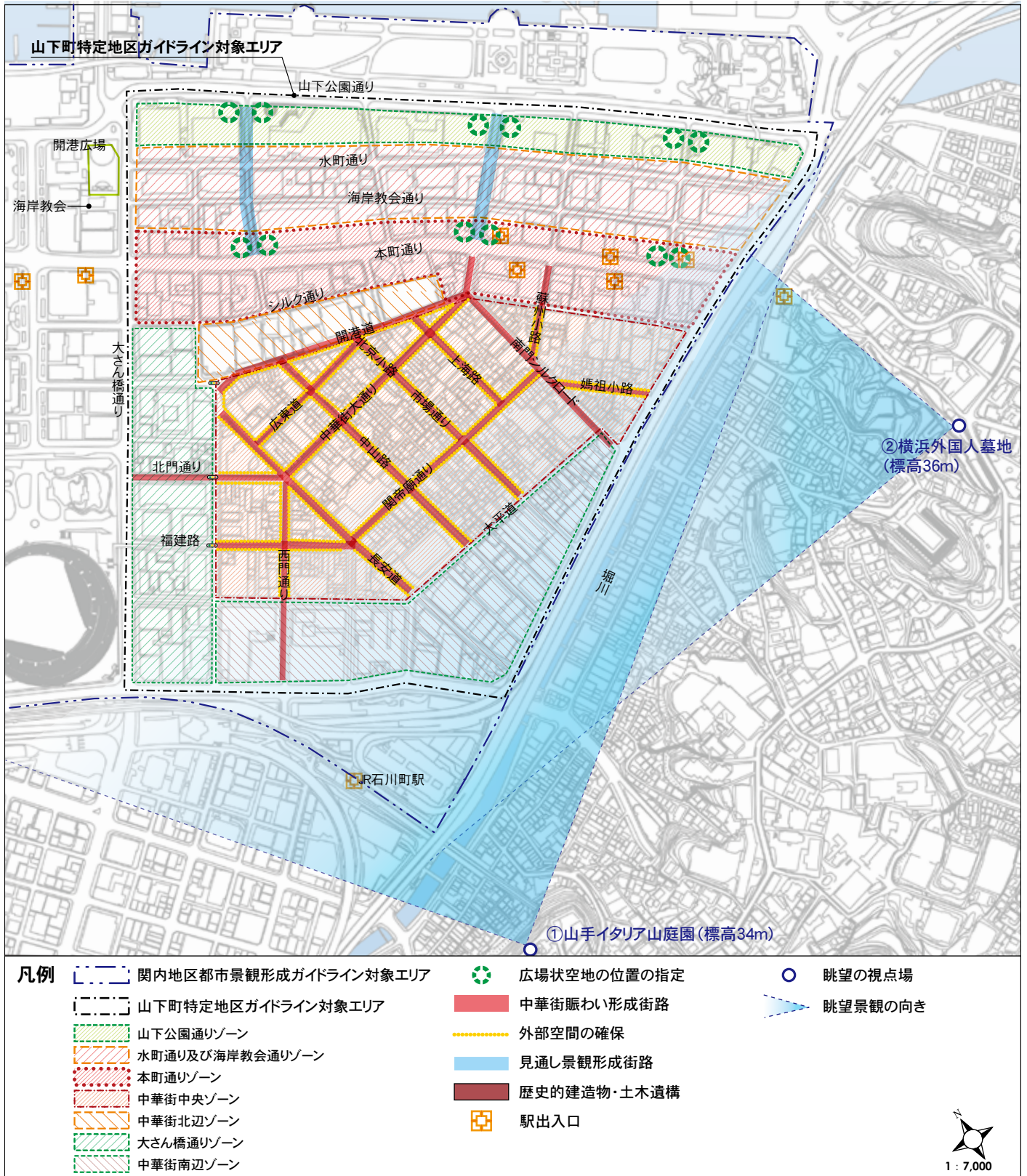
5.1 山下町特定地区ガイドライン

山下町特定地区においては、関内地区全域ガイドラインを達成するとともに、以下の方針及び各ゾーンの行為指針を達成し、景観形成基準に適合するものとする

■ 山下町特定地区の魅力ある都市景観の創造のための方針

開港以来横浜の中心地として発展してきた歴史・文化を生きし、横浜が世界に誇れる、奥行きのある魅力的なウォーターフロントとしての山下公園通りの街並みや、関内地区の居留地としての歴史を物語る本町通りや横浜中華街などの個性豊かで賑わいのある街並みを形成する。

特定地区区域図01



■行為指針

- (1) 山下公園通りの個性であるレンガ調や御影石調などの重厚感のある街並みと、イチョウ並木に沿ったゆとりと品格のある空間を形成する。また、大さん橋通りに面する部分では、開港広場や海岸教会を際立たせる街並みを形成する。
- (2) 集客性、公共性の高い機能の集積を図り、地区の格調を高め活力と賑わいを創出する観光・文化、商業・業務の機能の導入を推進し、歴史的な街並みにふさわしい賑わいを創出する。
- (3) 港からの品格のある眺望景観を形成する。
- (4) 山下公園通りは、山下公園や港、歴史ある格調高い街並み、イチョウ並木の豊かな緑に調和した街路空間を形成する。
- (5) 「見通し景観形成街路」は、見通しの対象となる港や歴史的建造物が引き立つ魅力ある街路空間を形成する。
- (6) 屋外広告物は、山下公園通りの歴史的景観を考慮し、山下公園から見た景観や通り沿いの景観、イチョウ並木、建物全体と調和したものにする。特に、山下公園通りに面して屋外広告物を設置する場合は、最小限の大きさにし、街並みを阻害しない位置に設置するほか、表示面への表示は施設名を主体にし、文字数や文字色を最小限にするなど、形態意匠に十分配慮したものにする。また、「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する屋外広告物は、「見通し景観」を阻害しない規模、位置、形態意匠にする。

■景観形成基準

行為指針を達成するとともに、以下の基準に適合すること

(1) 賑わいの形成

- ① 建築物の4階以下の部分には、住宅を設けないものとする。
- ② 山下公園通りゾーンの魅力ある都市景観の形成のため、ふさわしくない施設は設けないものとする。
[風俗営業等の施設、マージャン屋、パチンコ屋、カラオケボックス等]

(2) 建築物・工作物の形態意匠

- ① 建築物は、レンガ調や御影石調を基調とするなど、当該ゾーンに存する歴史的建造物との調和のとれた格調高い意匠とし、かつ、色彩は次の各号に適合するものとする。特に当該建築物の高さ概ね15m以下の部分(山下公園通りに面する部分に限る。)は、魅力ある街並みの連続性や賑わいが生じるような形態意匠とするものとする。ただし、色彩については、建築物の意匠にレンガや御影石などの素材を使用するなど、山下公園通りの景観に調和すると市長が認めた場合は、この限りでない。
 - 1) マンセル表色系で特定地区色彩基準表1の色彩を基調とすること。
 - 2) 地上から高さ15mを超える部分の明度は、7以上かつ当該部分より高さが低い部分の明度以上を基調とすること。
 - ② 建築物の山下公園通りに面する部分は、窓面看板(屋外から設置するものは除く。)の設置により山下公園通りの街並みを阻害しないように配慮するものとし、地上から高さ15m以下の部分に窓面看板を設置する場合は、山下公園や山下公園通りを効果的に演出し、開港の歴史を感じさせるなど、格調高い形態意匠とするものとする。
 - ③ 工作物は、レンガ調や御影石調を基調とするなど、当該ゾーンに存する歴史的建造物と調和のとれた格調高い意匠とし、かつ、色彩は次の各号に適合するものとする。ただし、色彩については、工作物の意匠にレンガや御影石などの素材を使用するなど、山下公園通りの景観に調和すると市長が認めた場合は、この限りでない。
 - 1) マンセル表色系で特定地区色彩基準表1の色彩を基調とすること。
 - 2) 地上から高さ15mを超える部分の明度は、7以上かつ当該部分より高さが低い部分の明度以上を基調とすること。
- その他、「山下公園通り地区地区計画」に定められた規定によること。

特定地区色彩基準表1(明度・色相別彩度表)

		色相			
		R(赤)系	YR(黄赤)系	2.5Y(黄)系	5.0Y(黄)系
明度	白・オフホワイト(9.0~10.0)	0~2.0	0~2.0	0~2.0	0~2.0
	高明度(6.0~8.9)	0~3.0	0~4.0	0~4.0	0~4.0
	中明度(3.0~5.9)	0~4.0	0~6.0	0~6.0	0~6.0

(3) 屋外広告物

屋外広告物は、次の事項に適合するほか、山下公園通りの歴史的景観を考慮し、山下公園から見た景観や通り沿いの景観、イチョウ並木、建物全体と調和したものにする。特に、山下公園通りに面して屋外広告物を設置する場合は、最小限の大きさのものにし、街並みを阻害しない位置に設置するほか、広告面への表示は施設名を主体にし、文字数や文字色を最小限にするなど、形態意匠に十分配慮したものにする。また、「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する屋外広告物は、「見通し景観」を阻害しない規模、位置、形態意匠にする。

①屋外広告物は、自己の住宅、店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等を表示し、又は掲出物件を設置するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

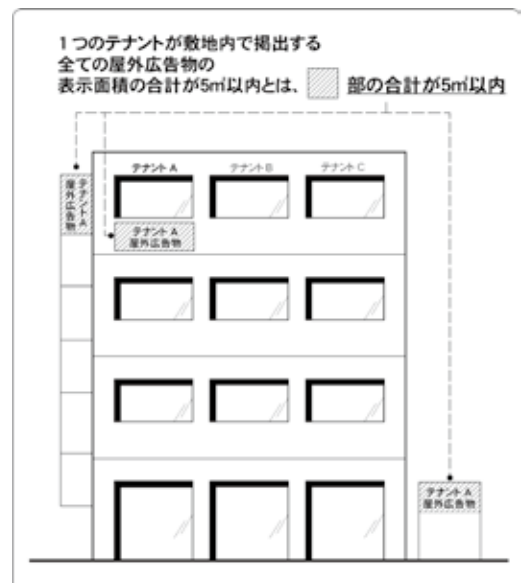
- 1) 表示面積の合計が5㎡以下、かつ、上端の高さが地上5m以下のもので、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされ、山下公園通りゾーンの魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合
- 2) 次の各号に適合するもので、山下公園通りゾーンの魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合
 - (a) 公益上必要な施設又は物件に表示し、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの
 - (b) 1面あたりの表示面積が2㎡以下、かつ、上端の高さが地上3m以下のもの
 - (c) 原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行とするなど、街並み景観を阻害しないもの
 - (d) 表示の内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの
 - (e) 屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの
- 3) 催物等のために原則として3日以内に限って設ける広告塔、広告板又は立看板等であって、次の各号に適合し、景観上支障がないと市長が認めた場合
 - (a) 表示内容が、催物の運営に必要な協賛企業名等やむを得ないもの
 - (b) 表示面の向きを山下公園通りに対して概ね平行とし、かつ、上端の高さが地上60cm以下のもの

②屋上看板は、次の各号に適合するものとする。

- 1) 山下公園通り、大さん橋通り又はこれらの街路に面する位置に設置しない。ただし、山下公園通りゾーンの個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、行為指針図08に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。
- 2) 行為指針図08に示す横浜外国人墓地又は山手イタリア山庭園の「眺望の視点場」に向かって設置しない。

③壁面看板は、次の各号に適合するものとする。

- 1) 上端の高さを地上15m以下とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。
 - (a) 地上からの高さが15mを超える部分の表示面積が10㎡以内で、1箇所(隣接しない壁面に設置する場合にあっては、2箇所(各箇所の表示面積が10㎡以内の場合に限る。))に建築物の名称等を単色で表示するもの
 - (b) 山下公園通り又はこの街路に面する位置に設置せず、かつ、山下公園通りゾーンの魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたもの
- 2) 表示面の背景色(地の色)は、マンセル表色系で建築物等の外壁のうち壁面看板を設置する部分と同一の色相とし、かつ、彩度を4以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。
 - (a) 一の建築物(当該建築物が複数のテナントに使用されている場合には、一のテナント)につき屋外広告物の表示面積の合計が5㎡以内のもの
 - (b) 当該外壁のアクセントとするなど、外壁と一体となったデザインで、山下公園通りゾーンの魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたもの



- ④ 広告塔及び広告板は、歩行者の歩行を阻害しない位置に設置し、次の各号に適合するものとする。
- 1) 山下公園通りに面する位置に設置する場合は、一の敷地につき1箇所とする。ただし、山下公園通りに接する敷地の間口が長く、広告塔及び広告板の視認性に支障が出る等の場合は、当該敷地の両端にそれぞれ1箇所設置することができる。
 - 2) 行為指針図05に示す「見通し景観形成街路」又はこれらの街路に面する位置に設置する場合は、表示面の向きを当該「見通し景観形成街路」に対して概ね平行に設置する。
 - 3) 高さを5m以下とする。
 - 4) 表示面の背景色(地の色)及び表示面以外の部分の色彩は、マンセル表色系で彩度を4以下とする。ただし、材質にアルミを使用するものその他山下公園通りの魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りでない。
- ⑤ 看板は、次の各号に適合するものとする。ただし、山下公園通りゾーンの個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、行為指針図08に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めたものは、この限りでない。
- 1) 壁面からの突出幅は、設置する建築物の壁面のうち、山下公園通り内の壁面又はこの街路に面する壁面から0.8m以下とし、その他の壁面からは1m以下とする。
 - 2) 上端の高さを地上15m以下とする。
 - 3) 表示面の背景色(地の色)及び表示面以外の部分の色彩は、マンセル表色系で無彩色とする。
- ⑥ 屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- 1) バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合
 - 2) 催物等のために原則として7日以内に限り設置する屋外広告物で、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合
- ⑦ 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- 1) 1面あたりの表示面積(映像装置を使用する部分に限る。)が 0.6m^2 以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置する屋外広告物で、景観上支障がないと市長が認めた場合
 - 2) 次の各号に適合する屋外広告物で、魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合
 - (a) 公益上必要な施設又は物件に表示し、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの
 - (b) 1面あたりの表示面積(映像装置を使用する部分に限る。)が 2m^2 以下、かつ、上端の高さが地上3m以下のもの
 - (c) 原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行とするなど、街並み景観を阻害しないもの
 - (d) 表示の内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの
 - (e) 10秒以上静止した映像のみを表示するもの
 - (f) 屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの
 - 3) 催物等のために原則として7日以内に限り設置する屋外広告物で、文化芸術の振興その他これに類するものに関する映像のみを表示し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合

水町通り及び海岸教会通りゾーン

■行為指針とその考え方

(1) 公共性の高い機能が集積する山下公園通りと、業務機能の集積を図る本町通り、歴史的な風格のある日本大通りなど特徴的な通りの間をつなぐゾーンとして、飲食店や専門店等を備えた機能の導入を推進し、人々の滞留・回遊と賑わいを創出する。

- ①建物低層部には、住戸は設置せず、専門店や飲食店等を極力配置し、歩いて楽しめる街づくりに努める。特に、水町通りについては、地区の重要な幹線として魅力的な専門店等の店舗を配置するよう努める。
- ②周辺地区から山下町への入口にあたる場所では、誘導的な空間として整備するため、ゆとりある空地をつくるとともに、案内図や通りの紹介プレート等を設置し、地区の特徴や魅力が伝わるような工夫をする。
- ③歩道状空地は、歩道や隣地の歩道状空地と一体となった快適な歩行空間となるよう、舗装のデザインや材質、色彩について、歩道と調和するような仕つらえにする。

(2) 敷地割が小さく路地的な雰囲気をかもし出す特徴を伸長し、道路空間を十分に活用した空間整備を図り、親密で賑わいのある街並みを形成する。また、大さん橋通りに面する部分では、開港広場や海岸教会を際立たせる街並みを形成する。

- ①通りが交差する場所については、店舗等を配置し、賑わいのある街角をつくるとともに、建物前面にはゆとりある空間を確保する。
- ②公開空地の舗装には、自然石などを使用し、歴史を感じるような落ち着いたイメージを作り出す配慮を行い、通りに面した場所には、人々が憩えるような空間としてベンチやオープンカフェ、植栽等を設置し、通りを歩いている人が街の賑わいを感じられるような空間とする。
- ③山下町の居留地時代の歴史・文化を伝えていくため、案内板や通り、番地についての表示板(旧横浜居留地〇〇番地など)の設置、居留地の遺構の保全や建物の壁面を利用して写真を展示するなどの工夫をする。

(3) 中層、高層の建築物は、港からの魅力と品格のある眺望景観を形成する。

(4) 「見通し景観形成街路」は、見通しの対象物となる港や歴史的建造物が引き立つ魅力ある街路空間を形成する。

(5) 屋外広告物は、当該ゾーンが山下公園通りゾーンに接するため、山下公園通りからの景観に配慮し、かつ、水町通り又は海岸教会通りの幅員規模や街並みに調和した規模、位置、デザインにする。また、「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する屋外広告物は、「見通し景観」を阻害しない規模、位置、デザインにする。



〈山下町〉
歩道と同調の素材・デザインで歩道状空地を整備した例



〈山下町〉
通りに面して個性ある専門店の表情が表出している例



〈山下町〉
交差点に向けたショップフロントを配置した例



〈山下町〉
通りに面する位置にオープンカフェを配置した例



〈山下町〉
横浜居留地時代の歴史を
史跡や古写真を使って紹介している例

■景観形成基準

行為指針を達成するとともに、以下の基準に適合すること

(1) 賑わいの形成

- ①水町通りから山下公園通り側の街区の敷地では、建築物の4階以下の部分には住宅を設けないものとする。
- ②水町通りから山下公園通り側の街区の敷地では、山下公園通りゾーンの魅力ある都市景観の形成のため、ふさわしくない施設は設けないものとする。
[風俗営業等の施設、マージャン屋、パチンコ屋、カラオケボックス等]

(2) 建築物・工作物の形態意匠

- ①水町通りから山下公園通り側の街区の敷地内の建築物は、レンガ調や御影石調を基調とするなど、歴史的建造物との調和のとれた格調高い形態意匠とするものとする。
- ②水町通りから山下公園通り側の街区の敷地及び水町通りに接する敷地内の建築物の当該通りに面する部分の色彩は、山下公園通りゾーンの景観と調和するものとし、かつ、マンセル表色系で特定地区色彩基準表1のものを基調とするものとする。ただし、建築物の意匠にレンガや御影石などの素材を使用するなど魅力ある景観の形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りでない。
- ③水町通りから山下公園通り側の街区及び水町通りに面する位置に設置する工作物の当該通りに面する部分の色彩は、山下公園通りゾーンの景観と調和するものとし、かつ、マンセル表色系で特定地区色彩基準表1のものを基調とするものとする。ただし、工作物の意匠にレンガや御影石などの素材を使用するなど魅力ある景観の形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りでない。

その他、「山下公園通り地区地区計画」及び「山下町本町通り地区地区計画」に定められた規定によること。

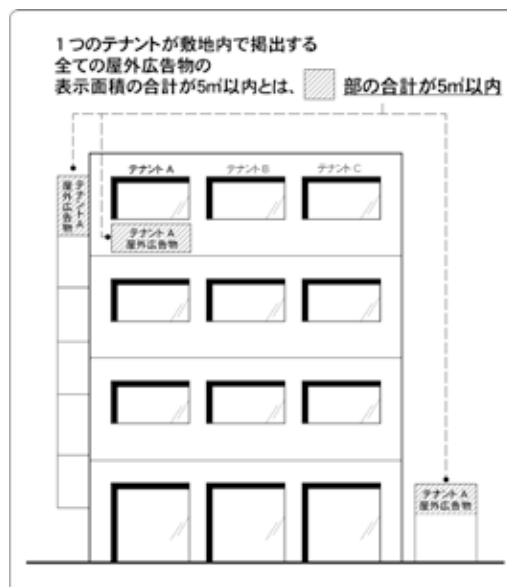
(3) 屋外広告物

屋外広告物は、次の事項に適合するほか、当該ゾーンが山下公園通りゾーンに接するため、山下公園通りからの景観に配慮し、かつ、水町通り又は海岸教会通りの幅員規模や街並みに調和した規模、位置、形態意匠にする。また、見通し景観形成街路に面する位置に設置する屋外広告物は、「見通し景観」を阻害しない規模、位置、形態意匠にする。

- ①屋上看板は、設置することができない。ただし、次の各号に適合するもの又は水町通り及び海岸教会通りゾーンの個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、行為指針図08に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。
 - 1) 水町通りから山下公園通り側の街区に設置するものである場合は、自己の住宅、店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等を表示し、又は掲出する物件を設置するもの
 - 2) 行為指針図08に示す大さん橋、横浜外国人墓地若しくは山手イタリア山庭園の「眺望の視点場」又は山下公園に向かって設置しないもの
 - 3) 大さん橋通り又はこの街路に面する位置に設置しないもの
- ②壁面看板の上端の高さを地上31m(水町通りから山下公園通り側の街区においては、15m)以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。
 - 1) 地上からの高さが31m(水町通りから山下公園通り側の街区においては、15m)を超える部分の表示面積が10㎡以内で、1箇所(隣接しない壁面に設置する場合にあっては、2箇所(各箇所の表示面積が10㎡以内の場合に限る。))に建築物の名称等を単色で表示するもの
 - 2) 行為指針図08に示す大さん橋の「眺望の視点場」又は山下公園に向かって設置せず、かつ、大さん橋通り又はこの街路に面する位置に設置しないもの

③山下公園通り、又は、水町通りから山下公園通り側の街区において山下公園通りに面する位置に設置する、上端の高さが地上15m以下の壁面看板の表示面の背景色(地の色)は、マンセル表色系で建築物等の外壁のうち壁面看板を設置する部分と同一の色相とし、かつ、彩度を4以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。

- 1) 一の建築物(当該建築物が複数のテナントに使用されている場合においては、一のテナント)につき屋外広告物の表示面積の合計が5㎡以内のもの
- 2) 当該外壁のアクセントとするなど、外壁と一体となったデザインで、水町通り及び海岸教会通りゾーンの魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたもの



④行為指針図05に示す「見通し景観形成街路」又はこれらの街路に面する位置に設置する壁面看板の表示面の背景色(地の色)は、マンセル表色系で彩度を4以下とする。

⑤広告塔及び広告板は、歩行者の歩行を阻害しない位置に設置し、次の各号に適合するものとする。

- 1) 高さを5m以下とする。
- 2) 行為指針図05に示す「見通し景観形成街路」又はこれらの街路に面する位置に設置する場合は、表示面の向きを当該「見通し景観形成街路」に対して概ね平行に設置する。

⑥そで看板は、次の各号に適合するものとする。

- 1) 上端の高さを地上15m以下とする。
- 2) 行為指針図05に示す「見通し景観形成街路」又はこれらの街路に面する位置に設置するものは、表示面の背景色(地の色)及び表示面以外の部分の色彩を、マンセル表色系で無彩色とする。ただし、表示面積の合計が5㎡以内のものは、この限りでない。

⑦屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 1) バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合
- 2) 催物等のために原則として7日以内に限り設置する屋外広告物で、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合

⑧屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 1) 1面あたりの表示面積(映像装置を使用する部分に限る。)が0.6㎡以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置する屋外広告物で、景観上支障がないと市長が認めた場合
- 2) 次の各号に適合する屋外広告物で、魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合
 - (a) 公益上必要な施設又は物件に表示し、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの
 - (b) 1面あたりの表示面積(映像装置を使用する部分に限る。)が2㎡以下、かつ、上端の高さが地上3m以下のもの
 - (c) 原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行とするなど、街並み景観を阻害しないもの
 - (d) 表示の内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの
 - (e) 10秒以上静止した映像のみを表示するもの
 - (f) 屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの
- 3) 催物等のために原則として7日以内に限り設置する屋外広告物で、文化芸術の振興その他これに類するものに関する映像のみを表示し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合

■ 行為指針

- (1) 関内地区の横方向の主軸として、歩道状空地や広場状空地を多く配置し、建築物の低層部にゆとりと賑わいのある空間と中低層、中層の建築物が連続した街並みを創出する。また、大さん橋通りに面する部分では、開港広場や海岸教会を際立たせる街並みを形成する。
- (2) 官公庁や事務所が多く立地する日本大通りとの結びつきを強めるため、事務所機能を充実させる。また、建築物の低層部を中心に商業・観光、文化芸術創造機能を強化する。
- (3) 港や山下公園へ抜ける「見通し景観」を演出し、水辺を身近に感じられる潤いのある環境を創出する。
- (4) 中層、高層の建築物は、港や山手の丘からの魅力と品格のある眺望景観を創出する。
- (5) 「見通し景観形成街路」は、見通しの対象物となる港や歴史的建造物が引き立つ魅力ある街路空間を形成する。
- (6) 屋外広告物は、関内地区の軸線となる本町通りの魅力ある景観を形成し、かつ、歩行者に圧迫感を与えない規模、位置、デザインにする。また、「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する屋外広告は、「見通し景観」を阻害しない規模、位置、デザインにする。

■ 景観形成基準

行為指針を達成するとともに、以下の基準に適合すること

(1) 建築物・工作物の形態意匠

- ① 本町通りに接する敷地の建築物の1、2階部分(本町通りに面する部分に限る。)は、柱廊風の形態とするなど、賑わいとゆとりある空地を創出する形態意匠とするものとする。
- ② 特定地区区域図01に示す「中華街賑わい形成街路」に接する敷地内の建築物の1階部分(当該街路に面する部分に限る。)は、道路に向かって壁や塀などの閉鎖的なものとせず、賑わいを創出する形態意匠とする。特に共同住宅などの居住者出入口、駐輪場出入口、ゴミ置き場などとなる建築物の部分は、それらの位置や規模を工夫し、周辺の賑わいの連続性を妨げない形態意匠とするものとする。

※本町通りゾーンのうち中華街中央ゾーン側の街区においては、中華街独自の中国的文化を反映させた専門店の部分の屋外広告は、関内地区全域ガイドライン行為指針05の建築物及び工作物の色彩に関する事項は、適用除外とする。

(2) 屋外広告物

屋外広告は、次の事項に適合するほか、関内地区の軸線となる本町通りの魅力ある景観の形成に寄与し、かつ、歩行者に圧迫感を与えない規模、位置、デザインにする。また、見通し景観形成街路に面する位置に設置する屋外広告は、「見通し景観」を阻害しない規模、位置、デザインにする。

- ① 屋上看板は、設置することができない。ただし、次の各号に適合するもの又は本町通りゾーンの個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、行為指針図08に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。
 - 1) 行為指針図08に示す大さん橋、横浜外国人墓地若しくは山手イタリア山庭園の「眺望の視点場」又は山下公園に向かって設置しないもの
 - 2) 大さん橋通り又はこの街路に面する位置に設置しないもの
- ② 壁面看板の上端の高さを地上31m以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。
 - 1) 地上からの高さが31mを超える部分の表示面積が10㎡以内で、1箇所(隣接しない壁面に設置する場合にあっては、2箇所(各箇所の表示面積が10㎡以内の場合に限る。))に建築物の名称等を単色で表示するもの
 - 2) 行為指針図08に示す大さん橋の「眺望の視点場」又は山下公園に向かって設置せず、かつ、大さん橋通り又はこの街路に面する位置に設置しないもの

- ③行為指針図05に示す「見通し景観形成街路」又はこれらの街路に面する位置に設置する壁面看板の表示面の背景色(地の色)は、マンセル表色系で彩度を4以下とする。ただし、当該外壁のアクセントとするなど、外壁と一体となったデザインで、本町通りゾーンの魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたものは、この限りでない。
- ④広告塔及び広告板は、歩行者の歩行を阻害しない位置に設置し、次の各号に適合するものとする。
- 1) 高さを5m以下とする。
 - 2) 行為指針図05に示す「見通し景観形成街路」又はこれらの街路に面する位置に設置する場合は、表示面の向きを当該「見通し景観形成街路」に対して概ね平行に設置する。
- ⑤そで看板は、次の各号に適合するものとする。
- 1) 壁面からの突出幅は、設置する建築物の壁面から1m以下とする。
 - 2) 上端の高さを地上15m以下とする。
 - 3) 行為指針図05に示す「見通し景観形成街路」又はこれらの街路に面する位置に設置する場合は、表示面の背景色(地の色)及び表示面以外の部分の色彩を、マンセル表色系で無彩色とする。ただし、表示面積の合計が5㎡以内のものは、この限りでない。
- ⑥屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- 1) バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合
 - 2) 催物等のために原則として7日以内に限り設置する屋外広告物で、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合
- ⑦屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- 1) 1面あたりの表示面積(映像装置を使用する部分に限る。)が0.6㎡以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置する屋外広告物で、景観上支障がないと市長が認めた場合
 - 2) 次の各号に適合する屋外広告物で、魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合
 - (a) 公益上必要な施設又は物件に表示し、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの
 - (b) 1面あたりの表示面積(映像装置を使用する部分に限る。)が2㎡以下、かつ、上端の高さが地上3m以下のもの
 - (c) 原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行とするなど、街並み景観を阻害しないもの
 - (d) 表示の内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの
 - (e) 10秒以上静止した映像のみを表示するもの
 - (f) 屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの
 - 3) 催物等のために原則として7日以内に限り設置する屋外広告物で、文化芸術の振興その他これに類するものに関する映像のみを表示し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合

その他、「山下町本町通り地区地区計画」に定められた規定によること。

■ 行為指針

- (1) 横浜中華街独自の中国的文化を反映させた専門店が多く立ち並び、他の地域にはない異文化交流を体験でき、鮮やかな色彩や躍動感のある意匠の見られる独特の活気と賑わいの溢れる街並みを形成する。
- (2) 「中華街賑わい形成街路」沿いでは、個性的で賑わいの溢れる機能の連続と集積を継承する。
- (3) 中層の建築物は、山手の丘からの品格のある眺望景観を創出する。
- (4) 屋外広告物は、中華街中央ゾーンの魅力ある景観の演出を図り、かつ、山手の丘からの眺望に十分配慮したものにする。

■ 景観形成基準

行為指針を達成するとともに、以下の基準に適合すること

(1) 建築物・工作物の形態意匠

- ① 建築物の1階部分は、道路に向かって壁や塀などの閉鎖的なものとせず、賑わいを創出する形態意匠とするものとする。特に、特定地区区域図01に示す中華街賑わい形成街路」に接する敷地内の共同住宅などの1階部分は、居住者出入口、駐輪場出入口、ゴミ置き場などとなる建築物の部分は、それらの位置や規模を工夫し、周辺の賑わいの連続性を妨げない形態意匠とするものとする。
- ② 特定地区区域図01に示す「外部空間の確保が必要な街路」に接する敷地内の建築物の1階部分(当該街路に面する部分に限る。)は、建築物と当該街路との間にゆとりを持たせ、賑わいの創出や演出を図るため、当該街路との道路境界から0.5mの範囲を外部空間とする形態意匠とするものとする。

※横浜中華街独自の活気ある街路景観を継承するため、関内地区全域ガイドライン行為指針05の建築物及び工作物の色彩に関する事項は、適用しない。

(2) 建築物の最高高さ

建築物の高さは31mを基本とし、次に掲げる都市景観形成への貢献等に応じて、45mを上限の目安として緩和する。

- ① 山手の丘に対して、建築物の31mを超える部分の見付面積を小さくする。
- ② 関内地区の街並みに調和し、魅力あるスカイラインを形成するよう、頭頂部のデザインを工夫する。

(3) 屋外広告物

屋外広告物は、次の事項に適合するほか、中華街中央ゾーンの魅力ある景観の演出を図り、かつ、山手の丘からの眺望に十分配慮したものにする。

- ① 屋上看板は、行為指針図08に示す横浜外国人墓地又は山手イタリア山庭園の「眺望の視点場」に向かって設置しない。ただし、中華街中央ゾーンの個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、行為指針図08に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。
- ② 上端の高さが地上20mを超える壁面看板は、設置しない。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。
 - 1) 地上からの高さが20mを超える部分の表示面積が10㎡以内で、1箇所(隣接しない壁面に設置する場合にあっては、2箇所(各箇所の表示面積が10㎡以内のものに限る。))に建築物の名称等を単色で表示するもの
 - 2) 行為指針図08に示す横浜外国人墓地又は山手イタリア山庭園の「眺望の視点場」に向かって設置しないもの

③屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 1) 1面あたりの表示面積(映像装置を使用する部分に限る。)が0.6㎡以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置する屋外広告物で、景観上支障がないと市長が認めた場合
- 2) 次の各号に適合する屋外広告物で、魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合
 - (a) 公益上必要な施設又は物件に表示し、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの
 - (b) 1面あたりの表示面積(映像装置を使用する部分に限る。)が2㎡以下、かつ、上端の高さが地上3m以下のもの
 - (c) 原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行とするなど、街並み景観を阻害しないもの
 - (d) 表示の内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの
 - (e) 10秒以上静止した映像のみを表示するもの
 - (f) 屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの
- 3) 催物等のために原則として7日以内に限り設置する屋外広告物で、文化芸術の振興その他これに類するものに関する映像のみを表示し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合

■ 行為指針

- (1) 強烈な個性と活気のある中華街中央ゾーンの街並みと融和し、路地的な雰囲気と賑わいの連続性を創出する。
- (2) 業務・商業、文化芸術など都心地区にふさわしい機能を導入し、「中華街賑わい形成街路」沿いでは、横浜中華街独自の中国的文化を反映させた専門店が立地する、活気と賑わいのある街並みを形成する。
- (3) 中層の建築物は、山手の丘からの品格のある眺望景観を創出する。
- (4) 屋外広告物は、近接する中華街中央ゾーンと調和した、魅力ある景観の演出を図るものにする。

■ 景観形成基準

行為指針を達成するとともに、以下の基準に適合すること

(1) 建築物・工作物の形態意匠

- ① 建築物の1階部分は、道路に向かって壁や塀などの閉鎖的なものとせず、賑わいを創出する形態意匠とするものとする。特に、特定地区区域図01に示す「中華街賑わい形成街路」に接する敷地内の共同住宅などの1階部分(当該街路に面する部分に限る。)の居住者出入口、駐輪場出入口、ゴミ置き場などとなる建築物の部分は、それらの位置や規模を工夫し、周辺の賑わいの連続性を妨げない形態意匠とするものとする。

※横浜中華街独自の中国的文化を反映させた専門店の部分の屋外広告物は、関内地区全域ガイドライン行為指針05の建築物及び工作物の色彩に関する事項は、適用しない。

(2) 建築物の最高高さ

建築物の高さは31mを基本とし、次に掲げる都市景観形成への貢献等に応じて、45mを上限の目安として緩和する。

- ① 山手の丘に対して、建築物の31mを超える部分の見付面積を小さくする。
- ② 関内地区の街並みに調和し、魅力あるスカイラインを形成するよう、頭頂部のデザインを工夫する。

(3) 屋外広告物

屋外広告物は、次の事項に適合するほか、近接する中華街中央ゾーンと調和した、魅力ある景観の演出を図るものにする。

- ① 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - 1) 1面あたりの表示面積(映像装置を使用する部分に限る。)が0.6㎡以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置する屋外広告物で、景観上支障がないと市長が認めた場合
 - 2) 次の各号に適合する屋外広告物で、魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合
 - (a) 公益上必要な施設又は物件に表示し、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの
 - (b) 1面あたりの表示面積(映像装置を使用する部分に限る。)が2㎡以下、かつ、上端の高さが地上3m以下のもの
 - (c) 原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行とするなど、街並み景観を阻害しないもの
 - (d) 表示の内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの
 - (e) 10秒以上静止した映像のみを表示するもの
 - (f) 屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの
 - 3) 催物等のために原則として7日以内に限りて設置する屋外広告物で、文化芸術の振興その他これに類するものに関する映像のみを表示し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合

■ 行為指針

- (1) 中華街中央ゾーンや元町の街並みと融和し、石川町駅からの関内地区の玄関口となる地区として、連続した賑わいを創出する。
- (2) 業務・商業、文化芸術など都心地区にふさわしい機能を導入し、「中華街賑わい形成街路」沿いでは、横浜中華街独自の中国的文化を反映させた専門店が立地する、活気と賑わいのある街並みを形成する。
- (3) 堀川や元町との関わりを強め、それらとの結節点としての役割を担うゾーンとして、空間を形成する。
- (4) 中層の建築物は、山手の丘や堀川の対岸からの品格のある眺望景観を創出する。
- (5) 屋外広告物は、近接する中華街中央ゾーンと調和した、魅力ある景観の演出を図り、かつ、山手の丘からの眺望に十分配慮したものにする。

■ 景観形成基準

行為指針を達成するとともに、以下の基準に適合すること

(1) 建築物・工作物の形態意匠

- ① 建築物の1階部分は、道路に向かって壁や塀などの閉鎖的なものとせず、賑わいを創出する形態意匠とするものとする。特に、特定地区区域図01に示す「中華街賑わい形成街路」に接する敷地内の共同住宅などの1階部分（当該街路に面する部分に限る。）の居住者出入口、駐輪場出入口、ゴミ置き場などとなる建築物の部分は、それらの位置や規模を工夫し、周辺の賑わいの連続性を妨げない形態意匠とするものとする。

※横浜中華街独自の中国的文化を反映させた専門店の部分の屋外広告物は、関内地区全域ガイドライン行為指針05の建築物及び工作物の色彩に関する事項は、適用しない。

(2) 建築物の最高高さ

建築物の高さは31mを基本とし、次に掲げる都市景観形成への貢献等に応じて、45mを上限の目安として緩和する。

- ① 山手の丘に対して、建築物の31mを超える部分の見付面積を小さくする。
- ② 関内地区の街並みに調和し、魅力あるスカイラインを形成するよう、頭頂部のデザインを工夫する。

(3) 屋外広告物

屋外広告物は、次の事項に適合するほか、近接する中華街中央ゾーンと調和した、魅力ある景観の演出を図り、かつ、山手の丘からの眺望に十分配慮したものにする。

- ① 屋上看板は、行為指針図08に示す横浜外国人墓地又は山手イタリア山庭園の「眺望の視点場」に向かって設置しない。ただし、中華街南辺ゾーンの個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、行為指針図08に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。
- ② 上端の高さが地上20mを超える壁面看板は、設置しない。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。
 - 1) 地上からの高さが20mを超える部分の表示面積が10㎡以内で、1箇所（隣接しない壁面に設置する場合にあっては、2箇所（各箇所の表示面積が10㎡以内のものに限る。））に設置するもの
 - 2) 行為指針図08に示す横浜外国人墓地又は山手イタリア山庭園の「眺望の視点場」に向かって設置しないもの
- ③ 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - 1) 1面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が0.6㎡以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置する屋外広告物で、景観上支障がないと市長が認めた場合

2) 次の各号に適合する屋外広告物で、魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合

- (a) 公益上必要な施設又は物件に表示し、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの
- (b) 1面あたりの表示面積(映像装置を使用する部分に限る。)が2㎡以下、かつ、上端の高さが地上3m以下のもの
- (c) 原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行とするなど、街並み景観を阻害しないもの
- (d) 表示の内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの
- (e) 10秒以上静止した映像のみを表示するもの
- (f) 屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの

3) 催物等のために原則として7日以内に限って設置する屋外広告物で、文化芸術の振興その他これに類するものに関する映像のみを表示し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合

■ 行為指針

- (1) 横浜公園や日本大通り特定地区に面するゾーンとして、賑わいの連続性を創出し、風格ある街並みを形成する。
- (2) 業務・商業、文化芸術など都心地区にふさわしい機能を備えた街並みを形成する。
- (3) 中層の建築物は、横浜公園や日本大通り特定地区、山手の丘からの品格のある眺望景観を創出する。
- (4) 屋外広告物は、横浜公園及び日本大通り特定地区の景観と調和した落ち着いたものにし、かつ、山手の丘からの眺望に十分配慮したものにする。

■ 景観形成基準

行為指針を達成するとともに、以下の基準に適合すること

(1) 建築物・工作物の形態意匠

■ 必ず達成する事項

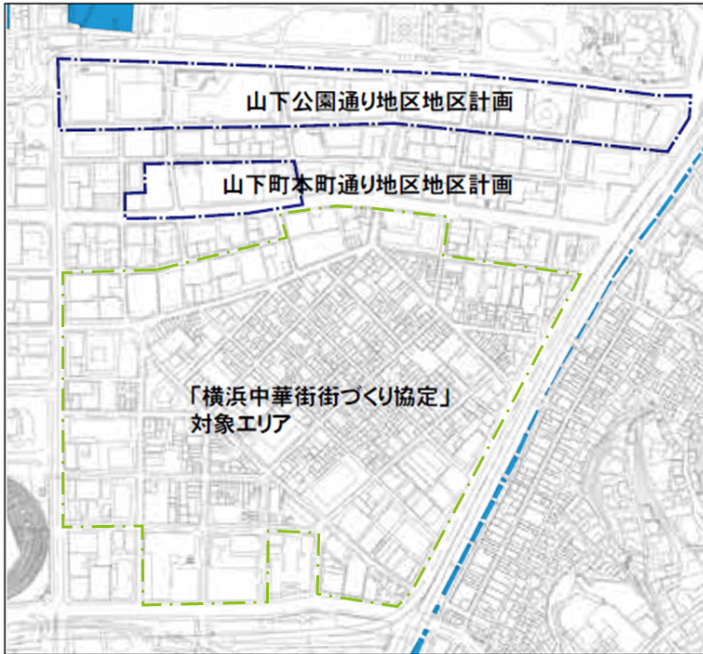
- ① 建築物の1階部分は、道路に向かって壁や塀などの閉鎖的なものとせず、賑わいを創出する形態意匠とするものとする。特に、特定地区区域図01に示す「中華街賑わい形成街路」に接する敷地内の共同住宅などの1階部分(当該街路に面する部分に限る。)の居住者出入口、駐輪場出入口、ゴミ置き場などとなる建築物の部分は、それらの位置や規模を工夫し、周辺の賑わいの連続性を妨げない形態意匠とするものとする。
※「中華街賑わい形成街路」沿いの敷地においては、関内地区全域ガイドライン行為指針05の建築物及び工作物の色彩に関する事項は、適用しない。

(2) 屋外広告物

屋外広告物は、次の事項に適合するほか、横浜公園及び日本大通り地区の景観と調和した落ち着いたものにし、かつ、山手の丘からの眺望に十分配慮したものにする。

- ① 屋上看板は、次の各号に適合するものとする。ただし、大さん橋通りゾーンの個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、行為指針図08に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めたものは、この限りでない。
 - 1) 行為指針図08に示す横浜外国人墓地又は山手イタリア山庭園の「眺望の視点場」に向かって設置しない。
 - 2) 大さん橋通り又はこの街路に面する位置に設置する屋上看板は、上端から下端までの高さを4m以下とし、かつ、表示面の背景色(地の色)をマンセル表色系で無彩色とする。
- ② 屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - 1) バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合
 - 2) 催物等のために原則として7日以内に限って設置する屋外広告物で、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合
- ③ 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - 1) 1面あたりの表示面積(映像装置を使用する部分に限る。)が0.6㎡以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置する屋外広告物で、景観上支障がないと市長が認めた場合
 - 2) 次の各号に適合する屋外広告物で、魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合
 - (a) 公益上必要な施設又は物件に表示し、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの
 - (b) 1面あたりの表示面積(映像装置を使用する部分に限る。)が2㎡以下、かつ、上端の高さが地上3m以下のもの
 - (c) 原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行とするなど、街並み景観を阻害しないもの
 - (d) 表示の内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの

- (e) 10秒以上静止した映像のみを表示するもの
 - (f) 屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの
- 3) 催物等のために原則として7日以内に限って設置する屋外広告物で、文化芸術の振興その他これに類するものに関する映像のみを表示し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合



※本図は協定範囲の誤記を修正し、差替えを行っています。(令和18年6月)

左図に示す「山下公園通り地区」及び「山下町本町通り地区」では、地区計画が策定されています。建築行為等を検討する際には、地区計画の基準も参照して下さい。

横浜中華街では、魅力あるまちの創造に向けた取組を行っております。

左図の「横浜中華街街づくり協定」対象エリア内の敷地における建築計画・店舗計画の際には、「横浜中華街まちづくり団体連合協議会」と協議、調整を行ってください。

【連絡先】

横浜中華街まちづくり団体連合協議会

TEL/FAX:045(662)0701

横浜中華街発展会協同組合

TEL:045(662)1252

FAX:045(211)0593

5.2 馬車道周辺特定地区ガイドライン

馬車道周辺特定地区においては、関内地区全域ガイドラインを達成するとともに、以下の方針及び行為指針を達成し、景観形成基準に適合するものとする。

■ 馬車道周辺特定地区の魅力ある都市景観の創造のための方針

開港以来の馬車道の歴史や文化を物語る資源を大切にし、個性的でゆとりと賑わいのある街並みを形成する。

特定地区区域図02



■ 行為指針

- (1) 馬車道周辺特定地区の歴史的・文化的資源を大切にし、赤レンガをイメージする茶系や、白系、黒系を基調にした個性的で魅力ある街並みを形成する。
- (2) 開港の歴史・文化を大切にするとともに 賑わいのある、人に優しいまちを創る。
- (3) 馬車道沿いの建築物の1・2階部分(その他の道路沿いでは1階部分)は、物販、飲食、サービス店舗等の賑わいのある機能の導入を推進する。業務型店舗(例として銀行、証券・保険会社など)、一般事務所及び住宅の機能は、馬車道沿いでは3階以上、その他の道路沿いでは2階以上に設ける。
- (4) 歴史的・文化的資源を擁する馬車道周辺特定地区の街並みにふさわしくない機能の立地は避ける。(例として工場、流通倉庫、ガソリンスタンド、ワンルームマンション、風俗営業等の施設など)
- (5) 文化芸術創造関連の機能の集積を図り、新たな文化を発信する。

- (6) 中層、高層の建築物は、港からの魅力と品格のある眺望景観を形成する。
- (7) 馬車道では、馬車道の個性を生かし、質の高い商店街にふさわしいゆとりある歩行者空間を有する街路空間を形成する。
- (8) 「見通し景観形成街路」は、見通しの対象物となる歴史的建造物が引き立つ魅力ある街路空間を形成する。
- (9) 屋外広告物は、開港の歴史と文化を伝える馬車道の街並みに調和するよう工夫するものとする。特に、馬車道に面して屋外広告物を設置する場合は、最小限の大きさにし、街並みを阻害しない位置に設置するほか、表示面への表示は施設名を主体にし、原色を用いず、文字数や文字色を最小限にしたデザインにするなど、建築物やモールのデザインと調和した馬車道の個性に配慮したものにする。また、「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する屋外広告物は、「見通し景観」を阻害しない規模、位置、デザインにする。

■ 景観形成基準

行為指針を達成するとともに、以下の基準に適合すること

(1) 建築物・工作物の形態意匠

- ① 建築物の1、2階部分は、道路に向かって開口部を大きくするなど開放的なしつらえとし、賑わいを創出する形態意匠とするものとする。ただし、敷地の位置、形状、建築物の用途などによりやむを得ないと市長が認めた場合は、この限りでない。
- ② 建築物の色彩は、マンセル表色系で特定地区色彩基準表2のものを基調とするものとする。ただし、建築物の意匠にレンガなどの素材を使用するなど馬車道周辺特定地区の景観に調和すると市長が認めた場合は、この限りでない。
- ③ 工作物の色彩は、マンセル表色系で特定地区色彩基準表3のものを基調とするものとする。ただし、工作物の意匠にレンガなどの素材を使用する場合や馬車道周辺特定地区の良好な景観の形成に関する方針に適合した芸術作品等の場合で、馬車道周辺特定地区の景観に調和すると市長が認めた場合は、この限りでない。

特定地区色彩基準表2

		色相		
		R(赤)系	YR(黄赤)系	Y(黄)系
明 度	白・オフホワイト (9.0~10.0)	0~2.0	0~2.0	0~2.0
	高明度(6.0~8.9)	0~3.0	0~4.0	0~4.0
	中明度(3.0~5.9)	0~4.0	0~6.0	0~6.0

特定地区色彩基準表3

		色相					
		R(赤)系	YR(黄赤)系	Y(黄)系	GY(緑黄)系	G(緑)系	BG(青緑系)
明 度	白・オフホワイト (9.0~10.0)	0~2.0	0~2.0	0~2.0	0~1.0	0~1.0	0~1.0
	高明度(6.0~8.9)	0~3.0	0~4.0	0~4.0	0~2.0	0~2.0	0~2.0
	中明度(3.0~5.9)	0~4.0	0~6.0	0~6.0	0~4.0	0~4.0	0~4.0

(2) 壁面位置

- ① 壁面の位置は、行為指針01の規定により後退し、広場状空地として整備する。ただし、壁面後退した部分において、広場状空地の機能を阻害しないと認められる範囲で、柱を設置することができる。

(3) 建築物の最高高さ

建築物の高さは31mを基本とし、次のような都市景観形成への貢献を総合的に判断して、45mを上限の目安として緩和する。

- ① 歴史的建造物を保全し活用する。
- ② 街並みの連続性を創出するため、歴史的建造物の周辺の建築物の形態意匠は、歴史的建造物と調和させる。
- ③ 文化芸術創造活動を行えるスペースを用意し、活用する。

(4) 屋外広告物

屋外広告物は、次の事項に適合するほか、開港の歴史と文化を伝える馬車道の街並みに調和するよう工夫するものとする。特に、馬車道に面して屋外広告物を設置する場合は、最小限の大きさにし、街並みを阻害しない位置に設置するほか、表示面への表示は施設名を主体にし、原色を用いず、文字数や文字色を最小限にしたデザインにするなど、建築物やモールのデザインと調和した馬車道の個性に配慮したものにする。また、「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する屋外広告物は、「見通し景観」を阻害しない規模、位置、デザインにする。

- ①馬車道又はこの街路に面する位置に設置する屋外広告物は、自己の住宅、店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等を表示し、又は掲出物件を設置するものとする。ただし、表示面積の合計が5㎡以下、かつ、上端の高さが地上5m以下のもので、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされ、馬車道周辺特定地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたものは、この限りでない。
- ②馬車道又はこの街路に面する位置に、屋上看板は、設置することができない。ただし、馬車道周辺特定地区の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、行為指針図08に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。
- ③建築物の3階以上の部分に、壁面看板は設置しないものとする。ただし、次の各号に適合するものは、この限りでない。
 - 1) 建築物又はテナントの名称等を単色で表示するもの
 - 2) 一の建築物につき1箇所とするもの
- ④行為指針図05に示す「見通し景観形成街路」又はこの街路に面する位置に設置する壁面看板の表示面の背景色(地の色)は、マンセル表色系で彩度を4以下とする。
- ⑤行為指針図05に示す「見通し景観形成街路」又はこの街路に面する位置に設置する広告塔及び広告板は、表示面の向きを当該「見通し景観形成街路」に対して概ね平行に設置するものとする。
- ⑥そで看板は、次の各号に適合するものとする。
 - 1) 表示面の横幅は1m以下とする
 - 2) 下端の高さを地上6.5m以上とする
 - 3) 行為指針図05に示す「見通し景観形成街路」又はこの街路に面する位置に設置するものは、表示面の背景色(地の色)及び表示面以外の部分の色彩を、マンセル表色系で無彩色とする。ただし、表示面積の合計が5㎡以内のものは、この限りでない
- ⑦行為指針図05に示す「見通し景観形成街路」又はこの街路に面する位置に設置する屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - 1) バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合
 - 2) 催物等のために原則として7日以内に限って設置する屋外広告物で、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合
- ⑧行為指針図05に示す「見通し景観形成街路」又はこの街路に面する位置に設置する屋外広告物に、常時点滅する照明装置があるものを使用することができない。
- ⑨行為指針図05に示す「見通し景観形成街路」又はこの街路に面する位置に設置する屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、1面あたりの表示面積(映像装置を使用する部分に限る。)が0.6㎡以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置する屋外広告物で、景観上支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。



馬車道商店街では、魅力ある街の創造に向けた検討を行っています。
建築計画・店舗計画の際には、地元まちづくり委員会と協議、調整を行ってください。
【連絡先】馬車道商店街協同組合事務局
TEL:045(641)4068
FAX:045(641)9224

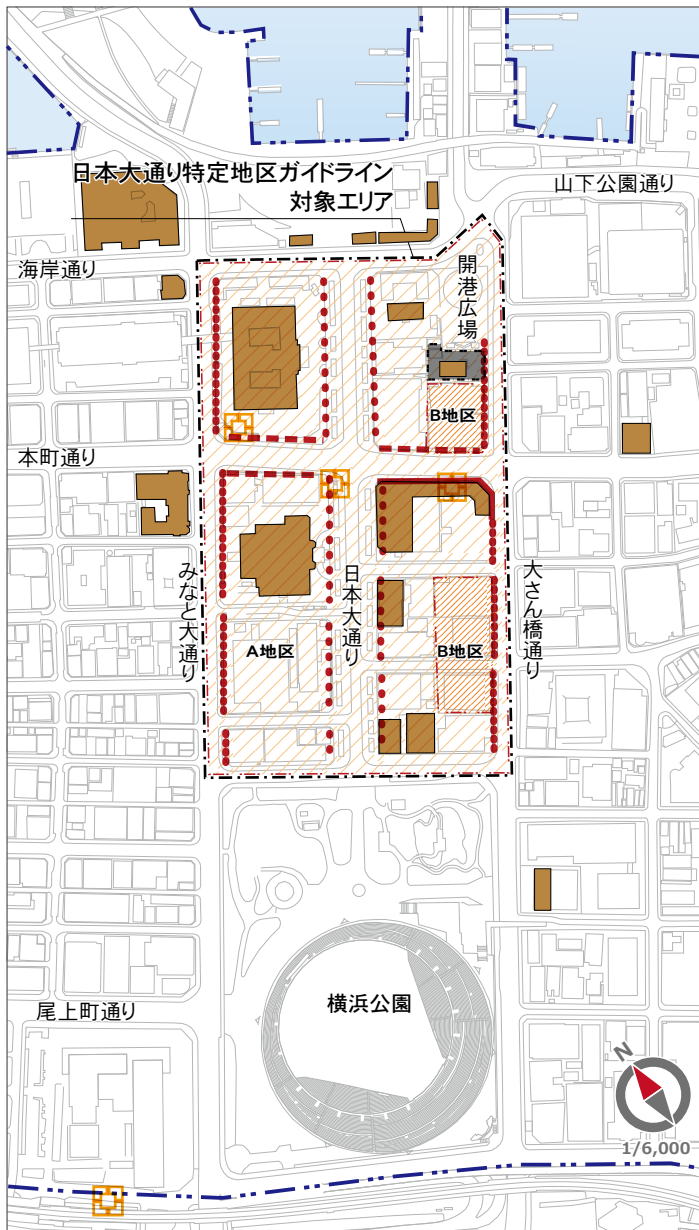
5.3 日本大通り特定地区ガイドライン

日本大通り特定地区においては、関内全域ガイドラインを達成するとともに、以下の方針及び行為指針を達成し、景観形成基準に適合するものとする。

■ 日本大通り特定地区の魅力ある都市景観の創造のための方針

開港の歴史を象徴した、横浜を代表する格調の高い歴史的景観と港への開放的な通景空間を形成し、横浜の顔にふさわしい業務、観光・文化機能の集積を推進する。

特定地区区域図03



凡例

- 関内地区都市景観形成ガイドライン対象エリア
- 日本大通り特定地区ガイドライン対象エリア
日本大通り用途誘導地区地区計画
- 歴史的建造物・土木遺構
- 駅出入口

《日本大通り用途誘導地区地区計画》

建築物の壁面の位置

- 高さ45m以上の部分で道路境界線より5m以上壁面後退
- 高さ45m未満の部分で道路境界線より1.0m以上、高さ45m以上の部分で道路境界線より5.0m以上壁面後退
- 高さ45m未満の部分で道路境界線より1.2m以上、高さ45m以上の部分で道路境界線より5.0m以上壁面後退
- 高さ31m以上45m未満の部分で道路境界線より5.0m以上、高さ45m以上60m未満の部分で道路境界線より15m以上、高さ60m以上75m以下の部分で道路境界線より30m以上壁面後退

- A地区…住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿、風俗施設等禁止
- A地区のうち住宅を許容する敷地
- B地区…2階以下は住宅禁止
風俗施設等禁止

■ 行為指針

- (1) 広幅員の街路とイチヨウ並木、開港の歴史を伝える歴史的建造物によって構成される横浜を代表する格調の高い空間と、御影石やスクラッチタイルを基調にした歴史的景観に調和した街並みを形成する。また、開港広場や海岸教会に面する部分では、開港広場や海岸教会を際立たせる街並みを形成する。
- (2) 日本大通り沿いでは、ゆとりある街路空間と港への開放的な通景空間を形成する。
- (3) 日本大通り特定地区の格調及び来街者の利便性を高める業務機能や観光・文化機能の導入を推進し、賑わいのある街並みを形成する。特に事務所、店舗、劇場、博物館、美術館、図書館、大学等の機能を積極的に導入する。
- (4) 中層、高層の建築物は、魅力と品格のある眺望景観を形成する。
- (5) 日本大通りでは、歴史的建造物が多く立地し、開港の歴史を伝える格調高い街並みと、イチヨウ並木の豊かな緑に調和した街路空間を形成する。
- (6) 屋外広告物は、日本大通り特定地区の歴史的景観を考慮し、港から見た景観や日本大通り沿いの景観、イチヨウ並木、建物全体と調和したものにする。特に、日本大通りに面して屋外広告物を設置する場合は、最小限の大きさにし、街並みを阻害しない位置に設置するほか、表示面への表示は施設名を主体にし、文字数や文字色を最小限にするなど、デザインに十分配慮したものにする。また、横浜三塔への眺望の後景エリアに設置する屋外広告物は、横浜三塔への眺望を阻害しない位置、規模、デザインにする。

■ 景観形成基準

行為指針を達成するとともに、以下の基準に適合すること。

(1) 賑わいの形成

- ① 日本大通り特定地区の魅力ある都市景観の形成のための方針にふさわしくない、次に掲げる施設は設けないものとする。A地区：住居施設、風俗営業等の施設、マージャン屋、パチンコ屋、カラオケボックス等B地区：2階以下の階への住居、風俗営業等の施設、マージャン屋、パチンコ屋、カラオケボックス等。

(2) 建築物・工作物の形態意匠

- ① 建築物は、御影石やスクラッチタイルなどの素材の使用や当該地区に存する歴史的建造物の軒の高さと調和したデザインなど、周辺の歴史的建造物の外観を基調とした形態意匠とし、かつ、色彩はマンセル表色系で特定地区色彩基準表4のものを基調とするものとする。ただし、色彩については、建築物の意匠にレンガや御影石などの素材を使用するなど魅力ある景観の形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りでない。
- ② 建築物の日本大通りに面する部分は、窓面看板(屋外から設置するものは除く。)の設置による日本大通りの街並みの阻害が生じないものとし、地上から高さ15m以下の部分に窓面看板を設置する場合は、日本大通りを効果的に演出し、開港の歴史を感じさせるなど、歴史的建造物と調和した形態意匠とするものとする。
- ③ 工作物は、御影石やスクラッチタイルなどの素材の使用や当該地区に存する歴史的建造物の軒の高さと調和したデザインなど、周辺の歴史的建造物の外観を基調とした形態意匠とし、かつ、色彩はマンセル表色系で特定地区色彩基準表4のものを基調とするものとする。ただし、色彩については、工作物の意匠にレンガや御影石などの素材を使用するなど魅力ある景観の形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りでない。

特定地区色彩基準表4

		色相			
		R(赤)系	YR(黄赤)系	2.5Y(黄)系	5.0Y(黄)系
明 度	白・オフホワイト (9.0~10.0)	0~2.0	0~2.0	0~2.0	0~2.0
	高明度(6.0~8.9)	0~3.0	0~4.0	0~4.0	0~4.0
	中明度(3.0~5.9)	0~4.0	0~6.0	0~6.0	0~6.0

(3) 中層部、高層部の壁面位置

- ① 本町通り、大さん橋通り、みなと大通りに面する高さ45mを越える建築物の高層部では、開放的な通景空間の確保、歩行者への圧迫感の低減のため、道路境界線より5m以上の壁面後退を図る。
- ② 日本大通りに面する建築物の高層部は、次の通り日本大通りの開放的な通景空間の確保、歩行者への圧迫感の低減のため、道路境界線からの壁面後退を図る。
 - ・建築物の高さ31m以上45m未満：高層部壁面後退5m以上

45m以上65m未満：	15m以上
65m以上75m以下：	30m以上

(4) 屋外広告物

屋外広告物は、次の事項に適合するほか、日本大通り特定地区の歴史的景観を考慮し、港から見た景観や日本大通り沿いの景観、イチョウ並木、建物全体と調和したものにする。特に、日本大通りに面して屋外広告物を設置する場合は、最小限の大きさにし、街並みを阻害しない位置に設置するほか、表示面への表示は施設名を主体にし、文字数や文字色を最小限にするなど、デザインに十分配慮したものにする。また、横浜三塔への眺望の後景エリアに設置する屋外広告は、横浜三塔への眺望を阻害しない位置、規模、デザインにする。

- ① 日本大通り又はこの街路に面する位置に設置する屋外広告は、自己の住宅、店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等を表示し、又は掲出物件を設置するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - 1) 表示面積の合計が5㎡以下、かつ、上端の高さが地上5m以下のもので、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされ、日本大通り特定地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合
 - 2) 催物等のために原則として3日以内に限り設ける広告塔、広告板又は立看板等であって、次の各号に適合し、景観上支障がないと市長が認めた場合
 - a 表示内容が、催物の運営に必要な協賛企業名等やむを得ないもの
 - b 表示面の向きを日本大通りに対して概ね平行とし、かつ、上端の高さが地上60cm以下のもの
- ② 屋上看板は、設置することができない。ただし、次の各号に適合するもの又は日本大通り特定地区の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、行為指針図08に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和し、かつ、横浜公園からの眺望景観と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。
 - 1) 日本大通り又はこの街路に面する位置に設置しないもの
 - 2) 行為指針図08に示す大さん橋又は赤レンガパークの「横浜三塔への眺望の視点場」に向かって設置しないもの
 - 3) 横浜公園に面する位置に設置するものは、上端から下端までの高さを4m以下とし、かつ、表示面の背景色(地の色)をマンセル表色系で無彩色とするもの
- ③ 壁面看板は、次の各号に適合するものとする。
 - 1) 上端の高さが地上15mを超えるものは、設置しない。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。
 - a 地上からの高さが15mを超える部分の表示面積が10㎡以内で、1箇所(隣接しない壁面に設置する場合にあつては、2箇所(各箇所の表示面積が10㎡以内のものに限る。))に建築物の名称等を単色で表示するもの
 - b 日本大通り又はこの街路に面する位置に設置せず、かつ、行為指針図08に示す大さん橋又は赤レンガパークの「横浜三塔への眺望の視点場」に向かって設置しないもの
 - 2) 表示面の背景色(地の色)は、マンセル表色系で建築物等の外壁のうち壁面看板を設置する部分と同一の色相とし、かつ、彩度を4以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。

- a 一の建築物(当該建築物が複数のテナントに使用されている場合には、一のテナント)につき屋外広告物の表示面積の合計が5㎡以内のもの
- b 当該外壁のアクセントとするなど、外壁と一体となったデザインで、日本大通り特定地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたもの

④ 広告塔及び広告板は、歩行者の歩行を阻害しない位置に設置し、次の各号に適合するものとする。

- 1) 日本大通りに面する位置に設置する場合は、一の敷地につき1箇所とする。ただし、日本大通りに接する敷地の間口が長く、広告塔及び広告板の視認性に支障が出る等の場合は、当該敷地の両端にそれぞれ1箇所設置することができる。
- 2) 高さを5m以下とする。
- 3) 表示面の背景色(地の色)及び表示面以外の部分の色彩は、マンセル表色系で彩度を4以下とする。ただし、材質にアルミを使用するものその他日本大通りの魅力的な景観形成に寄与するものと市長が認めた場合は、この限りでない。

⑤ そで看板は、次の各号に適合するものとする。

- 1) 壁面からの突出幅は、設置する建築物の壁面のうち、日本大通り内の壁面又はこの街路に面する壁面から0.8m以下とし、その他の壁面から1m以下とする。
- 2) 上端の高さを地上15m以下とする。
- 3) 表示面の背景色(地の色)及び表示面以外の部分の色彩は、マンセル表色系で無彩色とする。

⑥ 屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 1) バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合
- 2) 催物等のために原則として7日以内に限って設置する屋外広告物で、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合

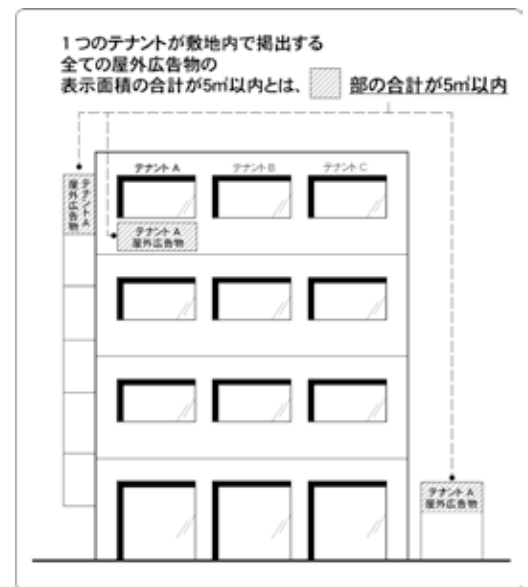
⑦ 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 1) 1面あたりの表示面積(映像装置を使用する部分に限る。)が0.6㎡以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置する屋外広告物で、景観上支障がないと市長が認めた場合
- 2) 催物等のために原則として7日以内に限って設置する屋外広告物で、文化芸術の振興その他これに類するものに関する映像のみを表示し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合

⑧ 広告幕は、次の各号に適合するものとする。ただし、催物等のために原則として7日以内に限って設置するもので、景観上支障がないと市長が認めたものは、この限りでない。

- 1) 広告表示率(広告幕の面積に対する、文字、マーク及び商品等を具体的に表示している部分の合計面積の割合をいう。)は40%以下とし、表示面の背景色(地の色)は単色を用いた無地とするもの
- 2) 背景色(地の色)に蛍光色を用いず、かつ、日本大通り周辺の景観と調和していると市長が認めたもの

その他、「日本大通り用途誘導地区地区計画」に定められた規定によること。



5.4 関内駅前特定地区ガイドライン

関内駅前特定地区においては、関内地区全域ガイドラインを達成するとともに、以下の方針及び行為指針を達成し、景観形成基準に適合するものとする。

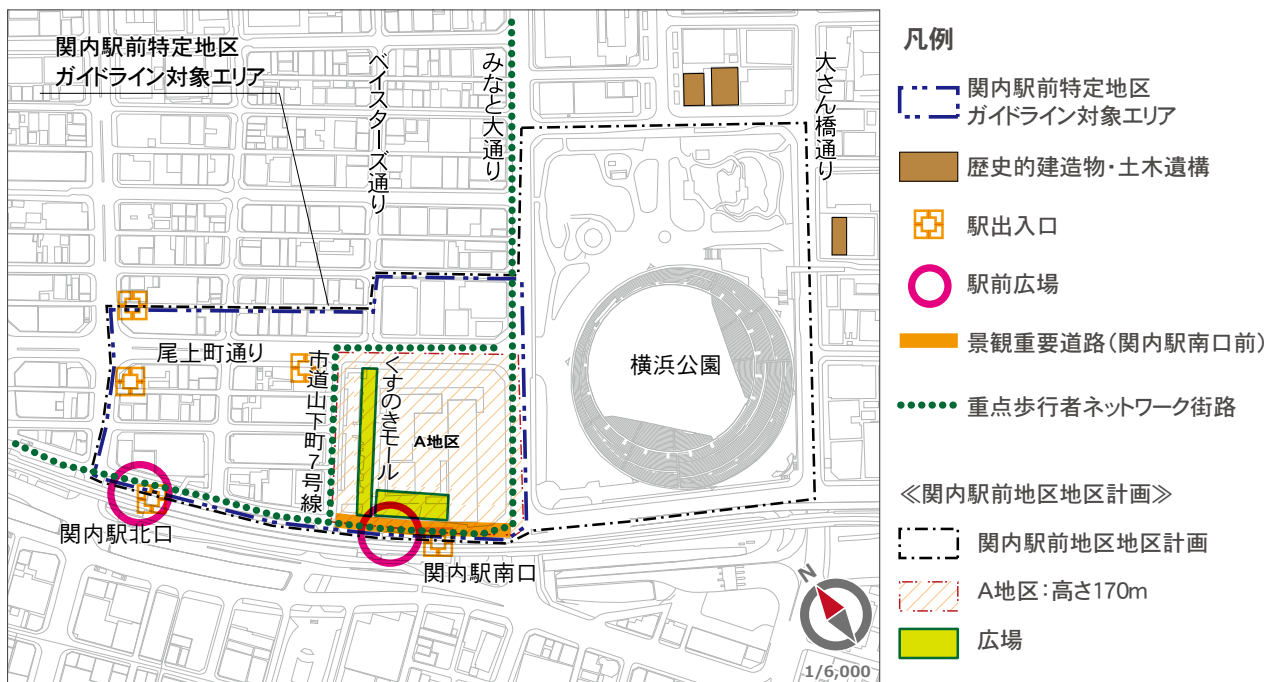
■ 関内駅前特定地区の魅力ある都市景観の創造のための方針

開港以来横浜の発展をけん引してきた地区としての歴史性を継承し、関内地区の玄関口としての風格や、活気と賑わいのある景観を創出し、魅力的でゆとりある空間を形成する。

■ 行為指針

- (1) 周囲の街並みと調和した外観の建築物が良好な景観を形成し、関内地区の玄関口としての風格や、商業機能等による活気と賑わいのある空間を形成する。
- (2) 大通り公園から横浜公園、さらに海沿いへとつながる緑の軸線沿いの魅力ある歩行者空間を形成する。
- (3) 関内駅前特定地区の格調を高め、活力と賑わいを創出する商業・業務の機能の導入を推進し、特に建築物の低層部には、積極的に賑わいを形成する。
- (4) 中層、高層の建築物は、魅力と品格のある眺望景観を形成する。
- (5) 関内駅南口では、関内地区の玄関口としての風格とゆとりある街路空間を形成する。
- (6) 屋外広告物は、関内駅南口及びみなと大通りに面して魅力ある景観を形成し、かつ、歩行者に圧迫感を与えない規模、位置、デザインにする。

特定地区区域図04



■ 景観形成基準

行為指針を達成するとともに、以下の基準に適合すること

(1) 建築物・工作物の形態意匠

- ① 建築物は、周囲の街並みと調和のとれた魅力的な形態意匠とし、かつ、マンセル表色系で別表1のものを基調とする。ただし、色彩については、建築物の意匠にレンガなどの地区の個性にあった素材を使用するなど魅力ある景観の形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りでない。

別表1 明度・色相別彩度表

		色相				
		R(赤)系	YR(黄赤)系	Y(黄)系	GY(緑黄)系	G(緑)系
明度	白・オフホワイト (9.0~10.0)	0~2.0	0~2.0	0~2.0	0~1.0	0~1.0
	高明度(6.0~8.9)	0~3.0	0~4.0	0~4.0	0~2.0	0~2.0
	中明度(3.0~5.9)	0~4.0	0~6.0	0~6.0	0~2.0	0~2.0

特定地区色彩基準表5

		色相		
		R(赤)系	YR(黄赤)系	2.5Y(黄)系
明度	白・オフホワイト (9.0~10.0)	0~2.0	0~2.0	0~2.0
	高明度(6.0~8.9)	0~3.0	0~4.0	0~4.0
	中明度(3.0~5.9)	0~4.0	0~6.0	0~6.0

- ② 特定地区区域図04に示す「駅前広場」に面する部分は、歩行者の視点からの駅前空間の印象や、通りや駅からの近景を十分考慮し、関内地区の玄関口としての風格や、活気と賑わいのある景観を創出する形態意匠とするものとする。特に、建築物の特定地区区域図04に示す「景観重要道路」に接する「駅前広場」に面する部分は、戦後の都市発展の歴史を伝える旧市庁舎と調和のとれた形態意匠とし、かつ、色彩はマンセル表色系で特定地区色彩基準表5のものを基調とするものとする。ただし、色彩については、建築物の意匠にレンガなどの地区の個性にあった素材を使用するなど魅力ある景観の形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りでない。
- ③ 建築物の低層部でみなと大通りに面する部分は、道路に向かって開口部を大きくするなど開放的なしつらえとし、賑わいを創出する形態意匠とするものとする。
- ④ 建築物の中低層部は、関内地区の歴史ある街並みを表現し、関内地区の玄関口として魅力的な形態意匠とするものとする。
- ⑤ 建築物の中層部及び高層部は、中低層部からセットバックする又は透明感のあるファサードにするなど、歩行者の視点からの圧迫感の軽減に配慮した形態意匠とするものとする。
- ⑥ 工作物は、周囲の街並みと調和のとれた魅力的な形態意匠とし、かつ、色彩はマンセル表色系で別表1のものを基調とするものとする。ただし、色彩については、工作物の意匠にレンガなどの地区の個性にあった素材を使用するなど魅力ある景観の形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りでない。
- ⑦ 特定地区区域図04に示す「駅前広場」(「景観重要道路」に接するものに限る。)又は当該広場に面する部分に設置する工作物は、戦後の都市発展の歴史を伝える旧市庁舎と調和のとれた形態意匠とし、かつ、色彩はマンセル表色系で特定地区色彩基準表5のものを基調とするものとする。ただし、色彩については、工作物の意匠にレンガなどの地区の個性にあった素材を使用するなど魅力ある景観の形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りでない。

(2) 屋外広告物

屋外広告物は、次の事項に適合するほか、関内駅南口及びみなと大通りに面して魅力ある景観を形成し、かつ、歩行者に圧迫感を与えない規模、位置、デザインにする。

- ① 屋上看板は、次の各号に適合するものとする。
- 1) 横浜市道山下町第7号線又はみなと大通りには設置することができず、これらの街路のいずれかに接する敷地内に設置するものは、これらの街路に向かって設置することができない。ただし、関内駅前特定地区の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観の形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りでない。
 - 2) 設置高さが60mを超えるものは設置しない。
- ② 上端の高さが地上15mを超える壁面看板は、尾上町通り(特定地区区域図04に示す「重点歩行者ネットワーク街路」に指定された部分に限る。)、横浜市道山下町第7号線、みなと大通り若しくは特定地区区域図04に示す「景観重要道路」、又は、これらの街路のいずれかに接する敷地内においてこれらの街路に面する位置に設置しない。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。
- 1) 地上からの高さが15mを超える部分の表示面積が10㎡以内で、1箇所(隣接しない壁面に設置する場合にあって

は、2箇所(各箇所の表示面積が10㎡以内のものに限る。))に建築物の名称等を単色で表示するもの

2) 当該壁面のアクセントとするなど、外壁と一体となったデザインで、関内駅前特定地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたもの

③尾上町通り(特定地区区域図04に示す「重点歩行者ネットワーク街路」に指定された部分に限る。)、横浜市道山下町第7号線、みなと大通り若しくは特定地区区域図04に示す「景観重要道路」、又は、これらの街路のいずれかに接する敷地内に設置する広告塔及び広告板は、歩行者の歩行を阻害しない位置に設置し、次の各号に適合するものとする。

1) 高さを、5m以下とする。

2) 表示面の背景色(地の色)及び表示面以外の部分の色彩は、マンセル表色系で彩度を4以下とする。ただし、材質にアルミを使用するものその他関内駅前特定地区の街並み景観を阻害しないものと市長が認めた場合は、この限りでない。

④尾上町通り(特定地区区域図04に示す「重点歩行者ネットワーク街路」に指定された部分に限る。)、横浜市道山下町第7号線、みなと大通り若しくは特定地区区域図04に示す「景観重要道路」、又は、これらの街路のいずれかに接する敷地内においてこれらの街路に面する位置に設置する看板は、次の各号に適合するものとする。

1) 壁面からの突出幅は、設置する建築物の壁面から1m以下とする。

2) 上端の高さを地上15m以下とする。

⑤尾上町通り(特定地区区域図04に示す「重点歩行者ネットワーク街路」に指定された部分に限る。)、横浜市道山下町第7号線、みなと大通り若しくは特定地区区域図04に示す「景観重要道路」、又は、これらの街路のいずれかに接する敷地内においてこれらの街路に面する位置に設置する屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

1) バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合

2) 催物等のために原則として7日以内に限って設置する屋外広告物で、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合

⑥尾上町通り(特定地区区域図04に示す「重点歩行者ネットワーク街路」に指定された部分に限る。)、横浜市道山下町第7号線、みなと大通り若しくは特定地区区域図04に示す「景観重要道路」、又は、これらの街路のいずれかに接する敷地内においてこれらの街路に面する位置に設置する屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

1) 1面あたりの表示面積(映像装置を使用する部分に限る。)が0.6㎡以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置する屋外広告物で、景観上支障がないと市長が認めた場合

2) 次の各号に適合する屋外広告物で、魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合

a 公益上必要な施設又は物件に表示し、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの

b 1面あたりの表示面積(映像装置を使用する部分に限る。)が2㎡以下、かつ、上端の高さが地上3m以下のもの

c 原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行とするなど、街並み景観を阻害しないもの

d 表示の内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの

e 10秒以上静止した映像のみを表示するもの

f 屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの

3) 催物等のために原則として7日以内に限って設置する屋外広告物で、文化芸術の振興その他これに類するものに関する映像のみを表示し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合

5.5 北仲通り北特定地区ガイドライン

■ 北仲通り北特定地区の魅力ある都市景観の創造のための方針

港町の歴史を伝える歴史的景観を尊重し、関内地区とみなとみらい21地区の結節点としてふさわしい街並みを形成するため、次の事項の実現を図る。

- (1) 地区の特徴である水際空間と歴史的な建造物を生かし、魅力と賑わいのある歩行者空間を創出する。
- (2) 関内地区とみなとみらい21地区との結節点として、横浜の新しい都市景観を創出する。
- (3) タウンマネージメントを通し、環境への配慮や、賑わいの創出など持続的な都心臨海部の魅力づくりを図る。

特定地区区域図05



■ 行為指針

(1) 港町の歴史を伝える歴史的建造物を保全活用し、それらと調和する新しい街並みの創出

- ① 生糸の物流拠点として重要な役割を果たしていた倉庫群の歴史的価値を継承するため、次の工夫をする。
 - 1) 帝蚕事務所ビルの保全や、帝蚕倉庫B号棟の保全又は概ね同位置への帝蚕倉庫C号棟の曳屋などより保全し、活用する。
 - 2) 概ね帝蚕倉庫B号棟及び帝蚕倉庫C号棟に囲まれた位置において、かつての倉庫群の歴史を伝える空間を創出する。
 - 3) 帝蚕倉庫B号棟及び同C号棟に囲まれた空間に面する建築物の外壁は、同C号棟の外壁のレンガ柱の幅及びスパンの位置や、レンガ柱上部のオーナメント、コーニスなどについて復元を行い、復元するレンガ柱には、帝蚕倉庫のレンガの積極的な活用を図る。
 - 4) 帝蚕倉庫C号棟の外壁の復元部分の上部に大屋根を設けるなど、当該復元部分と、超高層部分などの他の部分との明確な区分となる工夫をする。
- ② 歴史的建造物の価値を継承するため、次の工夫をする。
 - 1) 水際線にある歴史的護岸の復元など、港に隣接し発展した当地区の歴史を継承する。
 - 2) 万国橋ビルのファサード等の復元など、馬車道から連続する万国橋通りの歴史を継承する。
 - 3) 試験灯台の復元や、灯台設計者のRHブラントン (Richard Henry Brunton) を顕彰する機能の導入、産業遺構である荷揚げクレーンの保全活用など、港にゆかりのある歴史を継承する。
- ③ 歴史的な造形や意匠を用いてデザインする場合は、忠実に復元を行う。

(2) ゆとりある歩行者空間と魅力ある水際空間の形成と、賑わいのある街並みの創出

- ① 誰もが自由に利用できる、多様な魅力を持った空間を創出する。
 - 1) 特定地区区域図05に示す「北仲通り北地区歩行者ネットワーク」は、多様な魅力を持つ連続した歩行者空間を形成する。
 - 2) 特定地区区域図05に示す「北仲通り北地区歩行者ネットワーク」は、スロープや点字ブロックなど、だれもが安心して通行できるようユニバーサルデザインに配慮した空間とし、質の高い統一感のあるデザインとする。
 - 3) 特定地区区域図05に示す「北仲通り北地区主要な歩行者ネットワーク」は、歩行者の賑わいをもたらすゆとりある幅員の確保や、海への見通しの工夫など、地区を代表する歩行者空間にふさわしいしつらえとする。
 - 4) 特定地区区域図05に示す「北仲通り北地区歩行者ネットワーク」に設ける案内サインは、馬車道駅や、特定地区区域図05に示す「水際線のネットワーク街路」、周辺市街地などを結ぶ、来街者の円滑な回遊を促す質の高い統一感のあるデザインとする。
 - 5) 特定地区区域図05に示す「水際線のネットワーク街路」の舗装、手すり、サイン、ベンチ等は、地区全体の歴史的景観と調和した質の高い統一感のあるデザインとする。
 - 6) 特定地区区域図05に示す「北仲通り北地区補助ネットワーク街路」の位置にある、建築物の水際線沿いの低層部に、小径などを設け、界隈性を演出する。
 - 7) 駐車場への出入口等、歩道を車両が横切る部分については、デッキの設置やその他の方法により、歩行者が安心して通行できる空間とし、街並みや賑わいの連続性を阻害しない工夫をする。
 - 8) 特定地区区域図05に示す「北仲通り北地区歩行者ネットワーク」及びこれに接続する広場には、ベンチ等を設け、憩い、くつろげる空間とする。
 - 9) 特定地区区域図05に示す「広場」等は、地区にふさわしい個性のあるしつらえとする。
 - 10) 帝蚕倉庫B号棟、同C号棟、帝蚕事務所ビル等に囲まれた位置に設ける広場は、歴史的な雰囲気を感じられるデザインとする。
- ② 水際線沿いや歩行者ネットワーク沿いに、賑わいが連続する個性的で魅力ある街並みを形成する。
 - 1) 特定地区区域図05に示す「水際線のネットワーク街路」に面する建築物の2階以下の部分には、商業・業務など都

心地区にふさわしい機能を導入し、活気と賑わいのある街並みを形成する。

- 2)特定地区区域図05に示す「水際線のネットワーク街路」に面する建築物の1階の部分には、来街者による賑わいを形成する店舗等を配置し、水際線に人がにじみ出てくる形態意匠とする。
- 3)特定地区区域図05に示す「北仲通り北地区主要な歩行者ネットワーク」に面する建築物の2階以下の部分に業務・商業など都心地区にふさわしい機能を導入し、賑わいを連続的に創出する形態意匠とする。

③水際線にそって、地区の歴史性を尊重した、賑わいと潤いのある中低層の街並み空間を創出する。

- 1)特定地区区域図05に示す「水際線のネットワーク街路」に面する建築物は、アルコーブや路地的な立体通路の設置など、概ね水平方向に30mごとに分節することにより、凹凸のあるリズムカルな水際景観を創出し、ヒューマンスケールを大切に歩行者空間を形成する。
- 2)特定地区区域図05に示す「水際線のネットワーク街路」に面する建築物のファサードは、垂直方向に以下の三層構成による分節をし、港や歴史をひきたたせる街並みを形成する。
 - ・建築物の1階の部分は、レンガや石材又はこれらの質感を持つ素材等とガラスを併せた、歴史性を尊重しながらも開放性の高いデザインとする。
 - ・最上階付近の階は、壁面位置の一部後退やガラス等の素材を中心とした軽快かつ現代的な意匠への切り替えなど、圧迫感を緩和させるデザインとする。
 - ・その他の階は、レンガや石材又はこれらの質感をもつ素材を基調としたデザインとする。
- 3)特定地区区域図05に示す「水際線のネットワーク街路」に面する建築物の頭頂部は、現代的なデザインとし、「北仲通り北地区歩行者ネットワーク」や「広場」等から屋上設備が見えないよう工夫する。

④万国橋通り、栄本町線に沿って、関内の歴史を感じさせる街路沿いの連続性ある街並み空間を形成する。

- 1)万国橋通りに面する建築物は、概ね高さ21mの位置で分節化し、旧生糸検査所及び万国橋ビルと連続した街並みの形成を図る。
- 2)栄本町線に面する建築物は、高さ15mから21mの位置で分節化し、旧生糸検査所や帝蚕事務所と連続した街並みの形成を図る。
- 3)栄本町線、万国橋通りに面する建築物において、形態の分節を行った位置より下の部分は、レンガや石材又はこれらの質感を持つ素材を用い、旧生糸検査所や帝蚕事務所、万国橋ビル等との連続的な歴史的な街並みを形成する。
- 4)栄本町線、万国橋通りに面する建築物において、形態の分節を行った位置より上の部分は、圧迫感を軽減するため、壁面後退や、ガラス等の軽い素材を用いるなど、低層部とのデザインを切り替える工夫をする。
- 5)区画道路に面する建築物は、分節する高さの位置など万国橋通りや栄本町線の街並みとの連続性に配慮したデザインとする。
- 6)区画道路に面する建築物の低層部又は低層棟は、それぞれ栄本町線及び万国橋通りに面する建築物の低層部と連続した街並みの形成に配慮した素材や色彩等とする。
- 7)栄本町線、万国橋通りに面する建築物の低層部又は低層棟の頭頂部は、歴史的な建造物と明確に区分できるようなデザインを切り替え、特定地区区域図05に示す「北仲通り北地区歩行者ネットワーク」や「広場」から屋上設備が見えないよう工夫する。

⑤特定地区区域図05に示す「見通し景観線」は、みなとみらい21地区や港への見通しの確保など奥行きのある都市景観を形成する。

(3)魅力と品格のある眺望景観の形成を図る。

①群としてまとまりのある眺望景観を形成するデザインとする。

- 1)高さ45mを超える建築物の部分(超高層部分)は、特定地区区域図05に示す「超高層部分建築範囲」内とし、40m以上の適切な隣棟間隔を保った、まとまりのある超高層棟群の眺望景観となるよう工夫する。
- 2)万国橋通り、栄本町線、特定地区区域図05に示す「水際線のネットワーク街路」に面する超高層部分には、高さ31m以下の基壇部などを設け、圧迫感の軽減の工夫をする。

3)超高層部分の外壁は、次のような色彩、素材等とし、まとまりある眺望景観を形成する。

- ・外壁の基調として、空に溶け込むような明るい黄系や黄赤系、明度7以上かつ彩度1以下の色彩のものや、ガラスの素材を用いて、圧迫感を軽減の工夫をする。
- ・外壁に用いるアクセントカラーは、原則として、黄系又は黄赤系で、明度4以上かつ彩度6以下程度の過度な主張をしない色彩を用い、基調となる色彩にリズムや強弱が生まれるよう工夫する。

②みなとみらい21地区の「横浜ランドマークタワー」を中心に広がるスカイラインを形成する。

- 1)超高層部分はタワー状とし、「北仲通北再開発等促進地区地区計画」の計画図に示す視点場から、4棟の美しい調和を実現するなど、良好な眺望景観を形成する。
- 2)超高層部分の超高層階部分には、港や内陸部など周囲の景観を楽しめるような工夫を行う。
- 3)超高層部分の頭頂部は、屋上設備を遮へいするとともに、外壁の意匠を継承したり、軽快感のあるデザインに切り替えるなどの工夫を行う。

(4)エリアマネジメントによる、地区の持続的な魅力づくり

- ①馬車道創造界隈の形成を推進するため、創造界隈産業の活性化に貢献する機能を適切に配置し、地区全体の魅力を創造する。
- ②専門的かつ客観的な意見を取り入れながらエリアマネジメント活動を行うことにより、質の高い業務・商業や、住宅機能等、多様な機能により構成された都心地区にふさわしい魅力づくりと周辺の商店街と一体となった賑わい形成を図る。

(5)自然環境との調和を感じさせる景観の創出

- ①自然環境と調和した快適で潤いのある水辺空間を創出する。
 - 1)護岸における豊かな生態系に配慮し、自然石の利用など自然を感じさせる水辺の景観を形成する。
- ②緑化による潤いのある街並みを形成する。
 - 1)特定地区区域図05に示す「北仲通り北地区歩行者のネットワーク街路」は多様な緑化により、潤いのある歩行者空間を創出する。
 - 2)青空駐車場や立体駐車場、車寄せ空間、駐車場に連絡するランプ等は、特定地区区域図05に示す「北仲通り北地区主要な歩行者ネットワーク街路」や公園・広場からの良好な景観を阻害しないよう、植栽等の工夫をする。
 - 3)歩行者空間、特定地区区域図05に示す「北仲通り北地区歩行者のネットワーク街路」から望見できる広場、青空駐車場などは、高木緑化などの植栽を取り入れ、潤いのある空間とする。
 - 4)栄本町線及び万国橋通りに面する敷地のうち、当該通りに接する部分の緑化は、既存の街路樹との連続性や歴史的建造物への見通し等の確保、超高層部分による圧迫感の軽減が図れるよう、樹種や緑化位置等を工夫する。
 - 5)区画道路の歩道に面する敷地のうち、当該歩道に接する部分の緑化は、2列に植栽を施すなど緑豊かな空間を創出する。
 - 6)屋上緑化などを積極的に行う。

(6)屋外広告物は、汽車道又は行為指針図08に示す大さん橋の「眺望の視点場」からの眺望景観を阻害しない、落ち着いた広告景観を形成するものとする。

■ 景観形成基準

以下の基準に適合すること

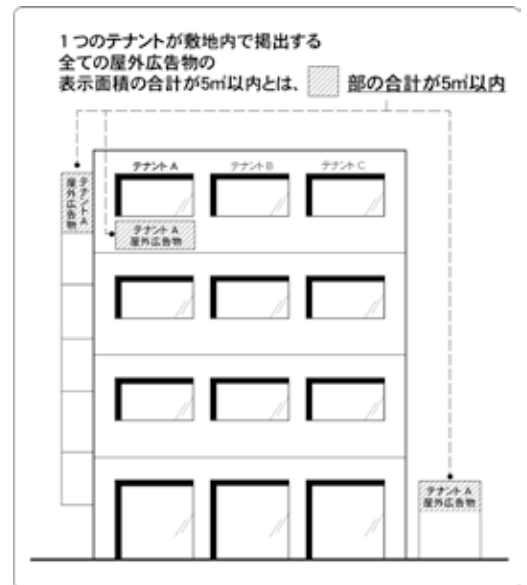
(1)屋外広告物

- ①屋上看板は、設置することができない。ただし、次の各号に適合するもの又は北仲通り北特定地区の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、行為指針図08に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めたものは、この限りでない。
 - 1)自己の住宅、店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、

- 名称、屋号、営業内容等を表示し、又は掲出物件を設置するもの
- 2) 汽車道に面する位置に設置しないもの
- 3) 行為指針図08に示す大さん橋の「眺望の視点場」に向かって設置しないもの

②壁面看板は、次の各号に適合するものとする。

- 1) 上端の高さが地上15mを超えるものは、設置しない。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。
 - a 地上からの高さが15mを超える部分の表示面積が10㎡以内で、1箇所（隣接しない壁面に設置する場合にあっては、2箇所（各箇所の表示面積が10㎡以内のものに限る。))に建築物の名称等を単色で表示するもの
 - b 汽車道に面する位置に設置せず、かつ、行為指針図08に示す大さん橋の「眺望の視点場」に向かって設置しないもので、汽車道及び港からの眺望を阻害しないと市長が認めたもの
- 2) 表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で建築物等の外壁のうち壁面看板を設置する部分と同一の色相とし、かつ、彩度を4以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。
 - a 一の建築物（当該建築物が複数のテナントに使用されている場合には、一のテナント）につき屋外広告物の表示面積の合計が5㎡以内のもの
 - b 当該外壁のアクセントとするなど、外壁と一体となったデザインで、北仲通り北特定地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたもの



③ 広告塔及び広告板は、高さを5m以下とし、かつ、歩行者の歩行を阻害しない場所に設置するものとする。

④ 建築物に設置する屋外広告物にあっては当該建築物の3階以上に設置するもの、及びその他のものにあっては屋外広告物の上端の高さを地上5m以上に設置するものに、照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 1) バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合
- 2) 催物等のために原則として7日以内に限って設置する屋外広告物で、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合

⑤ 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 1) 1面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が0.6㎡以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置する屋外広告物で、景観上支障がないと市長が認めた場合
- 2) 次の各号に適合する屋外広告物で、魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合
 - a 公益上必要な施設又は物件に表示し、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの
 - b 1面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が2㎡以下、かつ、上端の高さが地上3m以下のもの
 - c 原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行とするなど、街並み景観を阻害しないもの
 - d 表示の内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの
 - e 10秒以上静止した映像のみを表示するもの
 - f 屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの
- 3) 催物等のために原則として7日以内に限って設置する屋外広告物で、文化芸術の振興その他これに類するものに関する映像のみを表示し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合

5.6 北仲通り南特定地区ガイドライン

■ 北仲通り南特定地区の魅力ある都市景観の創造のための方針

関内地区の歴史的景観を尊重し、関内地区とみなとみらい21地区の結節点としてふさわしい街並みを形成する。

■ 行為指針

- (1) ゆとりある歩行者空間や広場の創出により、関内地区と桜木町とのネットワークと賑わいのある街並みを形成する。
- (2) 関内地区の歴史を伝える歴史的建造物に配慮した街並みを形成する。
- (3) 建築物の高層部分は、周辺的环境に配慮し、港からの魅力と品格のある眺望景観を形成する。
- (4) 屋外広告物は、自動車道又は、行為指針図08に示す大さん橋の「眺望の視点場」から見た景観と調和したものにする。

■ 景観形成基準

以下の基準に適合すること

(1) 屋外広告物

屋外広告物は、次の事項に適合するほか、自動車道又は大さん橋の「眺望の視点場」から見た眺望と調和したものにする。

① 屋上看板は、設置することができない。ただし、次の各号に適合するもの又は北仲通り南特定地区の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、行為指針図08に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。

- 1) 自己の住宅、店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等を表示し、又は掲出物件を設置するもの
- 2) 行為指針図08に示す大さん橋の「眺望の視点場」に向かって設置しないもの

② 壁面看板は、次の各号に適合するものとする。

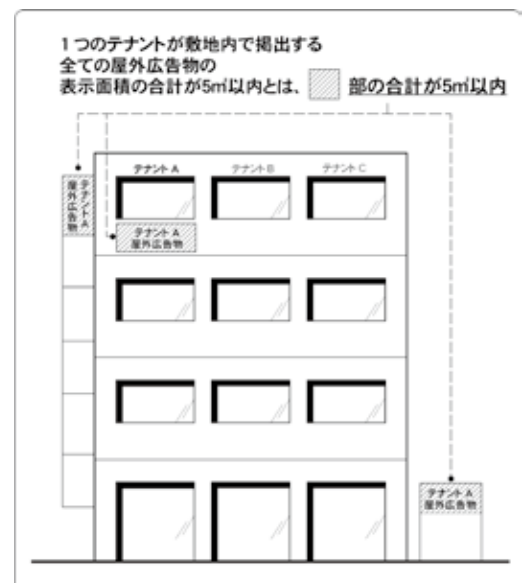
- 1) 上端の高さが地上15mを超えるものは、設置しない。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。
 - a 地上からの高さが15mを超える部分の表示面積が10㎡以内で、1箇所（隣接しない壁面に設置する場合にあっては、2箇所（各箇所の表示面積が10㎡以内のものに限る。））に建築物の名称等を単色で表示するもの
 - b 行為指針図08に示す大さん橋の「眺望の視点場」に向かって設置しないもので、自動車道及び港からの眺望を阻害しないと市長が認めたもの

2) 表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で建築物等の外壁のうち壁面看板を設置する部分と同一の色相とし、かつ、彩度を4以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。

- a 一の建築物（当該建築物が複数のテナントに使用されている場合には、一のテナント）につき屋外広告物の表示面積の合計が5㎡以内のもの
- b 当該外壁のアクセントとするなど、外壁と一体となったデザインで、北仲通り南特定地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたもの

③ 広告塔及び広告板は、高さを5m以下とし、かつ、歩行者の歩行を阻害しない場所に設置するものとする。

④ 建築物に設置する屋外広告物にあっては当該建築物の3階以上に設置するもの、及びその他のものにあっては屋外広告物の上端の高さを地上5m以上に設置するものに、照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。



- 1) バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合
 - 2) 催物等のために原則として7日以内に限って設置する屋外広告物で、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合
- ⑤屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- 1) 1面あたりの表示面積(映像装置を使用する部分に限る。)が0.6㎡以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置する屋外広告物で、景観上支障がないと市長が認めた場合
 - 2) 次の各号に適合する屋外広告物で、魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合
 - a 公益上必要な施設又は物件に表示し、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの
 - b 1面あたりの表示面積(映像装置を使用する部分に限る。)が2㎡以下、かつ、上端の高さが地上3m以下のもの
 - c 原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行とするなど、街並み景観を阻害しないもの
 - d 表示の内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの
 - e 10秒以上静止した映像のみを表示するもの
 - f 屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの
 - 3) 催物等のために原則として7日以内に限って設置する屋外広告物で、文化芸術の振興その他これに類するものに関する映像のみを表示し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合

5.7 準特定地区のガイドライン

大さん橋及び象の鼻周辺準特定地区

■ 大さん橋及び象の鼻周辺準特定地区の魅力ある都市景観の創造のための方針

開港の歴史を伝える波止場としての歴史的景観と大さん橋ふ頭の横浜の玄関口としてふさわしい景観を形成する。

■ 行為指針

- (1) 象の鼻周辺では、開港の歴史を象徴した、象の鼻の波止場をシンボルとして、歴史を感じさせるゆとりある広場空間を形成する。
- (2) 横浜港大さん橋国際客船ターミナルでは、船のような揺れの質感を持った外観と調和した港空間を形成する。
- (3) 港からの品格のある眺望景観を形成する。
- (4) 屋外広告物は、行為指針図08に示す大さん橋又は赤レンガパークの「眺望の視点場」から見た景観に調和したものに
する。

■ 景観形成基準

以下の基準に適合すること

(1) 屋外広告物

屋外広告物は、次の事項に適合するほか、行為指針図08に示す大さん橋又は赤レンガパークの「眺望の視点場」から見た眺望に調和したものとす。

①屋上看板は、設置することができない。ただし、次の各号に適合するものは、この限りでない。

- 1) 自己の住宅、店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等を表示し、又は掲出物件を設置するもの
- 2) 行為指針図08に示す大さん橋又は赤レンガパークの「横浜三塔への眺望の視点場」に向かって設置しないもの
- 3) 海岸通り又はこの街路に面する位置に設置しないもの

②屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 1) 1面あたりの表示面積(映像装置を使用する部分に限る。)が0.6㎡以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置する屋外広告物で、景観上支障がないと市長が認めた場合
- 2) 次の各号に適合する屋外広告物で、魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合
 - a 公益上必要な施設又は物件に表示し、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの
 - b 1面あたりの表示面積(映像装置を使用する部分に限る。)が2㎡以下、かつ、上端の高さが地上3m以下のもの
 - c 原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行とするなど、街並み景観を阻害しないもの
 - d 表示の内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの
 - e 10秒以上静止した映像のみを表示するもの
 - f 屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの
- 3) 催物等のために原則として7日以内に限って設置する屋外広告物で、文化芸術の振興その他これに類するものに関する映像のみを表示し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合

海岸通り準特定地区

■ 海岸通り準特定地区の魅力ある都市景観の創造のための方針

港町として栄えた歴史を伝える歴史的建造物と調和した落ち着いた落ち着きのある景観を形成する。

■ 行為指針

- (1) 特徴のある歴史的建造物が存する特性と港に接する立地を生かし、港町の雰囲気や開港の歴史を感じられる街並み、空間を形成する。
- (2) 港からの品格のある眺望景観を形成する。
- (3) 行為指針図05に示す「見通し景観形成街路」では、見通しの対象物となる歴史的建造物が引き立つ魅力ある街路空間を形成する。
- (4) 屋外広告物は、行為指針図08に示す大さん橋又は赤レンガパークの「眺望の視点場」から見た景観や海岸通り沿いの景観と調和したものにする。また、行為指針図05に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する屋外広告物は、「見通し景観」を阻害しない規模、位置、デザインにし、かつ、横浜三塔への眺望の後景エリアに設置する屋外広告物は、横浜三塔への眺望を阻害しない位置、規模、デザインにする。

■ 景観形成基準

以下の基準に適合すること

(1) 屋外広告物

屋外広告物は、次の事項に適合するほか、大さん橋又は赤レンガパークの「眺望の視点場」から見た景観や海岸通り沿いの景観と調和したものにする。また、「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する屋外広告物は、「見通し景観」を阻害しない規模、位置、デザインにし、かつ、横浜三塔への眺望の後景エリアに設置する屋外広告物は、横浜三塔への眺望を阻害しない位置、規模、デザインにする。

- ① 屋上看板は、設置することができない。ただし、次の各号に適合するもの又は海岸通り準特定地区の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、行為指針図08に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。

- 1) 自己の住宅、店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等を表示し、又は掲出物件を設置するもの
- 2) 海岸通り、みなと大通り、万国橋通り又はこれらの街路に面する位置に設置しないもの
- 3) 行為指針図08に示す大さん橋又は赤レンガパークの「横浜三塔への眺望の視点場」に向かって設置しないもの

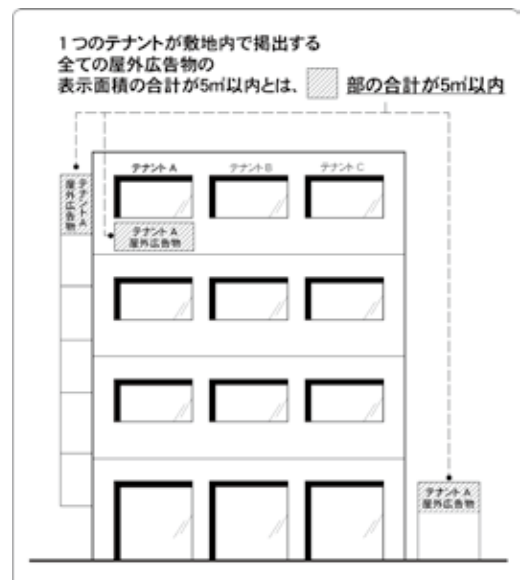
- ② 壁面看板は、次の各号に適合するものとする。

- 1) 上端の高さを地上15m以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。

- a 地上からの高さが15mを超える部分の表示面積が10㎡以内で、1箇所（隣接しない壁面に設置する場合にあつては、2箇所（各箇所の表示面積が10㎡以内のものに限る。））に建築物の名称等を単色で表示するもの
- b みなとみらい21新港地区又は行為指針図08に示す大さん橋の「眺望の視点場」に向かって設置せず、かつ、海岸通り準特定地区の街並み景観を阻害しないと市長が認めたもの

- 2) 表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で建築物等の外壁のうち壁面看板を設置する部分と同一の色相とし、かつ、彩度を4以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。

- a 一の建築物（当該建築物が複数のテナントに使用されている場合には、一のテナント）につき屋外広告物の表示面積の合計が5㎡以内のもの
- b 当該外壁のアクセントとするなど、外壁と一体となったデザインで、海岸通り準特定地区の魅力ある景観形成に寄与すると市長が認めたもの



- ③行為指針図05に示す「見通し景観形成街路」又はこれらの街路に面する位置に設置する広告塔及び広告板は、表示面の向きを当該「見通し景観形成街路」に対して概ね平行に設置するものとする。
- ④そで看板は、次の各号に適合するものとする。
- 1) 行為指針図05に示す「見通し景観形成街路」又はこれらの街路に面する位置に設置するもの及び行為指針図08に示す「後景エリア」内のみなと大通り又はこの街路に面する位置に設置するものは、表示面の背景色(地の色)及び表示面以外の部分の色彩を、マンセル表色系で無彩色とする。ただし、「見通し景観形成街路」又はこれらの街路に面する位置に設置するもので、表示面積の合計が5㎡以内のものは、この限りでない。
 - 2) 行為指針図08に示す「後景エリア」内のみなと大通り又はこの街路に面する位置に設置するもので、上端の高さが地上15mを超えるものは、表示面をみなとみらい21新港地区及び行為指針図08に示す大さん橋の「横浜三塔への眺望の視点場」に向かって設置しないものとする
- ⑤屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- 1) バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合
 - 2) 催物等のために原則として7日以内に限って設置する屋外広告物で、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合
- ⑥行為指針図05に示す「見通し景観形成街路」又はこれらの街路に面する位置に設置する屋外広告物に、常時点滅する照明装置があるものを使用することができない。
- ⑦屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- 1) 1面あたりの表示面積(映像装置を使用する部分に限る。)が0.6㎡以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置する屋外広告物で、景観上支障がないと市長が認めた場合
 - 2) 次の各号に適合する屋外広告物で、魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合
 - a 公益上必要な施設又は物件に表示し、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの
 - b 1面あたりの表示面積(映像装置を使用する部分に限る。)が2㎡以下、かつ、上端の高さが地上3m以下のもの
 - c 原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行とするなど、街並み景観を阻害しないもの
 - d 表示の内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの
 - e 10秒以上静止した映像のみを表示するもの
 - f 屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの
 - 3) 催物等のために原則として7日以内に限って設置する屋外広告物で、文化芸術の振興その他これに類するものに関する映像のみ表示し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合

関内中央準特定地区

■ 関内中央準特定地区の魅力ある都市景観の創造のための方針

関内地区の中央付近に位置し、小規模な飲食店等が連なる現在の賑わいや街並みを伸長し、他の地区にはない個性的な街並みを形成する。

■ 行為指針


- (1) 馬車道周辺特定地区や日本大通り特定地区といった個性とは異なった独自の個性を育成し、特徴のある街並みを形成する。
- (2) 横浜公園や日本大通り特定地区に面しては、これらの街並みに調和した落ち着いた街並みを形成する。
- (3) 港からの品格と魅力のある眺望景観を形成する。
- (4) 行為指針図05に示す「見通し景観形成街路」では、見通しの対象物となる歴史的建造物が引き立つ魅力ある街路空間を形成する。
- (5) 屋外広告物は、秩序ある街路景観を形成するものにする。また、行為指針図05に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する屋外広告物は、「見通し景観」を阻害しない規模、位置、デザインにし、かつ、横浜三塔への眺望の後景エリアに設置する屋外広告物は、横浜三塔への眺望を阻害しない位置、規模、デザインにする。

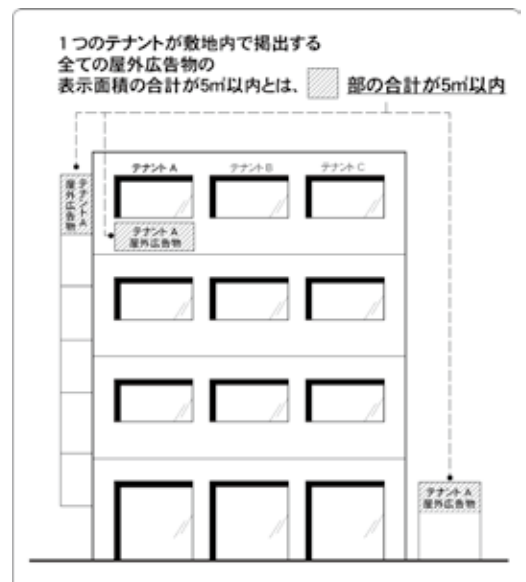
■ 景観形成基準

以下の基準に適合すること

(1) 屋外広告物

屋外広告物は、次の事項に適合するほか、秩序ある街路景観を形成するものにする。また、「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する屋外広告物は、「見通し景観」を阻害しない規模、位置、デザインにし、かつ、横浜三塔への眺望の後景エリアに設置する屋外広告物は、横浜三塔への眺望を阻害しない位置、規模、デザインにする。

- ① 南仲通りから海岸通り準特定地区側の街区では、屋上看板は、設置することができない。ただし、次の各号に適合するもの又は関内中央準特定地区の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、行為指針図08に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。
 - 1) 自己の住宅、店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等を表示し、又は掲出物件を設置するもの
 - 2) みなと大通り又はこの街路に面する位置に設置しないもの
 - 3) 行為指針図08に示す大さん橋及び赤レンガパークの「横浜三塔への眺望の視点場」に向かって設置しないもの
- ② みなと大通り又はこの街路に接する敷地（本町通りに接する街区及び行為指針図08に示す「後景エリア」内は除く。）に設置する屋上看板は、次の各号に適合するものとする。
 - 1) 上端から下端までの高さを4m以下とする。
 - 2) 表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で無彩色とする。
- ③ 行為指針図08に示す「後景エリア」内又は行為指針図05に示す「見通し景観形成街路」若しくはこれらの街路に面する位置に設置する壁面看板は、次の各号に適合するものとする。
 - 1) 表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で建築物等の外壁のうち壁面看板を設置する部分と同一の色相とし、かつ、彩度を4以下とする。ただし、一の建築物（当該建築物が複数のテナントが敷地内で掲出する全ての屋外広告物の表示面積の合計が5㎡以内とは、部の合計が5㎡以内



ナントに使用されている場合には、一のテナント)につき屋外広告物の表示面積の合計が5㎡以内のものは、この限りでない。

2)「後景エリア」内で、上端の高さが地上15mを超える壁面看板は、行為指針図08に示す大さん橋及び赤レンガパークの「横浜三塔への眺望の視点場」に向かって設置しない。ただし、地上15mを超える部分の表示面積の合計が10㎡以内のもので、かつ、建築物の名称等を単色で表示するものについては、この限りでない。

④行為指針図05に示す「見通し景観形成街路」又はこれらの街路に面する位置に設置する広告塔及び広告板は、表示面の向きを当該「見通し景観形成街路」に対して概ね平行に設置するものとする。

⑤行為指針図05に示す「見通し景観形成街路」又はこれらの街路に面する位置に設置する看板は、表示面の背景色(地の色)及び表示面以外の部分を無彩色とする。ただし、表示面積の合計が5㎡以内のものは、この限りでない。

⑥行為指針図08に示す「後景エリア」のみなど大通り又はこの街路に面する位置に設置する看板は、次の各号に適合するものとする。

1) 上端の高さが地上15mを超えるものは、表示面を行為指針図08に示す大さん橋及び赤レンガパークの「横浜三塔への眺望の視点場」に向かって設置しない。

2) 表示面の背景色(地の色)及び表示面以外の部分の色彩は、マンセル表色系で無彩色とする。

⑦行為指針図05に示す「見通し景観形成街路」又はこれらの街路に面する位置に設置する屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

1) バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合

2) 催物等のために原則として7日以内に限って設置する屋外広告物で、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合

⑧行為指針図05に示す「見通し景観形成街路」又はこれらの街路に面する位置に設置する屋外広告物に、常時点滅する照明装置があるものを使用することができない。

⑨行為指針図05に示す「見通し景観形成街路」又はこれらの街路に面する位置に設置する屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

1) 1面あたりの表示面積(映像装置を使用する部分に限る。)が0.6㎡以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置する屋外広告物で、景観上支障がないと市長が認めた場合

2) 次の各号に適合する屋外広告物で、魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合

a 公益上必要な施設又は物件に表示し、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの

b 1面あたりの表示面積(映像装置を使用する部分に限る。)が2㎡以下、かつ、上端の高さが地上3m以下のもの

c 原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行とするなど、街並み景観を阻害しないもの

d 表示の内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの

e 10秒以上静止した映像のみを表示するもの

f 屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの

3) 催物等のために原則として7日以内に限って設置する屋外広告物で、文化芸術の振興その他これに類するものに関する映像のみ表示し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合

吉浜町周辺準特定地区

■ 吉浜町周辺準特定地区の魅力ある都市景観の創造のための方針

関内地区の玄関口としての魅力ある景観を創出し、山手の丘などからの魅力ある眺望景観を形成する。

■ 行為指針

- (1) 山手の丘や堀川の対岸からの魅力と品格のある眺望景観を創出する。
- (2) 屋外広告物は、秩序ある街並みを形成するものにする。

■ 景観形成基準

以下の基準に適合すること

(1) 屋外広告物

屋外広告物は、次の事項に適合するほか、秩序ある街並みを形成するものにする。

- ① 屋上看板は、設置することができない。ただし、吉浜町周辺準特定地区の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、行為指針図08に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。
- ② 上端の高さが地上15mを超える壁面看板は、行為指針図08に示す横浜外国人墓地又は山手イタリア山庭園の「眺望の視点場」に向かって設置しないものとする。ただし、地上からの高さが15mを超える部分の表示面積が10㎡以内で、1箇所（隣接しない壁面に設置する場合にあっては、2箇所（各箇所の表示面積は10㎡以内のものに限る。））に建築物の名称等を単色で表示するものは、この限りでない。
- ③ 広告塔及び広告板は、高さを5m以下とし、かつ、歩行者の歩行を阻害しない位置に設置するものとする。

関内西準特定地区

■ 関内西準特定地区の魅力ある都市景観の創造のための方針

活気と賑わいのある景観を創出し、大岡川と調和した街並みを形成する。

■ 行為指針

- (1) 馬車道周辺特定地区や北仲通り北特定地区、北仲通り南特定地区と融和し、桜木町駅からの関内地区の玄関口となる地区として、賑わいの連続性を創出する。
- (2) 大岡川や桜木町との関わりを強め、それらとの結節点としての役割を担う地区として、空間を形成する。

6. 景観重要公共施設ガイドライン

景観重要公共施設においては、バリアフリー化の促進など歩行者や利用者の安全性と快適性を高めつつ、その周辺の街並みの特性に配慮した良好な景観の形成に向けて、このガイドラインを達成するものとする。



《日本大通り》

(1) 道路の整備に関する事項

整備に関する事項は次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの若しくは日本大通り特定地区の方針に沿ってデザインされているものを整備する行為、交通の安全を確保するため道路における交通環境の改善に係る行為のうち軽易なもの、通常管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は原状復旧にかかる行為は、この限りでない。

- ① さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、車両の運転者の視線を誘導するための施設、その他道路の付属物となる工作物及びこれらに付随する柱等の形状は、歴史的建造物が多く立地し、開港の歴史を伝える格調高い街並みに調和するものとする。
- ② さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、その他道路の付属物となる工作物並びにこれらに付随する柱等及び器具の色彩は、マンセル表色系で色相2.5G、明度4.0、彩度1.0を目安とする。
- ③ 道路標識、道路情報管理施設及び道路の付属物に付随する設備の大きさは、これらの機能を確保又は維持できる範囲で小さいものとする。
- ④ 歩道の舗装は、日本大通りの歴史的建造物やイチョウ並木と調和する錆御影石などの重厚な素材のものを使用する。
- ⑤ イチョウは自然樹形を生かし、港に向かって連続したイチョウ並木の景観を維持する。

(2) 占用許可の基準(道路法第32条)

占用許可の基準は次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの又は既に受けている占用許可の更新を行うもの(外観の変更を生じないものに限る。)は、この限りでない。

- ① 良好な街並みを維持するために、新たに設ける電柱・電線等、公衆電話所等、広告塔、彫刻・碑等、突出看板、立看板等、添加看板、添加広告及び上空通路は、設けることはできない。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。
 - 1) 既に占用許可を受けている広告塔、突出看板、立看板等、添加看板及び添加広告の表示面の更新で、表示面の背景色(地の色)を無彩色とするもの
 - 2) 催物等のために一時的に設ける立看板等、添加看板又は添加広告で、それらのデザインが景観上支障のないもの
- ② 新たに設ける街灯等、公衆用ごみ容器、フラワーポット、ベンチ、掲示板又は案内標識等の形状は、歴史的建造物が多く立地し、開港の歴史を伝える格調高い街並みに調和するものとする。
- ③ 新たに設ける変圧塔等、光アクセス装置等の形状は、これらの機能を確保又は維持できる範囲で、歴史的建造物が多く立地し、開港の歴史を伝える格調高い街並みに調和するものとする。
- ④ 街灯等、変圧塔等、光アクセス装置等、公衆用ごみ容器、フラワーポット、ベンチ、掲示板(表示面は除く。)、案内標識等及び道路標識並びにこれらに付随する柱等及び器具の色彩は、マンセル表色系で色相2.5G、明度4.0、彩度1.0を目安としたものを基調とすること。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。
 - 1) 公衆用ごみ容器、フラワーポット、案内標識等で、催物等のために一時的に設けるもの
 - 2) 既に占用許可を受けている物件で、外観を変更することとなる行為が生じないもの

《山下公園通り》

(1) 道路の整備に関する事項

整備に関する事項は次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの若しくは山下町特定地区山下公園通りゾーンの方針に沿ってデザインされているものを整備する行為、交通の安全を確保するため道路における交通環境の改善に係る行為のうち軽易なもの、通常の管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は原状復旧にかかる行為は、この限りでない。

- ① さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、車両の運転者の視線を誘導するための施設、その他道路の付属物となる工作物及びこれらに付随する柱等の形状は、山下公園や港に面した環境、歴史ある格調高い街並みに調和するものとする。
- ② さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、車両の運転者の視線を誘導するための施設、その他道路の付属物となる工作物並びにこれらに付随する柱等及び器具の色彩は、ダークグレー（マンセル表色系で色相10Y、明度3.0、彩度0.2を目安）とする。
- ③ 道路標識、道路情報管理施設及び道路の付属物に付随する設備の大きさは、これらの機能を確保又は維持できる範囲で小さいものとする。
- ④ 歩道の舗装は、山下公園や港に面した環境、歴史ある格調高い街並みと調和する重厚な素材のものを使用する。
- ⑤ イチョウはできる限り自然樹形に近いものとし、連続したイチョウ並木の景観を維持する。

(2) 占用許可の基準（道路法第32条）

占用許可の基準は次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの又は既に受けている占用許可の更新を行うもの（外観の変更を生じないものに限る。）は、この限りでない。

- ① 良好な街並みを維持するために、新たに設ける電柱・電線等、公衆電話所等、広告塔、彫刻・碑等、突出看板、立看板等、添加看板、添加広告及び上空通路は、設けることはできない。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。
 - 1) 既に占用許可を受けている広告塔、突出看板、立看板等、添加看板又は添加広告の表示面の更新で、表示面の背景色（地の色）を無彩色とするもの
 - 2) 催物等のために一時的に設ける立看板等、添加看板又は添加広告で、それらのデザインが景観上支障のないもの
- ② 新たに設ける街灯等、公衆用ごみ容器、フラワーポット、ベンチ、掲示板又は案内標識等の形は、山下公園や港、歴史ある格調高い街並みに調和するものとする。
- ③ 新たに設ける変圧塔等、光アクセス装置等の形状は、これらの機能を確保又は維持できる範囲で、山下公園や港、歴史ある格調高い街並みに調和するものとする。
- ④ 街灯等、変圧塔等、光アクセス装置等、公衆用ごみ容器、フラワーポット、ベンチ、掲示板（表示面は除く。）、案内標識等及び道路標識並びにこれらに付随する柱等及び器具の色彩は、ダークグレー（マンセル表色系で色相10Y、明度3.0、彩度0.2を目安）を基調とすること。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。
 - 1) 公衆用ごみ容器、フラワーポット、案内標識等で、催物等のために一時的に設けるもの
 - 2) 既に占用許可を受けている物件で、外観を変更することとなる行為が生じないもの
- ⑤ 日よけについては、設けることはできない。ただし、歴史的建造物又はその付属物として、周辺の街並みと調和する形態意匠と認められる場合は、この限りでない。

《馬車道》

(1) 道路の整備に関する事項

整備に関する事項は次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの若しくは馬車道周辺特定地区の方針に沿ってデザインされているものを整備する行為、交通の安全を確保するため道路における交通環境の改善に係る行為のうち軽易なもの、通常の管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は原状復旧にかかる行為は、この限りでない。

- ① さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、車両の運転者の視線を誘導するための施設、その他道路の付属物となる工作物及びこれらに付随する柱等の形状は、馬車道の個性を生かしたものとする。
- ② さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、車両の運転者の視線を誘導するための施設、その他道路の付属物となる工作物並びにこれらに付随する柱等及び器具の色彩は、ダークブラウン（マンセル表色系で色相10YR、明度2.0、彩度1.0を目安）、ダークグレー（マンセル表色系で色相10Y、明度3.0、彩度0.2を目安）又はダークグリーン（マンセル表色系で色相2.5G、明度3.0、彩度1.0を目安）とし、同一種類のものは同一の色彩を使用するものとする。
- ③ 道路標識、道路情報管理施設及び道路の付属物に付随する設備の大きさは、これらの機能を確保又は維持できる範囲で小さいものとする。
- ④ 歩道の舗装は、馬車道の雰囲気にあったレンガなどの素材のものを使用する。

(2) 占用許可の基準（道路法第32条）

占用許可の基準は次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの又は既に受けている占用許可の更新を行うもの（外観の変更を生じないものに限る。）は、この限りでない。

- ① 街灯等、変圧塔等、光アクセス装置等、公衆用ごみ容器、フラワーポット、ベンチ、掲示板（表示面は除く。）、案内標識等及び道路標識並びにこれらに付随する柱等及び器具の色彩は、ダークブラウン（マンセル表色系で色相10YR、明度2.0、彩度1.0を目安）、ダークグレー（マンセル表色系で色相10Y、明度3.0、彩度0.2を目安）又はダークグリーン（マンセル表色系で色相2.5G、明度3.0、彩度1.0を目安）を基調とすること。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。

- 1) 案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの
- 2) 公衆用ごみ容器、フラワーポット、案内標識等で、催物等のために一時的に設けるもの
- 3) 既に受けている占用許可の更新を行う物件（外観の変更を生じないものに限る。）で、外観を変更することとなる行為が生じないもの

《関内駅南口前》

(1) 道路の整備に関する事項

整備に関する事項は次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの若しくは関内駅前特定地区の方針に沿ってデザインされているものを整備する行為、交通の安全を確保するため道路における交通環境の改善に係る行為のうち軽易なもの、通常管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は原状復旧にかかる行為は、この限りでない。

- ① さく、駒止、街灯、道路標識、その他道路の付属物となる工作物及びこれらに付随する柱等の形状は、関内地区の玄関口としての風格や、活気と賑わいのある景観を創出し、魅力的でゆとりある駅前空間を形成するものとする。
- ② さく、駒止、街灯、道路標識、その他道路の付属物となる工作物並びにこれらに付随する柱等及び器具の色彩は、ダークブラウン（マンセル表色系で色相10YR、明度2.0、彩度1.0を目安）又はダークグレー（マンセル表色系で色相10Y、明度3.0、彩度0.2を目安）とし、同一種類のものは同一の色彩を使用するものとする。
- ③ 並木などの植栽により潤いのある歩行者空間を形成する。

(2) 占用許可の基準（道路法第32条）

占用許可の基準は次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの又は既に受けている占用許可の更新を行うもの（外観の変更を生じないものに限る。）は、この限りでない。

- ① 良好な街並みを維持するために、新たに設ける電柱・電線等、公衆電話所等、広告塔、彫刻・碑等、突出看板、立看板等、添加看板又は添加広告は、設けることはできない。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。
 - 1) 既に占用許可を受けている広告塔、突出看板、立看板等、添加看板又は添加広告の表示面の更新で、表示面の背景色（地の色）を無彩色とするもの
 - 2) 催物等のために一時的に設ける立看板等、添加看板又は添加広告で、それらのデザインが景観上支障のないもの
- ② 新たに設ける街灯等、公衆用ごみ容器、フラワーポット、ベンチ、掲示板又は案内標識等の形状は、関内地区の玄関口としての風格のある街並みに調和するものとする。
- ③ 新たに設ける変圧塔等、光アクセス装置等の形状は、これらの機能を確保又は維持できる範囲で、関内地区の玄関口としての風格のある街並みに調和するものとする。
- ④ 街灯等、変圧塔等、光アクセス装置等、公衆用ごみ容器、フラワーポット、ベンチ、掲示板（表示面は除く。）、案内標識等及び道路標識並びにこれらに付随する柱等及び器具の色彩は、ダークブラウン（マンセル表色系で色相10YR、明度2.0、彩度1.0を目安）又はダークグレー（マンセル表色系で色相10Y、明度3.0、彩度0.2を目安）を基調とすること。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。
 - 1) 公衆用ごみ容器、フラワーポット、案内標識等で、催物等のために一時的に設けるもの
 - 2) 既に占用許可を受けている物件で、外観を変更することとなる行為が生じないもの

《見通し景観形成街路》

(1) 道路の整備に関する事項

整備に関する事項は次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの若しくは「見通し景観」の形成を図ることを目的にデザインされているものを整備する行為、交通の安全を確保するため道路における交通環境の改善に係る行為のうち軽易なもの、通常の管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は原状復旧にかかる行為は、この限りでない。

- ① さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、その他道路の付属物となる工作物及びこれらに付随する柱等は、これらの機能を確保又は維持できる範囲で「見通し景観」の形成を阻害しない位置、規模及び形状とする。
- ② さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、その他道路の付属物となる工作物並びにこれらに付随する柱等及び器具の色彩は、ダークグレー（マンセル表色系で色相10Y、明度3.0、彩度0.2を目安）又はダークブラウン（マンセル表色系で色相10YR、明度2.0、彩度1.0を目安）とし、同一種類のものは同一の色彩を使用するものとする。

(2) 占用許可の基準（道路法第32条）

占用許可の基準は次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの又は既に受けている占用許可の更新を行うもの（外観の変更を生じないものに限る。）は、この限りでない。

- ① 「見通し景観」の確保のために、新たに設ける電柱等、公衆電話所等、広告塔、彫刻・碑等、突出看板、立看板等、添加看板又は添加広告は、設けることはできない。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。
 - 1) 既に占用許可を受けている広告塔、突出看板、立看板等、添加看板又は添加広告の表示面の更新で、表示面の背景色（地の色）を無彩色とするもの
 - 2) 催物等のために一時的に設ける立看板等、添加看板又は添加広告で、それらのデザインが景観上支障のないもの
- ② 新たに設ける上空通路の壁面は透過性の高いものとし、通路の路面からの高さは10m以上とすること。
- ③ 新たに設ける街灯等、公衆用ごみ容器、フラワーポット、ベンチ、掲示板又は案内標識等は、「見通し景観」の形成を阻害しない位置、規模及び形状とすること。
- ④ 新たに設ける変圧塔等、光アクセス装置等は、これらの機能を確保又は維持できる範囲で、「見通し景観」の形成を阻害しない位置、規模及び形状とすること。
- ⑤ 街灯等、変圧塔等、光アクセス装置等、公衆用ごみ容器、フラワーポット、ベンチ、掲示板、案内標識等及び道路標識並びにこれらに付随する柱等及び器具の色彩は、ダークグレー（マンセル表色系で色相10Y、明度3.0、彩度0.2を目安）又はダークブラウン（マンセル表色系で色相10YR、明度2.0、彩度1.0を目安）を基調とすること。ただし、既に占用許可を受けている物件で、外観を変更することとなる行為が生じないものは、この限りでない。

《横浜公園》

■方針

開港当時から歴史と、日本大通りに隣接する関内地区の中心という立地を生かして、横浜を代表する良好な景観を形成する公園とする。

(1) 都市公園の整備に関する事項及び都市公園法第5条第1項の許可の基準

整備に関する事項及び都市公園法第5条第1項の許可の基準は次のとおりとする。ただし、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているものを整備する行為、通常管理行為、補修行為、緊急に対応が必要な行為又は原状復旧にかかる行為は、この限りでない。

- ① 公園内の設備及び施設などは、関内地区の中心に立地する歴史ある公園としてふさわしい形態意匠とする。
- ② 公園周囲のスクラッチタイルの塀が形成する、周辺の建築物と調和した景観を維持する。
- ③ 日本大通り及びみなと大通りに面している出入口部分は、人々が滞留することができるゆとりある空間を保全する。
- ④ 公園内の設備及び施設などに設置する屋外広告物は、広告面の背景色(地の色)を当該屋外広告物が設置される外壁と同じ色又は無彩色とする。

(2) 占用許可の基準(都市公園法第7条)

占用許可の基準は次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令で定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの又は既に受けている占用許可の更新を行うもの(外観の変更を生じないものに限る。)は、この限りでない。

- ① 公園内の設備、施設及び占用物は、横浜公園から港への通景の視点場や港から見た際のアイストップとして支障のない位置に配置し、関内地区の中心に立地する歴史ある公園としてふさわしい形態意匠とすること。
- ② 屋外広告物については、次に掲げるものを除き設けることはできない
 - 1) 横浜スタジアム(横浜スタジアムに付属する人工台地を含む。)に設置するもの
 - 2) 催物等のために一時的に設けるもので、景観上支障のないもの
 - 3) 公園内の設備及び施設などに設置する屋外広告物で、広告面の背景色(地の色)を当該屋外広告物が設置される外壁と同じ色又は無彩色としたもの

《山下公園》

■方針

港に面した臨海公園という性格と、山下公園通りと接するなど歴史的景観を有する特徴を生かし、市民に親しまれる良好な景観を形成する公園とする。

(1) 都市公園の整備に関する事項及び都市公園法第5条第1項の許可の基準

整備に関する事項及び都市公園法第5条第1項の許可の基準は次のとおりとする。ただし、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているものを整備する行為、通常管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は原状復旧にかかる行為は、この限りでない。

- ①公園内の設備及び施設などは、「見通し景観形成街路」からの山下公園を通して港や氷川丸への見通しや港からの眺望を妨げない配置とし、港の雰囲気と調和した形態意匠とする。
- ②インド水塔などの歴史的な建造物を保全する。
- ③公園内の植栽は、「見通し景観形成街路」からの港や氷川丸への見通しに対して配慮した配置とする。
- ④公園内の設備及び施設などに設置する屋外広告物は、広告面の背景色(地の色)を当該屋外広告物が設置される外壁と同じ色又は無彩色とする。

(2) 占用許可の基準(都市公園法第7条)

占用許可の基準は次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令で定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの又は既に受けている占用許可の更新を行うもの(外観の変更を生じないものに限る。)ものは、この限りでない。

- ①公園内の設備、施設及び占用物は、山下公園通り又は「見通し景観形成街路」から山下公園を通して港や氷川丸への見通しや港からの眺望を妨げない配置とし、港の雰囲気と調和した形態意匠とする。
- ②屋外広告物については、次に掲げるものを除き設けることはできない。
 - 1) 催物等のために一時的に設けるもので、景観上支障のないもの
 - 2) 公園内の設備及び施設などに設置する屋外広告物で、広告面の背景色(地の色)を当該屋外広告物が設置される外壁と同じ色又は無彩色としたもの

7. 用語解説

関内地区都市景観形成ガイドラインで使用される用語をここで解説する。

〈空地〉

歩道状空地

景観計画、地区計画、建築基準法等の規定に基づき道路に沿って設ける、主に人が歩行するための空地。これらの規定以外にも、主に人が歩行するための空地で、原則として歩道に沿って配置され、歩道と一体的に整備されたものも含む。

広場状空地

主に人が滞留するために利用する空地で、道路や歩道状空地などから容易に出入りが可能な位置に配置されたものをいう。

〈街路〉

歩行者ネットワーク街路

関内地区の歩行者の回遊性を高め、まちの楽しさや賑わいを創出するために設定した街路。関内地区の各エリアを結ぶネットワーク街路、水際線のネットワーク街路、商業のネットワーク街路の3種類があり、主要な街路を補完するものとしてそれぞれに補助ネットワーク街路がある。

関内地区の各エリアを結ぶネットワーク街路

歩行者ネットワーク街路のうち、主に関内地区を縦断、横断する経路、関内地区内を往来する経路を指定。

水際線のネットワーク街路

歩行者ネットワーク街路のうち、港に面した経路を指定。

商業のネットワーク街路

歩行者ネットワーク街路のうち、賑わいの集積がある又は求められる経路を指定。

補助ネットワーク街路

3種類のネットワーク街路のうち、主要なネットワーク同士を結ぶ役割をもつ経路を指定。

重点歩行者ネットワーク街路

歩行者ネットワーク街路のうち、低層部の賑わいや歩行空間の連続性が特に求められる街路を指定。

〈建築物の部分〉

建築物の低層部

建築物の高さ0mから15m又は20mまでの部分。歩行者空間に影響の大きい高さで、まちの賑わいを形成するのに重要な層。

建築物の中低層部

建築物の高さ20mから31mまでの部分。関内地区の建築物の標準的な高さで、関内地区の伝統的な街並みを形成している層。

建築物の中層部

建築物の高さ31mから45mまでの部分。関内地区の大通りなどに見られる比較的新しい街並みを形成している層。

建築物の高層部

建築物の高さ45mから75mまでの部分。関内地区内だけでなく、関内地区外からも望めることから、関内地区の新しい景観を形成する

上で重要な層。

柱廊

建築物の低層部分に設けられた、外壁と列柱に囲まれた半屋外の通路空間。屋根付きの廊下状になっているため、雨や強い日差しを避けることができ、歩行空間や滞留空間として利用される。

スクラッチタイル

タイルの表面を櫛(くし)引きして平行の溝をつくったタイル。日本大通りに面する神奈川県庁本庁舎や旧関東財務局など昭和初期に建てられた歴史的建造物に多く見られる。

ルーバー

羽板を縦又は横に組んで取り付けたもので、一般的には日照、通風を遮蔽するものとして設置されるが、景観を阻害する要素を遮蔽するものとしても効果がある。

ファニチャー

日よけやバナー等建築物に付属するものや、案内板やベンチ、車止め等敷地内空地に設ける備品をいう。通りの親密感や個性、賑わいの創出に貢献する。

〈色彩〉

マンセル表色系

色を表現する際に一般的に用いられる値で、「色相」、「明度」、「彩度」の3つの要素で表される。

色相

色味のことで赤(R)系、黄赤(YR)系、黄(Y)系、緑黄(GY)系、緑(G)系、青緑(BG)系、青(B)系、紫青(PB)系、紫(P)系、赤紫(RP)系の環状に表される10種類からなる。ひとつの色相はさらに0から10までの数字を組み合わせて表示される(一般的には2.5、5.0、7.5、10.0)。

明度

色の明るさを0から10までの数値で示し、10に近いほど明るい色になる。本ガイドラインでは、明度0～2.9を「低明度」、明度3.0～5.9を「中明度」、明度6.0～8.9を「高明度」、明度9.0～10.0を「白・オフホワイト」として表記する。

彩度

色の鮮やかさを示し、無彩色を彩度0として、数値が大きいほど鮮やかな色になる。

〈眺望景観〉

見通し景観

定めた視点場から、街路の先に見える港(海水面)や歴史的建造物などの対象物と、当該街路沿いの建築物等がその対象物を引き立てるように構成された景観をいう。本ガイドラインでは、本町通りから歴史的建造物や港が望める4本の街路(「見通し景観形成街路」という。)を指定。なお、今回は「見通し景観形成街路」となっていないが、2009年には、日本大通りに、象の鼻地区の波止場の海水面を対象とした見通し景観が創出された。

見通し景観の眺望対象

本町通りを始点とした見通し景観の終点となる歴史的建造物や港（海水面）。桜木町側から山手側に向かって順に、日本郵船ビル、赤レンガ倉庫、港の海水面、港の海水面及び氷川丸が眺望対象となっている。

通景空間

日本大通り沿いの建築物の壁面を、高さに応じて後退させることによって、当該街路から港に向けて上空に開いた開放的な街路空間をいう。

眺望景観

関内地区内外に設定した視点場からの望む景観。高さ31mを超える建築物の建築に際しては、視点場からのモニタージュの作成が必要となる。

横浜三塔

神奈川県庁本庁舎（キングの塔）、横浜税関本関庁舎（クイーンの塔）、横浜市開港記念会館（ジャックの塔）を総称して横浜三塔という。三塔を一望できるスポットは、大さん橋、赤レンガパーク、日本大通りなどがあり、全てをまわると願いがかなうと言われている。3月10日は”横浜三塔の日”。

スカイライン

建築物群の頭頂部などが空を区切って形成する輪郭。みなとみらい21中央地区のランドマークタワーからクイーンズスクエア横浜、横浜ベイホテル東急、パシフィコ横浜が形成するスカイラインが有名。

〈文化芸術〉

文化芸術創造関連施設

建築・美術・映像等の学校、スタジオ、アトリエ、映画館、ギャラリー、劇場、博物館、美術館、ライブハウス、デザインセンター等、文化芸術活動や創造活動に関連する施設。

〈照明〉

内照式

屋外広告物の内部の光源で画面を照明する方法。

外照式

投光器などの屋外広告物外部の光源で画面を照明する方法。

色温度

光の色味を表す指標を色温度（いろおんど）という。数値が低ければ赤みを帯び、高くなれば青白くなる。[単位：K(ケルビン)]

輝度

輝度（きど）は見た目の明るさ感を示す量で、単位面積の面から反射又は発光する光の量。[単位：cd/m² (カンデラ/平方メートル)]

照度

単位面積当たりに入射する光の量を照度という。一般には照度を明るさの指標としている。[単位：lx (ルクス) またはlm/m² (ルーメン/平方メートル)]

グレア

輝度が大きくなると眩しく感じ、視野内の細部や物体を見る能力が減少したり、不快感を感じたりする。そのような照明環境をグレアという。

バックライト

文字等の表示体の後方から行う照明。透過照明、間接照明の種類がある。

ライトアップ

夜間に公衆の観覧のために、一定期間継続して建築物等の外観に行う照明（景観法でいう特定照明）。

〈広告物〉

壁面看板

建築物その他の工作物の外面を利用する広告物。

屋上看板

建築物から突出する形式で、建築物の屋根又は屋上に設置する広告物。

そで看板

建築物から突出する形式で設置する屋上看板以外の広告物。

広告塔及び広告板

地上に独立して設置する広告物等。

箱文字

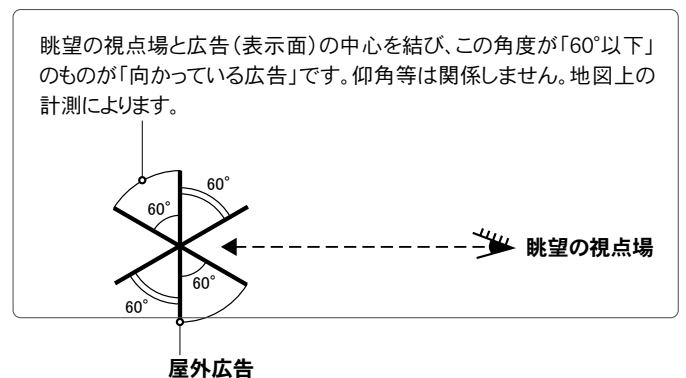
チャンネル文字とも呼び、文字部分のみの厚みのある形状で、下地のない広告物（切り文字のこと）。

窓面広告

窓のガラス面に直接に掲示する広告物（建築物の屋内側のものに限る）。

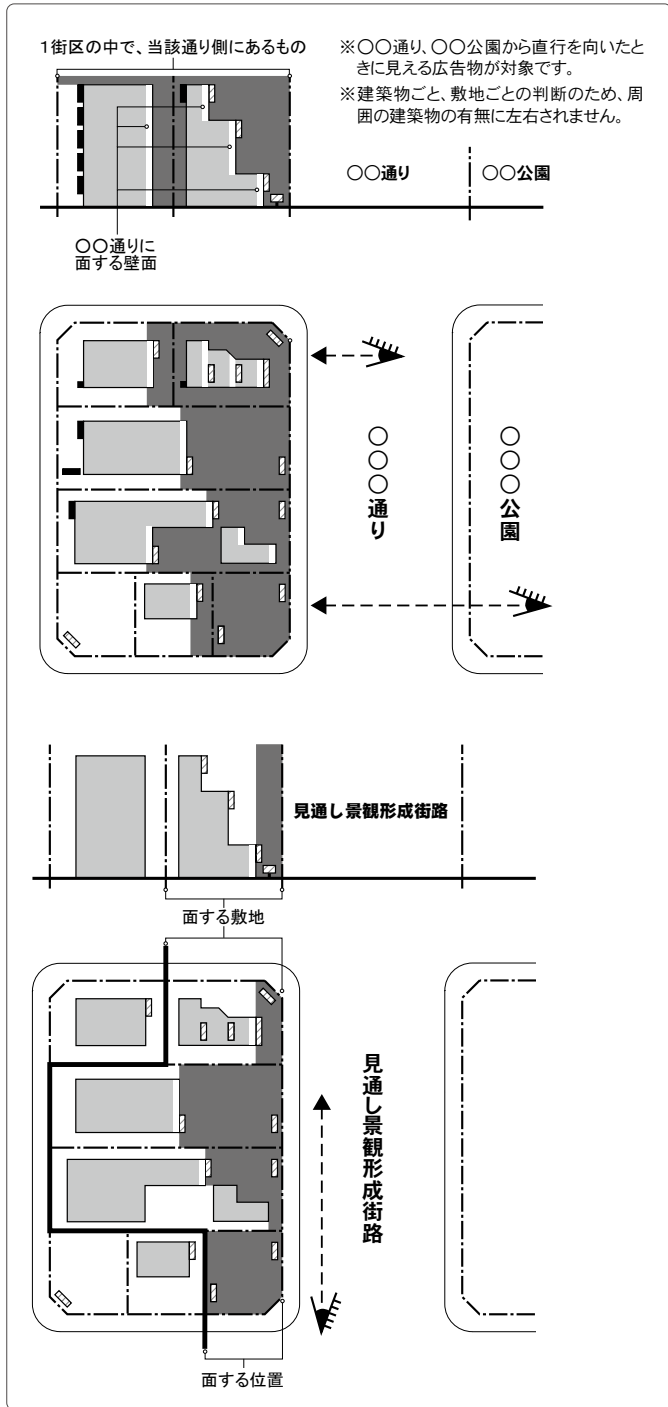
向かって

「眺望の視点場に向かって」の定義は下図による。



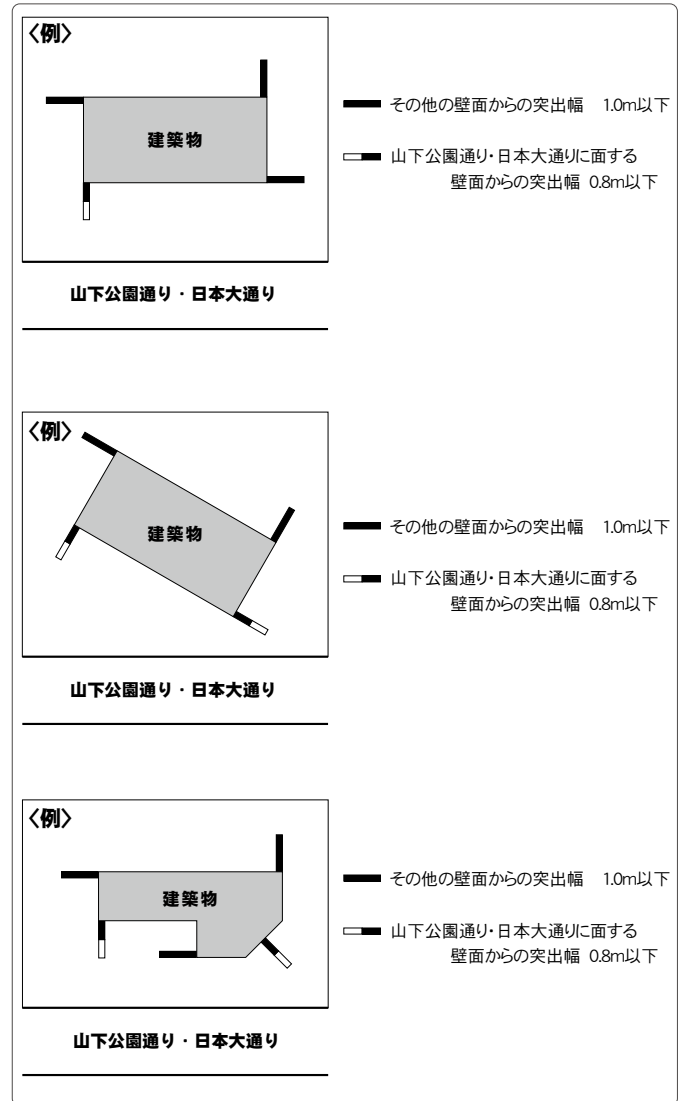
面する

街路等と見通し景観形成街路に「面する」の定義は下図による。



面する

そで看板の「面する」の定義は下図による。



8. 資料編

関内地区都市景観形成ガイドラインに関連する資料を紹介する

○横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例

平成18年2月15日

横浜市条例第2号

横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例をここに公布する。

横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例

目次

第1章 総則(第1条—第4条)

第2章 都市景観協議地区(第5条—第8条)

第3章 都市景観協議(第9条—第14条)

第3章の2 特定景観形成歴史的建造物(第14条の2—第14条の6)

第4章 景観法に基づく景観計画の策定等(第15条—第16条)

第5章 表彰(第17条)

第6章 雑則(第18条—第22条)

第7章 罰則(第23条—第25条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、魅力ある都市景観を創造するため、横浜市(以下「市」という。)、事業者及び市民の責務を明らかにし、都市景観を形成する行為に関する協議その他必要な事項を定めるとともに、景観法(平成16年法律第110号)の規定に基づき景観計画を策定する手続に関する規定等を定めることにより、地域の個性と市民等の豊かな発想が調和した、人をひきつける質の高い都市の実現を図り、もって横浜らしい都市景観が市民の財産として将来にわたり共有され、市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、魅力ある都市景観の創造を推進するため、必要な施策を策定し、これを総合的に実施するものとする。

2 市は、事業者及び市民に対し、第9条第1項の規定による協議(以下「都市景観協議」という。)その他の魅力ある都市景観の創造を推進するための施策に関する情報の提供に努めるものとする。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動に関し、地域の個性との調和に配慮して、積極的に魅力ある都市景観の創造に努めるとともに、市が実施する都市景観の創造に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、自ら所有し、又は管理する建物、工作物等が都市景観の一部を構成するものであることを理解し、主体的に魅力ある都市景観の創造に努めるとともに、市が実施する都市景観の創造に関する施策に協力しなければならない。

第2章 都市景観協議地区

(都市景観協議地区)

第5条 市長は、魅力ある都市景観の創造が特に必要とされる区域について、次に掲げる事項を定めた都市景観協議地区を定めることができる。

- (1) 名称
- (2) 位置及び区域
- (3) 魅力ある都市景観を創造するための方針
- (4) 景観法第16条第1項各号に掲げる行為その他の行為のうち、魅力ある都市景観の形成に影響を与えると認められるもの(以下「都市景観形成行為」という。)
- (5) 都市景観形成行為のうち、魅力ある都市景観の形成に特に重大な影響を与えると認められるもの(以下「特定都市景観形成行為」という。)
- (6) 都市景観形成行為に関する設計について指針となるべき事項(以下「行為指針」という。)

(策定の手続)

第6条 市長は、前条の都市景観協議地区(以下「協議地区」という。)を定めようとするときは、あらかじめ、案の縦覧、意見書の提出の機会の付与等当該協議地区の区域内に住所を有する者その他当該協議地区を定めることについて利害関係を有すると認められる者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市長は、協議地区を定めようとするときは、あらかじめ、横浜市都市美対策審議会条例(昭和40年7月横浜市条例第35号)により設置された横浜市都市美対策審議会(以下「都市美対策審議会」という。)の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、協議地区を定めたときは、その旨を告示し、これを公衆の縦覧に供ししなければならない。
- 4 市長は、前項の告示と同時期に、第1項の規定に基づく措置により提出された意見及びこれに対する市長の見解を公表するものとする。
- 5 市長は、協議地区を定めたときは、都市景観協議に通常要すべき標準的な期間を定め、公にしておくものとする。
- 6 前各項の規定は、協議地区の変更について準用する。

(行為指針への準拠)

第7条 協議地区内において都市景観形成行為を行おうとする者(以下「行為者」という。)は、行為指針にのっとり当該都市景観

形成行為に関する設計を行わなければならない。

(行為者に対する支援)

第8条 市長は、都市景観形成行為に関する設計が行為指針にのっとって適切かつ円滑に行われるよう、行為者に対し、助言その他の必要な支援を行うものとする。

第3章 都市景観協議

(都市景観協議)

第9条 行為者は、協議地区内において都市景観形成行為をしようとするときは、あらかじめ、当該都市景観形成行為に関する設計について市長と協議しなければならない。

- 2 都市景観協議を行おうとする行為者は、市長に対し、書面により協議の申出をしなければならない。
- 3 市長は、前項の申出があったときには、遅滞なく、行為指針に基づき都市景観協議を行う事項(以下「協議事項」という。)及び協議の方針を定め、当該行為者に対し、書面により通知するものとする。
- 4 市長は、特定都市景観形成行為に関する協議事項及び協議の方針を定めるに当たっては、あらかじめ、都市美対策審議会の意見を聴かななければならない。

(協議の終了等)

第10条 都市景観協議は、協議事項のすべてについて協議を行った場合において、次のいずれかに該当するときに終了するものとする。

- (1) 都市景観協議が調ったとき。
- (2) 都市景観協議が調わないこととなった場合において、当該行為者が市長に協議を終了するよう書面により申し出たとき。
- 2 市長は、都市景観協議が終了したときは、当該行為者に対し、当該都市景観協議の結果を書面(以下「協議結果通知書」という。)により通知するものとする。
- 3 行為者は、前項の規定による通知を受けたときは、当該協議結果通知書の内容の周知を図るため、規則で定めるところにより標識を設置し、当該都市景観形成行為に関する工事が完了するまでの間掲出しておかななければならない。

(合意事項の遵守)

第11条 行為者及び都市景観形成行為に関する工事の請負人(請負工事の下請人を含む。以下「工事請負人」という。)は、協議結果通知書に記載された市長との合意事項に従い、当該都市景観形成行為に関する工事を行わなければならない。

(都市景観形成行為に関する工事の着手制限)

第12条 行為者及び工事請負人は、行為者が第10条第2項の規定による通知を受けた後でなければ、都市景観形成行為に関する工事に着手してはならない。

(協議内容の変更)

第13条 行為者は、協議結果通知書に記載された市長との合意事項に係る変更をしようとするときは、あらかじめ、市長と協議しなければならない。

- 2 前項の規定による協議(以下「変更協議」という。)を行おうとする行為者は、市長に対し、書面により変更協議の申出をしなければならない。
- 3 前3条の規定は、変更協議について準用する。この場合において、第10条第2項及び第3項並びに第11条中「協議結果通知書」とあるのは「変更協議結果通知書」と、前条中「都市景観形成行為に関する工事」とあるのは「都市景観形成行為に関する工事のうち次条第1項による協議を要する部分」と読み替えるものとする。

(適用除外)

第14条 協議地区を定める日(協議地区を変更する場合において、当該都市景観形成行為に係る内容を変更するときは、当該変更の日)前において、当該都市景観形成行為に係る次に掲げる手続その他の行為を行っている場合については、この章の規定は、適用しない。

- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項若しくは第6条の2第1項の確認の申請又は同法第18条第2項の規定による計画の通知
- (2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項若しくは第43条第1項の許可の申請、同法第34条の2第1項若しくは第43条第3項の協議(成立している場合に限り。)又は同法第58条の2第1項の規定による届出
- (3) 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条第1項の許可の申請又は同法第11条の規定による協議(成立している場合に限り。)
- (4) 景観法第16条第1項の規定による届出若しくは同法第63条第1項の認定の申請又は同法第76条第1項の規定に基づく条例において当該地区計画等において定められた建築物等の形態意匠の制限に適合する旨の認定に関する手続を定めた場合における当該認定の申請
- (5) 都市景観形成行為に相当する行為に関する工事の着手(平19条例56・一部改正)

第3章の2 特定景観形成歴史的建造物

(平25条例81・追加)

(特定景観形成歴史的建造物の指定)

第14条の2 市長は、歴史的な価値を有する建造物(これと一体となって魅力ある都市景観を形成している土地その他の物件を含む。以下「歴史的建造物」という。)であって、魅力ある都市景観の創造を推進する上で特に重要なものを特定景観形成歴史的建造物として指定することができる。ただし、次に掲げるもの(以下「指定対象外建造物」という。)については、この限りでない。

- (1) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたもの、同法第78条第1項の規定

により重要有形民俗文化財に指定されたもの及び同法第109条第1項又は第110条第1項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定され、又は仮指定されたもの

(2) 神奈川県文化財保護条例(昭和30年神奈川県条例第13号)第4条第1項の規定により神奈川県指定重要文化財に指定されたもの、同条例第26条第1項の規定により神奈川県指定有形民俗文化財に指定されたもの及び同条例第31条第1項の規定により神奈川県指定史跡、神奈川県指定名勝又は神奈川県指定天然記念物に指定されたもの

(3) 横浜市文化財保護条例(昭和62年12月横浜市条例第53号)第6条第1項の規定により横浜市指定有形文化財に指定されたもの、同条例第32条第1項の規定により横浜市指定有形民俗文化財に指定されたもの及び同条例第40条第1項の規定により横浜市指定史跡、横浜市指定名勝又は横浜市指定天然記念物に指定されたもの

(4) 景観法第19条第1項の規定により景観重要建造物に指定されたもの及び同法第28条第1項の規定により景観重要樹木に指定されたもの

2 市長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、都市美対策審議会の意見を聴くとともに、当該歴史的建造物の所有者(所有者が2人以上いる場合にあっては、その全員。以下同じ。)及び権原に基づく占有者又は管理者(以下「所有者等」という。)の同意を得なければならない。

3 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を当該歴史的建造物の所有者等に通知するとともに、その旨を告示しなければならない。

(平25条例81・追加)

(指定の解除)

第14条の3 市長は、特定景観形成歴史的建造物が滅失等により特定景観形成歴史的建造物としての価値を失ったときその他規則で定める理由があるときは、前条第1項の規定による指定を解除することができる。

2 市長は、前項の規定による解除をしようとするときは、あらかじめ、都市美対策審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、特定景観形成歴史的建造物が指定対象外建造物となったときは、前条第1項の規定による指定を解除するものとする。

4 前条第3項の規定は、第1項及び前項の規定による解除について準用する。

(平25条例81・追加)

(保存活用計画の策定等)

第14条の4 市長は、第14条の2第1項の規定により特定景観形成歴史的建造物の指定をしたときは、当該特定景観形成歴史的建造物の保存及び活用の促進に関する計画(以下「保存活用計画」という。)を策定しなければならない。

2 保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 当該特定景観形成歴史的建造物の名称及び概要

(2) 当該特定景観形成歴史的建造物の所有者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(3) 当該特定景観形成歴史的建造物の保存及び活用に係る目標及び方針

(4) 建築基準法第3条第1項第3号に定める現状変更の規制及び保存のための措置に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、当該特定景観形成歴史的建造物の良好な保存及び活用を図るために必要な事項

3 市長は、保存活用計画を策定しようとするときは、あらかじめ、当該特定景観形成歴史的建造物の所有者等と協議して保存活用計画の案を作成し、都市美対策審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、第1項の規定により保存活用計画を策定したときは、その旨を当該特定景観形成歴史的建造物の所有者等に通知しなければならない。

5 前2項の規定は、保存活用計画の変更について準用する。ただし、第2項第2号に掲げる事項のみに係る保存活用計画の変更については、この限りでない。

(平25条例81・追加)

(管理義務等)

第14条の5 特定景観形成歴史的建造物の所有者等は、保存活用計画に基づき当該特定景観形成歴史的建造物を適切に管理しなければならない。

2 特定景観形成歴史的建造物の所有者が変更したときは、新たに所有者となった者は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(平25条例81・追加)

(現状変更等に係る許可等)

第14条の6 特定景観形成歴史的建造物の所有者等は、当該特定景観形成歴史的建造物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可の申請があった場合において、当該申請に係る現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為が保存活用計画に適合すると認められるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

3 市長は、第1項の許可の申請があった場合において、保存活用計画に係る目標の達成又は方針の実現のため必要があると認めるときは、許可に必要な条件を付することができる。

4 市長は、第1項の規定による許可を受けた者が前項の規定による許可に付された条件に違反したときは、当該許可を取り消すことができる。

5 第1項の規定は、次に掲げる行為については、適用しない。

(1) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるものの

(2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
(平25条例81・追加)

第4章 景観法に基づく景観計画の策定等 (景観法に基づく景観計画の策定手続の付加)

第15条 景観法第9条第7項(同条第8項において準用する場合を含む。)に規定する景観計画(同法第8条第1項に規定する景観計画をいう。以下同じ。)を定める手続に関し条例で定める事項は、景観計画を定めようとするときにおいて、あらかじめ、都市美対策審議会の意見を聴くこととする。

(届出を要する行為等)

第15条の2 景観法第16条第1項第4号に規定する条例で定める行為は、別表第1の左欄に掲げる地区の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる行為とする。ただし、この項の規定の適用の際現に着手し、又はこの項の規定の適用の日から31日以内に着手する行為については、この限りでない。

2 前項の行為に係る景観法第16条第1項の規定により条例で定めるところにより行うこととされている届出は、同項に規定する事項を記載した届出書及び前項の行為の内容を示す図書その他の規則で定める添付図書を提出して行うものとする。

3 第1項の行為に係る景観法第16条第1項に規定する条例で定める事項は、行為をしようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)、行為の完了予定日その他規則で定める事項とする。

4 第1項の行為に係る景観法第16条第2項に規定する条例で定める事項は、前2項に規定する事項とする。

(平19条例67・追加、平21条例50・令元条例33・一部改正)

(届出を要しない行為)

第15条の3 次項に規定する地区以外の景観計画区域(景観法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域をいう。以下同じ。)における同法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為(以下「届出除外行為」という。)は、同条第1項第1号から第3号までに掲げる行為とする。

2 別表第2の左欄に掲げる地区における届出除外行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 別表第2の左欄に掲げる地区の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる行為

(2) 景観法第16条第1項第1号から第3号までに掲げる行為のうち、この項の規定の適用の際現に着手し、又はこの項の規定の適用の日から31日以内に着手するもの(前号に該当する行為を除く。)

(平21条例50・全改)

(特定届出対象行為)

第15条の4 景観法第17条第1項に規定する特定届出対象行為は、別表第3の左欄に掲げる地区の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる行為とする。

(平19条例67・追加)

(景観計画区域内における行為の届出書の添付図書)

第16条 景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号)第1条第2項第4号に規定する同条第1項の届出書に添付が必要なものとして条例で定める図書は、景観計画で定められた地点から建築等をしようとする建築物(建築基準法第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)又は工作物(建築物並びに屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条第1項に規定する屋外広告物及びこれを掲出する物件を除く。以下同じ。)の敷地の方向に向かって当該敷地及びその周辺の状態を撮影した写真に当該建築物又は工作物の透視図を合成し、当該地点からの将来の景観を予想した図面その他の図書で規則で定めるものとする。

(令元条例33・一部改正)

第5章 表彰

第17条 市長は、魅力ある都市景観の創造に特に著しい功績のあったものに対し、表彰を行うことができる。

第6章 雑則

(指導又は助言)

第18条 市長は、この条例の施行のために必要な限度において、行為者、工事請負人等に対し、指導又は助言を行うことができる。

(勧告等)

第19条 市長は、行為者又は工事請負人が第11条の規定に違反したと認めるときは、当該行為者又は工事請負人に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、都市美対策審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、第2項の規定による公表をしようとする場合において、第1項の規定による勧告を受けた者に対して、あらかじめ、その旨を通知し、意見の聴取を行うものとする。ただし、その者が正当な理由なく意見の聴取に応じないとき、又はその者の所在が不明で通知できないときは、この限りでない。

(平23条例50・一部改正)

(報告等の徴収)

第20条 市長は、前条の規定による措置の実施その他この条例の施行のために必要であると認めるときは、行為者又は工事請負人に対し、都市景観形成行為に関する工事の状況等について必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(台帳の閲覧)

第21条 市長は、第9条第2項及び第3項に規定する書面、協議結果通知書その他の関係書類に基づき、都市景観協議の経過等を記録した台帳を作成し、規則で定めるところにより、当該台帳を一

般の閲覧に供するものとする。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

(罰則)

第23条 次のいずれかに該当する者は、300,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第14条の6第1項の規定に違反して、特定景観形成歴史的建造物の現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為をした者
- (2) 第14条の6第3項の規定により許可に付された条件に違反した者

(平25条例81・追加)

(両罰規定)

第24条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その違反行為を行った者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

(平25条例81・追加)

(過料)

第25条 次のいずれかに該当する者は、50,000円以下の過料に処する。

- (1) 第12条(第13条第3項において準用する場合を含む。)の規定に違反した行為者又は工事請負人
- (2) 第20条の規定による報告又は資料の提出の要求に対し、これに応じず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出を行った者

(平25条例81・旧第23条線下・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年9月条例第56号)

この条例は、平成19年11月30日から施行する。

附 則(平成19年12月条例第67号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に着手し、又はこの条例の施行の日から平成20年5月1日までの間に着手する景観法(平成16年法律第110号)第16条第1項の規定による届出をしなければならない行為(同項第1号及び第2号に掲げるものに限る。)については、この条例による改正後の横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例第15条の3の規定にかかわらず、景観法第16条第7項第11号に規

定する条例で定める行為とする。

附 則(平成21年9月条例第50号)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例第15条の3第2項(同項第2号に係る部分に限る。)の規定は、この条例による改正前の横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例別表第2の左欄に掲げる地区においてこの条例の施行の際現に着手し、又はこの条例の施行の日から31日以内に着手する行為については、適用しない。

附 則(平成23年12月条例第50号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月条例第81号) 抄

(施行期日)

この条例は、平成26年7月1日から施行する。

附 則(令和元年10月条例第33号)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例別表第2に係る同条例第15条の3第2項(同項第2号に係る部分に限る。)の規定は、この条例による改正前の横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例別表第2の左欄に掲げる地区においてこの条例の施行の際現に着手し、又はこの条例の施行の日から31日以内に着手する行為については、適用しない。

別表第1

届出を要する行為(第15条の2)
(令条例33・全改)

地区	行為
関内地区(景観計画区域のうち、関内地区として景観計画に定める区域をいう。以下同じ。)	1 景観計画に定める歴史的界隈形成エリア内に存する建築物又は工作物(市長が指定するものを除く。)について行う景観法施行令(平成16年政令第398号)第4条第6号に規定する特定照明(以下「特定照明」という。) 2 建築物又は工作物(市長が指定するものを除く。)の景観計画に定める見通し景観形成街路に面する部分について行う特定照明
みなとみらい21新港地区(景観計画区域のうち、みなとみらい21新港地区として景観計画に定める区域をいう。以下同じ。)	景観計画に定める赤レンガ倉庫について行う特定照明
山手地区(景観計画区域のうち、山手地区として景観計画に定める区域をいう。以下同じ。)	高さが5メートルを超え、又は1.2メートルの高さにおける幹の周囲が1.5メートルを超える木竹の伐採

別表第2

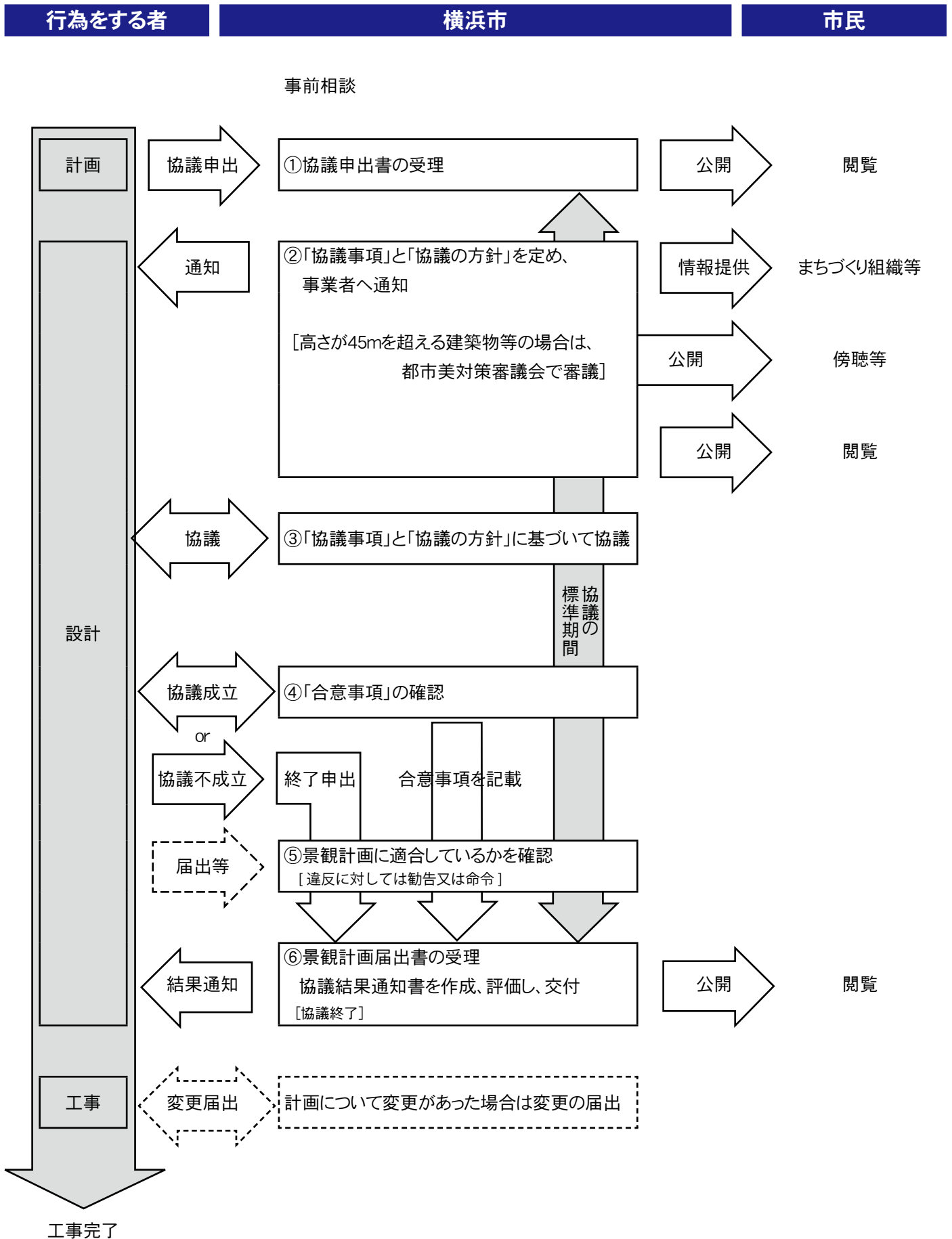
届出を要しない行為(第15条の3)
(平19条例67・追加、平21条例50・令元条例33・一部改正)

地区	行為
関内地区	1 建築物の増築又は改築で、外観の変更を伴わないもの 2 建築物の外観を変更することとなる修繕等(修繕若しくは模様替又は色彩の変更をいう。以下同じ。)で、外観を変更する部分の面積(市長が定める方法により算定した面積をいう。以下同じ。)の合計が10平方メートル未満のもの 3 景観法第16条第1項第2号に掲げる行為(規則で定める工作物については、改築で外観の変更を伴わないもの及び修繕等で外観を変更する部分の面積の合計が10平方メートル未満のものに限る。) 4 景観法第16条第1項第3号に掲げる行為
みなとみらい21中央地区(景観計画区域のうち、みなとみらい21中央地区として景観計画に定める区域をいう。以下同じ。)	1 建築物の増築又は改築で、外観の変更を伴わないもの 2 建築物の外観を変更することとなる修繕等で、外観を変更する部分の面積の合計が10平方メートル未満のもの 3 景観法第16条第1項第2号及び第3号に掲げる行為
みなとみらい21新港地区	1 建築物の増築又は改築で、外観の変更を伴わないもの 2 建築物の外観を変更することとなる修繕等で、外観を変更する部分の面積の合計が10平方メートル未満のもの 3 景観法第16条第1項第2号に掲げる行為(規則で定める工作物については、改築で外観の変更を伴わないもの及び修繕等で外観を変更する部分の面積の合計が10平方メートル未満のものに限る。) 4 景観法第16条第1項第3号に掲げる行為
山手地区	1 建築物の増築又は改築で、外観の変更を伴わないもの 2 景観法第16条第1項第2号に掲げる行為(規則で定める工作物については、改築で、外観の変更を伴わないものに限る。) 3 景観法第16条第1項第3号に掲げる行為

地区	行為
関内地区	1 建築物の新築、増築、改築又は移転(増築又は改築にあつては、外観の変更を伴わないものを除く。) 2 建築物の外観を変更することとなる修繕等で、外観を変更する部分の面積の合計が10平方メートル以上のもの 3 規則で定める工作物の新設、増築、改築又は移転(改築にあつては、外観の変更を伴わないものを除く。) 4 規則で定める工作物の外観を変更することとなる修繕等で、外観を変更する部分の面積の合計が10平方メートル以上のもの
みなとみらい21中央地区	1 建築物の新築、増築、改築又は移転(増築又は改築にあつては、外観の変更を伴わないものを除く。) 2 建築物の外観を変更することとなる修繕等で、外観を変更する部分の面積の合計が10平方メートル以上のもの
みなとみらい21新港地区	1 建築物の新築、増築、改築又は移転(増築又は改築にあつては、外観の変更を伴わないものを除く。) 2 建築物の外観を変更することとなる修繕等で、外観を変更する部分の面積の合計が10平方メートル以上のもの 3 規則で定める工作物の新設、増築、改築又は移転(改築にあつては、外観の変更を伴わないものを除く。) 4 規則で定める工作物の外観を変更することとなる修繕等で、外観を変更する部分の面積の合計が10平方メートル以上のもの
山手地区	1 建築物の新築、増築、改築又は移転(増築又は改築にあつては、外観の変更を伴わないものを除く。) 2 建築物の外観を変更することとなる修繕等 3 規則で定める工作物の新設、増築、改築又は移転(改築にあつては、外観の変更を伴わないものを除く。) 4 規則で定める工作物の外観を変更することとなる修繕等

都市景観協議(条例)、届出(景観計画)の手続きフロー

都市景観協議及び届出は、以下の手続きフローに従って行うことになります。



関内地区都市景観形成ガイドライン検討経過

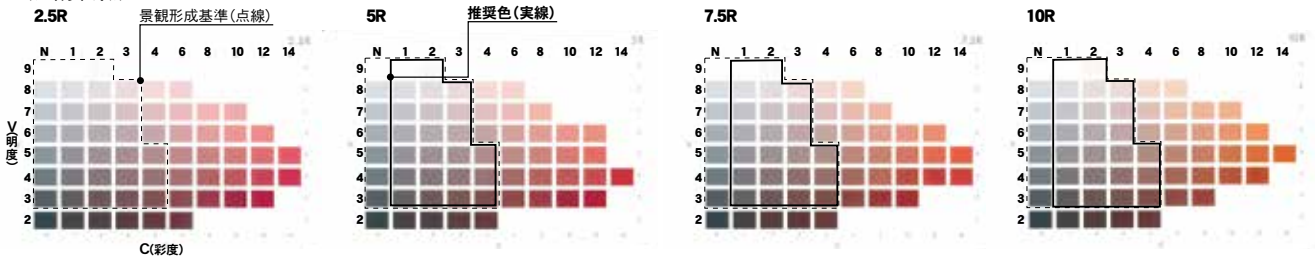
関内地区都市景観形成ガイドラインは、以下の検討を経て策定しました。

2004.10	横浜都市景観形成研究会(第一回)「サステナブル・シティの都市景観」
2004.11	横浜都市景観形成研究会(第二回)「横浜の都市景観の課題」
2004.12	横浜都市景観形成研究会(第三回)「住民参加と都市景観づくり」
2005.1	横浜都市景観形成研究会(第四回)「景観形成の新しい仕組み」
2005.3	横浜都市景観形成研究会(第五回)「横浜らしい景観形成に向けて」
2005.6	横浜都市景観形成研究会(第六回)「横浜らしい都市景観形成制度のあり方について ほか」
2005.8	横浜都市景観形成研究会(第七回)「横浜らしい都市景観形成制度のあり方について ほか」
2005.8	横浜市都市美対策審議会から市長に対し、「横浜らしい都市景観形成制度のあり方について」の答申
2005.8~9	仮称)横浜らしい都市景観の形成に関する条例素案について(パブリックコメント)
2005.11	第95回横浜市都市美対策審議会「関内地区の都市景観形成ルールの検討について」
2005.12	関内都市景観検討会(第一回)「関内の景観の現状と課題 ほか」
2006.1	関内都市景観検討会(第二回)「関内の景観形成の方向性について ほか」
2006.2	関内都市景観検討会(第三回)「関内の魅力ある都市景観を創造するための方針と行為指針の概略について ほか」 「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」公布
2006.3	関内都市景観検討会(第四回)「関内地区の魅力ある都市景観を創造するための方針と行為指針案について ほか」 第96回横浜市都市美対策審議会「関内地区の都市景観形成の指針について」
2006.4	「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」施行
2006.6	関内都市景観検討会(第五回)「ゆとりある歩行者空間の形成について ほか」
2006.8	関内都市景観検討会(第六回)「関内地区都市景観形成ガイドラインの検討案 ほか」
2006.9	第98回横浜市都市美対策審議会「関内地区の都市景観形成ガイドラインについて」
2007.1	第100回横浜市都市美対策審議会 「(仮称)関内地区景観計画」及び「(仮称)関内地区都市景観協議地区」の素案について」
2007.2	第101回横浜市都市美対策審議会 「(仮称)関内地区景観計画」素案の一部追加について」
2007.6	第103回横浜市都市美対策審議会 「(仮称)関内地区景観計画(案)」及び「関内地区都市景観協議地区(案)」について」
2019.8	第127回横浜市都市美対策審議会 「関内駅前地区における景観計画の変更等について」「景観制度見直しの検討について」
2019.10	第18回横浜市都市美対策審議会政策検討部会 「市庁舎移転に伴う横浜市景観計画・関内地区都市景観協議地区の変更等について」 「景観制度の見直し検討について」
2019.11	第19回横浜市都市美対策審議会政策検討部会 「市庁舎移転に伴う横浜市景観計画・関内地区都市景観協議地区の変更等について」
2020.1	第20回横浜市都市美対策審議会政策検討部会 「景観制度の見直し検討について」 「市庁舎移転に伴う横浜市景観計画・関内地区都市景観協議地区の変更等について」
2021.2	第23回横浜市都市美対策審議会政策検討部会 「景観制度の見直し検討について」
2021.10	第25回横浜市都市美対策審議会政策検討部会 「都心臨海部における夜間景観の誘導手法について」
2022.6	第28回横浜市都市美対策審議会政策検討部会 「夜間景観の誘導に伴う横浜市景観計画等の変更について」

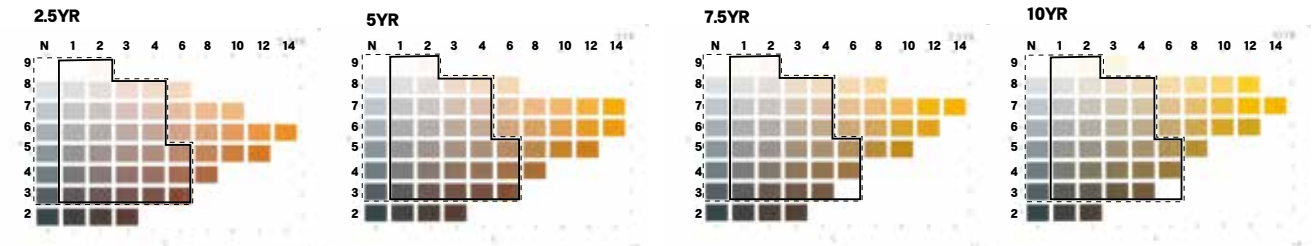
■ 関内地区全域の色彩基準

暖色系を中心とした関内地区の連続的な街並みを形成するため、次に示す範囲の色彩を建築物等の基調色とする。

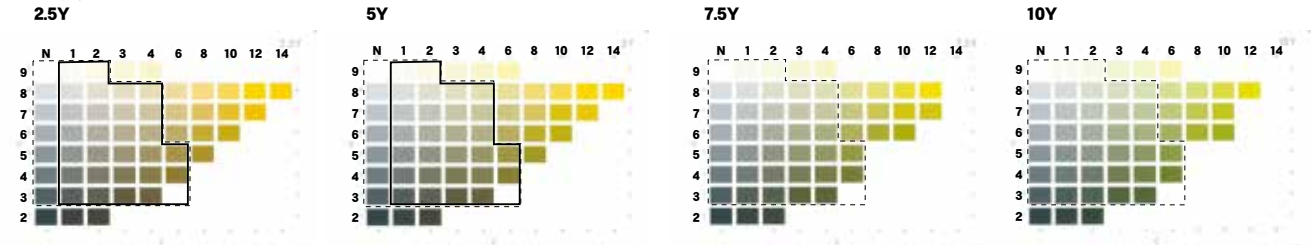
《R(赤)系》



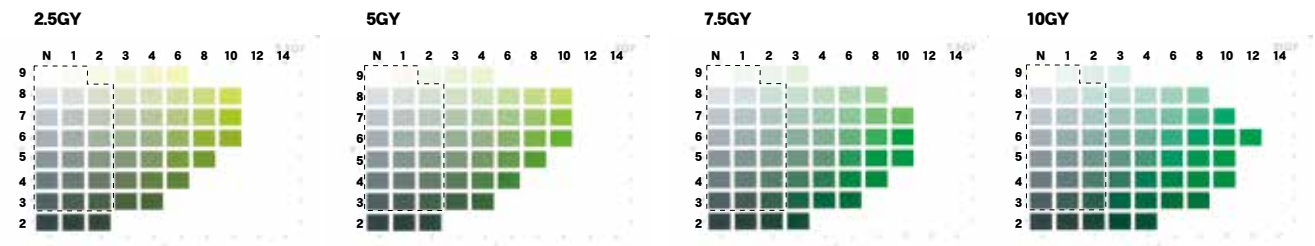
《YR(黄赤)系》



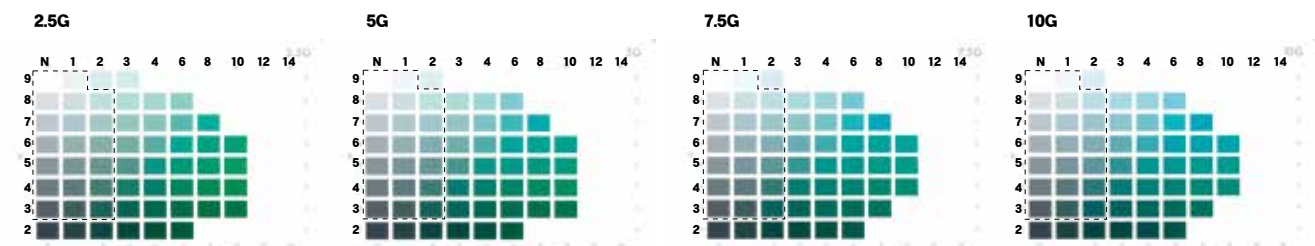
《Y(黄)系》



《GY(黄緑)系》



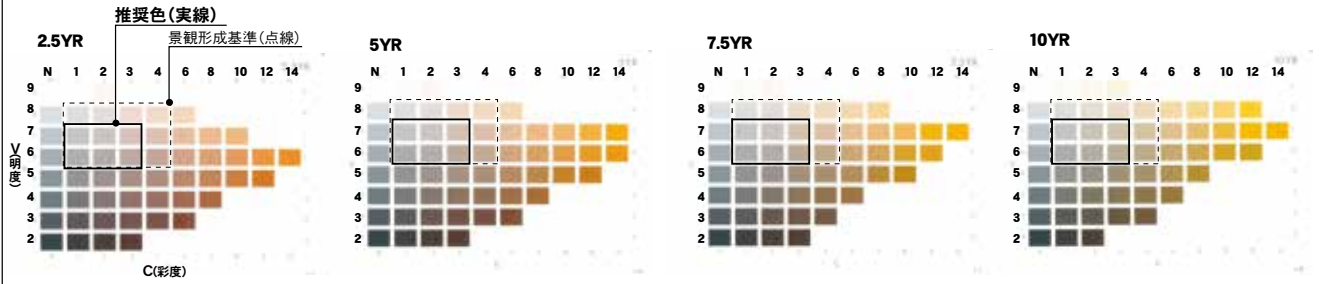
《G(緑)系》



■日本郵船ビルへの見通し景観形成街路の沿道の建築物の色彩基準

日本郵船ビルへの見通し景観形成街路の沿道においては、日本郵船ビルの色彩と調和しながらも引き立つよう、次に示す色彩を建築物等の基調色とする。

《YR(黄赤)系》



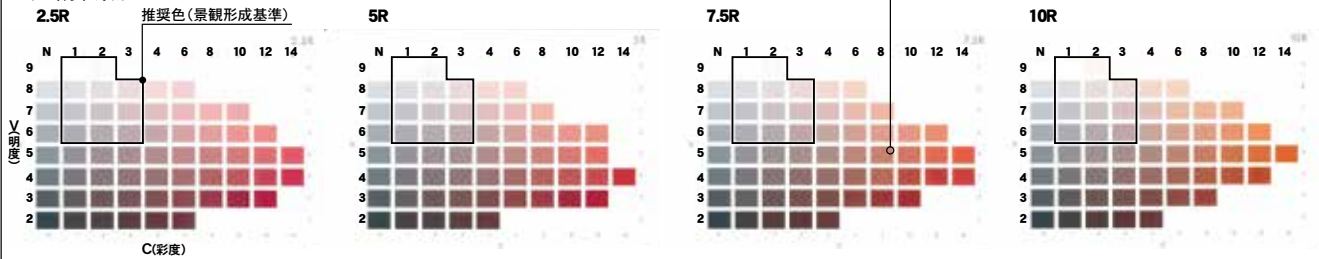
《Y(黄)系》



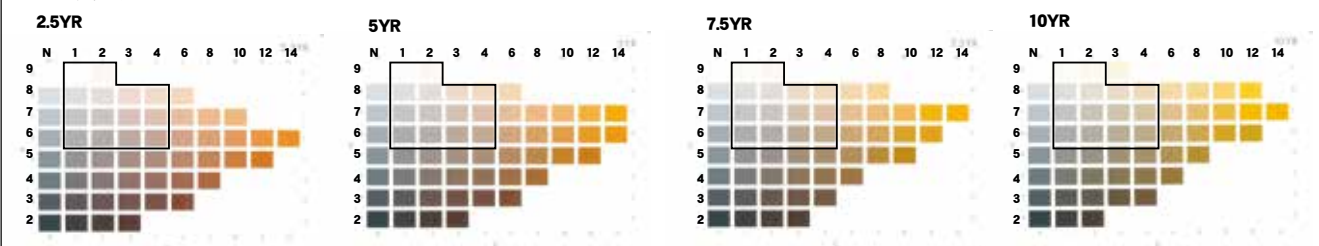
■赤レンガ倉庫の見通し景観形成街路の沿道の建築物の色彩基準

赤レンガ倉庫への見通し景観形成街路の沿道においては、赤レンガ倉庫の色彩と調和しながらも引き立つよう、次に示す色彩を建築物等の基調色とする。

《R(赤)系》



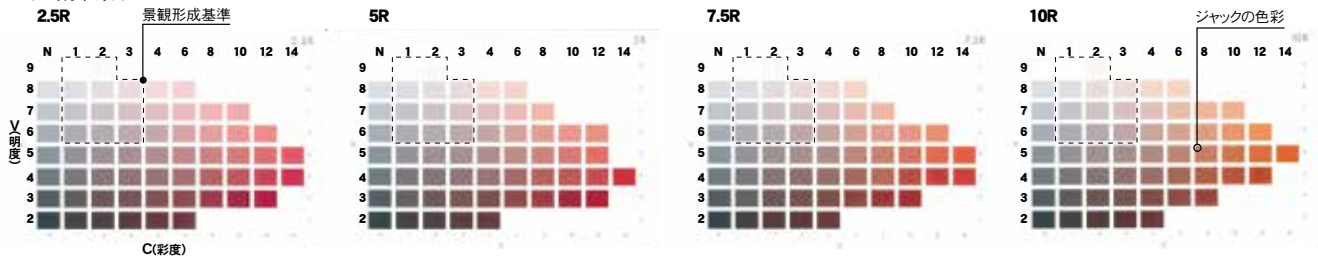
《YR(黄赤)系》



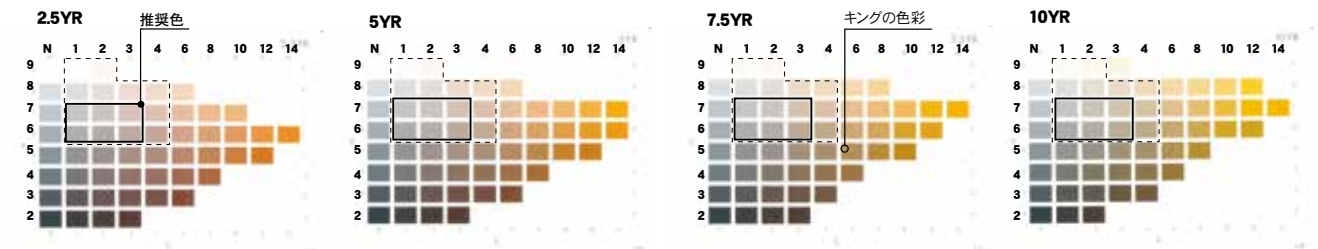
■横浜三塔の後景エリアにおける建築物の色彩基準

横浜三塔の後景エリアにおいては、横浜三塔を引き立てつつ、それらと一体となった眺望景観を創出するよう、建築物の高さ15m以上の部分には、次に示す色彩を基調とする。

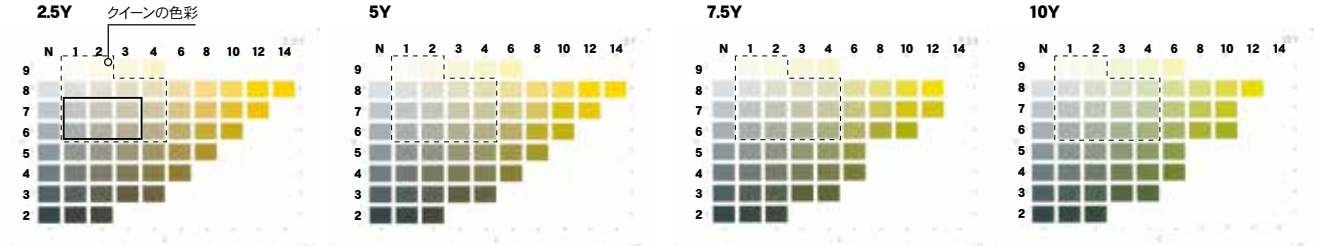
《R(赤)系》



《YR(黄赤)系》



《Y(黄)系》



関内地区都市景観形成ガイドライン

作成日：平成20(2008)年4月

更新日：令和5(2023)年1月

発行元：横浜市都市整備局 都心再生課

住所：〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地10市庁舎29階

電話：045-671-2673、4247

FAX：045-664-3551

メールアドレス：tb-tosai@city.yokohama.jp